

富谷市高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

〔令和3年度～令和5年度〕



令和3年3月

富谷市

はじめに

このたび、令和3年度から5年度までの3年間にわたる「富谷市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

現在、我が国においては少子高齢化が急速に進展し、団塊の世代が後期高齢となる2025年及びその子どもたちが65歳を迎える2040年に向かって高齢者が増加すると推測される一方で、少子化の影響を受け、支える世代の減少に加え、総人口の減少があると懸念されております。

本市の高齢化率は県内で最も低く、要介護・要支援の認定を受けている方の割合も低い状況にありますが、他の多くの自治体と同様に今後少子高齢化が進むものと考えております。

これまで、本市における高齢者施策については、第7期に至るまでの各計画に基づき元気な高齢者の皆さまが引き続き元気に暮らしていただくために介護予防事業に重点を置くとともに、介護保険を必要とする皆さまに対しては、お一人お一人の状況に合わせた各種介護サービス等の提供に努めてまいりました。

本計画でもこれまで実践して来た各施策を継続するとともに、地域全体で高齢者を見守り、支えていく地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を実践してまいります。また、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとした新たな課題への対応についても、基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生涯を過ごすまちづくり」を実現する中で取り組んでまいります。

本計画の実施により、今後訪れるであろう少子高齢化にしっかり対応してまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な知見やご経験から活発にご審議くださいました介護保険運営委員会及び保健福祉総合支援センター運営協議会の委員の皆さま、並びに実態把握調査及びパブリックコメント等で貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆さま、そして関係機関の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月



富谷市長 若生裕俊

目 次

第 1 章 高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定にあたって	7
第 1 高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画策定の趣旨	9
1 高齢者と社会情勢の変化	9
2 前期計画の継承と令和 22（2040）年を見据えた計画の策定	12
3 計画の位置付け	13
4 計画の期間	14
5 第 8 期計画の基本指針において充実された内容	14
第 2 計画策定体制と策定の経緯	16
1 富谷市介護保険運営委員会	16
2 住民参加	16
3 計画策定体制	18
第 3 高齢者人口等の推移	19
1 富谷市の人口構造	19
2 総人口・高齢者人口の推移と推計	20
3 要支援・要介護認定者の推移と推計	21
4 高齢者世帯の状況	22
第 4 現状と課題	23
1 調査結果から見る高齢者・介護者の状況	23
2 調査結果から見る課題総括	36
3 第 7 期計画の指標の達成状況	38
4 第 7 期計画の事業体系と課題	41
第 2 章 施策の基本的考え方	43
第 1 施策の基本的考え方	45
1 富谷市が目指す高齢者を支える環境づくり	45
2 日常生活圏域	46
3 富谷市の地域包括ケア方針	48
4 富谷市における地域包括ケアシステム	49
第 2 計画の将来像と基本理念	50
1 令和 22（2040）年为目标とした計画の将来像及び基本理念	50
2 計画の体系	52

第3章 施策の展開 53

第1 施策の展開.....	55
1 心と体の元気づくりの推進.....	55
2 共に支える地域づくり.....	65
3 安心できる在宅生活のための環境づくりの推進.....	78
4 地域包括支援事業の推進.....	92
5 認知症施策の推進.....	101
6 介護保険事業の推進.....	108
第2 各施策の目標・指標総括.....	114

第4章 介護保険事業費の見込みと保険料..... 117

第1 サービス見込量の算定方法.....	119
第2 介護給付費等の見込み.....	120
1 介護（予防）サービスの利用者の推移と見込み.....	120
2 介護（予防）サービスの給付費の推移と見込み.....	122
3 地域支援事業の推移と見込み.....	124
第3 介護保険事業費の推計.....	125
第4 介護給付費等の財源.....	126
第5 第1号被保険者の保険料.....	127
1 第1号被保険者の保険料の算定フロー.....	127
2 第7期計画との比較表.....	129
3 第1号被保険者の保険料と所得段階区分.....	130

第5章 計画の推進に向けて 133

第1 サービスの提供体制.....	135
1 介護サービスの適正化.....	135
2 居宅支援・サービス事業者等への支援.....	136
3 所得段階別の配慮.....	136
第2 地域が支える人材育成・意識の啓発.....	137
1 地域の人材の育成と協働.....	137
2 住民意識の啓発.....	137
3 保健福祉・介護保険などの情報の提供.....	137
第3 事業の健全な運営管理・計画の弾力的な運用.....	139
1 富谷市介護保険運営委員会.....	139
2 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会.....	139
3 計画の進行管理・事業評価と弾力的な運用.....	139

資 料..... 141

1 富谷市介護保険運営委員会規則.....	143
2 富谷市保健福祉総合支援センター条例.....	144
3 富谷市介護保険運営委員会委員名簿.....	146
4 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会名簿.....	146
5 策定の経過.....	147

用語解説..... 148

※文中に「注」の付いた単語については、巻末の用語解説をご確認ください。



第 1 章



高齢者保健福祉計画・ 第 8 期介護保険事業計画策定にあたって



第1 高齢者保健福祉計画・

第8期介護保険事業計画策定の趣旨

1 高齢者と社会情勢の変化

(1) 高齢社会白書より

内閣府が発行する「令和2年版高齢社会白書」によれば、わが国の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は年々高まりを見せており、令和元年10月1日現在28.4%、うち75歳以上は14.7%となっています。この傾向は将来的にも続くものと推計されており、令和18(2036)年には高齢化率が33.3%に達し3人に1人が高齢者となると見込まれています。

また、高齢者人口自体は令和24(2042)年に減少へ転じるものの、総人口も減少し続けるため高齢化率の増加は続き、令和47(2065)年には高齢化率が38.4%に達し2.6人に1人が65歳以上となり、そのうち75歳以上は25.5%に達すると見込まれています。

一方、年少人口(0歳～14歳)及び生産人口(15歳～64歳)においては、令和47(2065)年に65歳以上の方1人を1.3人の生産人口の方々で支えていく比率にまで高まると推計されています。

(2) 本市の状況

県内一高齢化率の低い本市においても高齢化率は増加の一途を辿り、令和2年9月末には20.9%に達しました。平成25年度と比較すると5.7ポイントも高い値を示しており、著しい高齢化が進んでいる状況が見られます。

一方で、総人口に占める年少人口及び生産人口の割合については年々減少し続けています。実人数でも年少人口は平成27年度に、翌平成28年度には生産人口が減少に転じました。

これまでは、年少人口及び生産人口の減少を高齢者人口の増加が上回っていたため総人口も微増を続けてきましたが、高齢者人口の増加が鈍化したため平成30年度には総人口も減少に転じました。昭和38年度の町制施行以来、半世紀以上もの間、毎年増加を続けて来ましたが、減少傾向は平成30年度から現在に至るまで続いています。

なお、本計画における総人口の将来推計については富谷市総合計画及び国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を使用しており、既存団地のエリア拡大が行われることから緩やかな人口増が続くものとして見込んでいます。



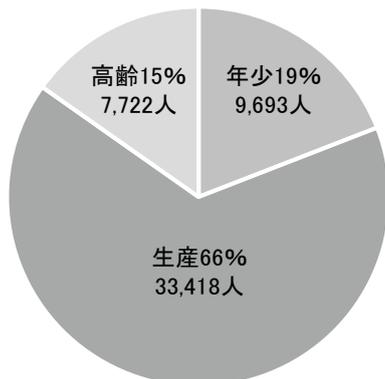
【富谷市の人口構成】

年度		人口(割合)		対前年比(割合)	
第5期	平成25年度	総人口	50,833人		
		年少	9,693人(19.1%)		
		生産	33,418人(65.7%)		
		高齢	7,722人(15.2%)		
	平成26年度	総人口	51,595人	総人口	762人
		年少	9,711人(18.8%)	年少	18人(△0.3%)
		生産	33,587人(65.1%)	生産	169人(△0.6%)
		高齢	8,297人(16.1%)	高齢	575人(0.9%)
第6期	平成27年度	総人口	52,239人	総人口	644人
		年少	9,675人(18.5%)	年少	△36人(△0.3%)
		生産	33,746人(64.6%)	生産	159人(△0.5%)
		高齢	8,818人(16.9%)	高齢	521人(0.8%)
	平成28年度	総人口	52,479人	総人口	240人
		年少	9,516人(18.1%)	年少	△159人(△0.4%)
		生産	33,633人(64.1%)	生産	△113人(△0.5%)
		高齢	9,330人(17.8%)	高齢	512人(0.9%)
	平成29年度	総人口	52,580人	総人口	101人
		年少	9,291人(17.7%)	年少	△225人(△0.4%)
		生産	33,481人(63.7%)	生産	△152人(△0.4%)
		高齢	9,808人(18.6%)	高齢	478人(0.8%)
第7期	平成30年度	総人口	52,559人	総人口	△21人
		年少	9,035人(17.2%)	年少	△256人(△0.5%)
		生産	33,301人(63.4%)	生産	△180人(△0.3%)
		高齢	10,223人(19.4%)	高齢	415人(0.8%)
	令和元年度	総人口	52,537人	総人口	△22人
		年少	8,837人(16.8%)	年少	△198人(△0.4%)
		生産	33,098人(63.0%)	生産	△203人(△0.4%)
		高齢	10,602人(20.2%)	高齢	379人(0.8%)
	令和2年度	総人口	52,483人	総人口	△54人
		年少	8,540人(16.3%)	年少	△297人(△0.5%)
		生産	32,950人(62.8%)	生産	△148人(△0.2%)
		高齢	10,993人(20.9%)	高齢	391人(0.7%)

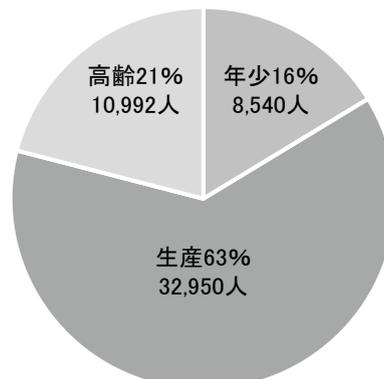
※各年9月末時点の住民基本台帳

【人口構成の変化】

平成25年9月末時点



令和2年9月末時点



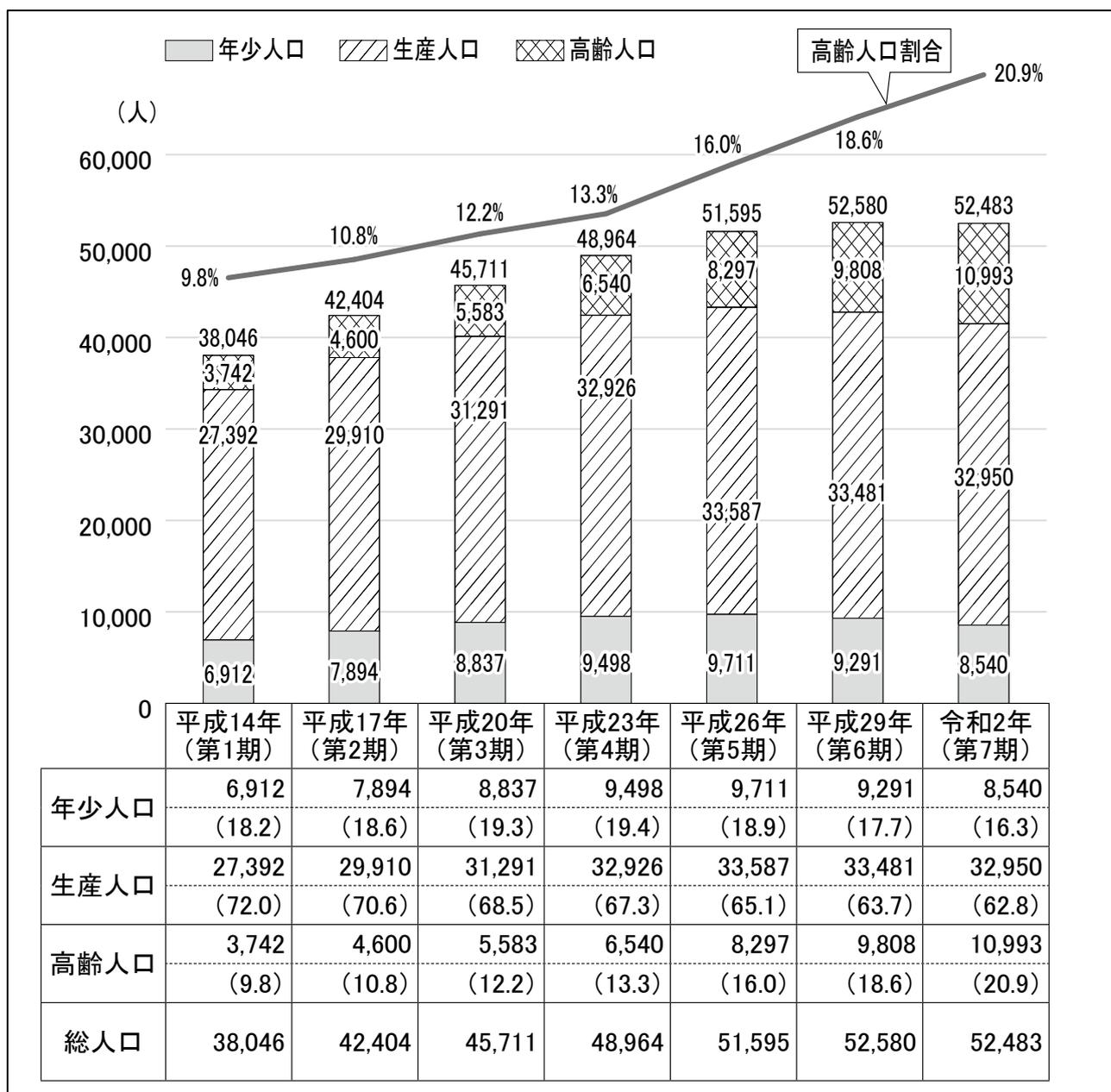


【人口構成と高齢人口割合の推移】

「高齢者保健福祉計画・第1期介護保険事業計画」の最終年である平成14年9月末では総人口38,046人、高齢者人口3,742人でしたが「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の最終年である令和2年9月末では総人口52,483人、高齢者人口10,993人となりました。

18年間で総人口は14,437人の増加、うち高齢者人口は7,251人の増加となり、高齢者人口の割合も9.8%から20.9%まで増加しています。

【人口構成の推移】



※各計画期間の最終年9月末時点の住民基本台帳



2 前期計画の継承と令和22（2040）年を見据えた計画の策定

(1) 前期計画の継承

本市では、平成30年3月に策定した「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（計画期間：平成30年度～令和2年度）に基づき、『高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり』の基本理念の実現に向けてすべての高齢者の皆様が安心して日常生活を送れるため、様々な支援を提供してきました。

本計画についても前期計画である「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」及びこれまで策定してきた計画の考え方を継承しつつ、上位計画である富谷市総合計画を始めとした関係する諸計画を踏まえたうえで、国の基本指針に基づき策定しました。

(2) 令和22（2040）年を見据えた計画の策定

介護保険法第116条に基づく国の基本指針（介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針）では、令和22（2040）年を見据えた長期的な推計が求められています。令和7（2025）年には団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が75歳以上になり、令和22（2040）年には団塊の世代の子どもたち（団塊の世代ジュニア世代）が65歳以上となるため、高齢者の増加がピークとなる令和22（2040）年においても安定した介護サービス等が実施できる体制づくりを今から着手する必要があると考えられています。

(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進

本市では、「高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」（計画期間：平成24年度～平成26年度）より本格的な高齢化を見据えて地域包括ケアの構築の取り組みを段階的にスタートさせてきました。平成29年に令和7（2025）年度を目標年次とした「富谷市総合計画」を策定し、“ひと”と“資源”を「活かす」「動く」「育む」「つなぐ」「守る」「誇る」を基本理念に、市民・議会・事業所・行政が協働・協力・連携を図る「オールとみや」体制で市政を推進しています。

本計画においても「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」から引き続き、より一層の「地域包括ケアシステムの深化・推進」が求められています。

本市においても、基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり」のもと、これまで実施してきた様々な事業を繋ぎ、公的な福祉サービスと市民が協働し、高齢者の元気や自立の支援とともに、サービスを必要とする人には必要なサービスが包括的に提供されるよう、世代を超えてともに支え合い安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。



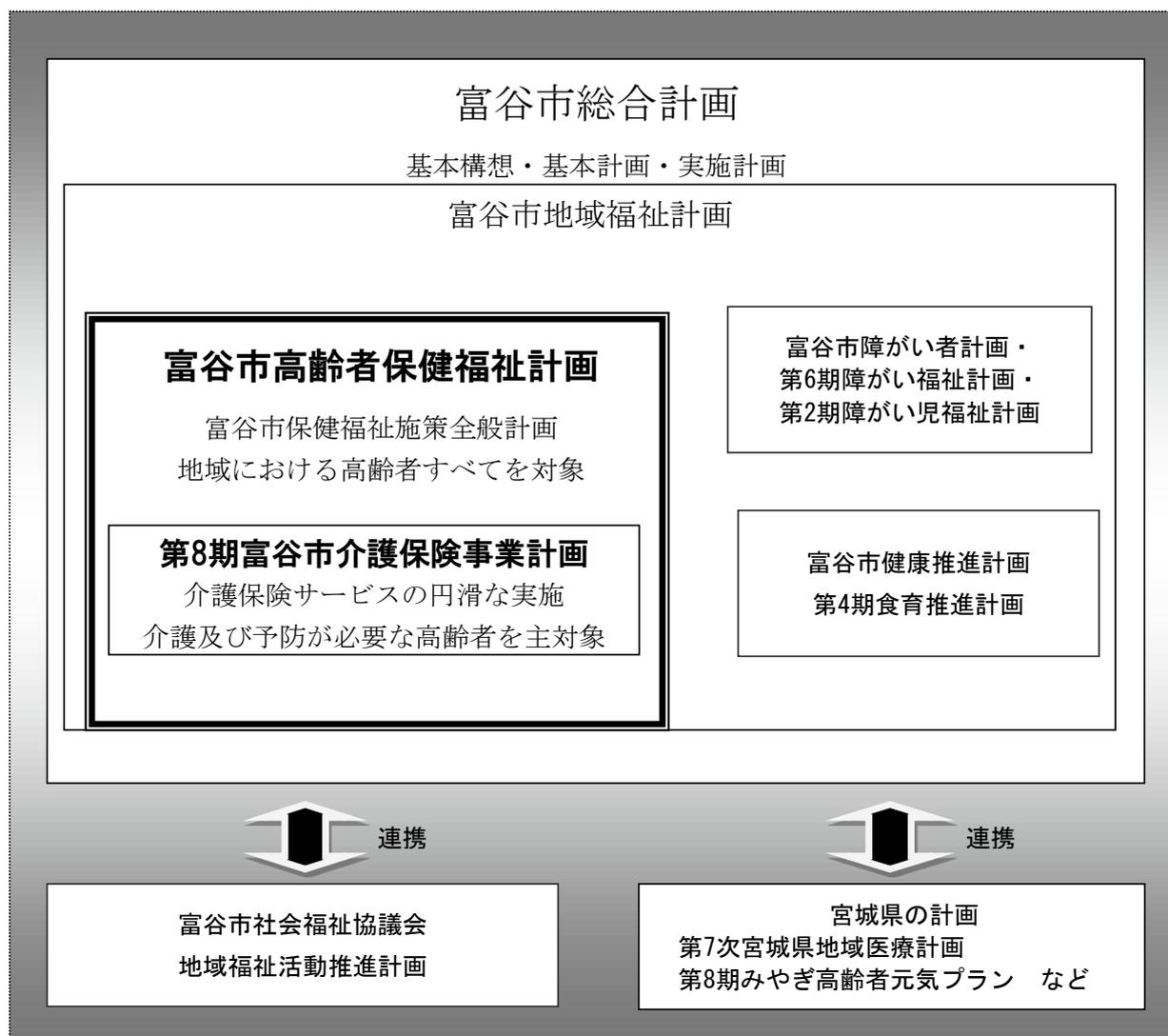
3 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、「富谷市総合計画」を、次いで「地域福祉計画」を上位計画として高齢者すべてに関する保健福祉全般にわたる計画と位置付けています。

また、介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者及び介護をする家族を支援するための計画として高齢者福祉計画と一体的に策定するとされています。

本市における他施策の計画である「健康推進計画」や「障がい者計画・第6期障がい福祉計画」などの各計画に関して、健康または福祉の関連計画との整合性を図り、緊密な庁内連携を行っていきます。

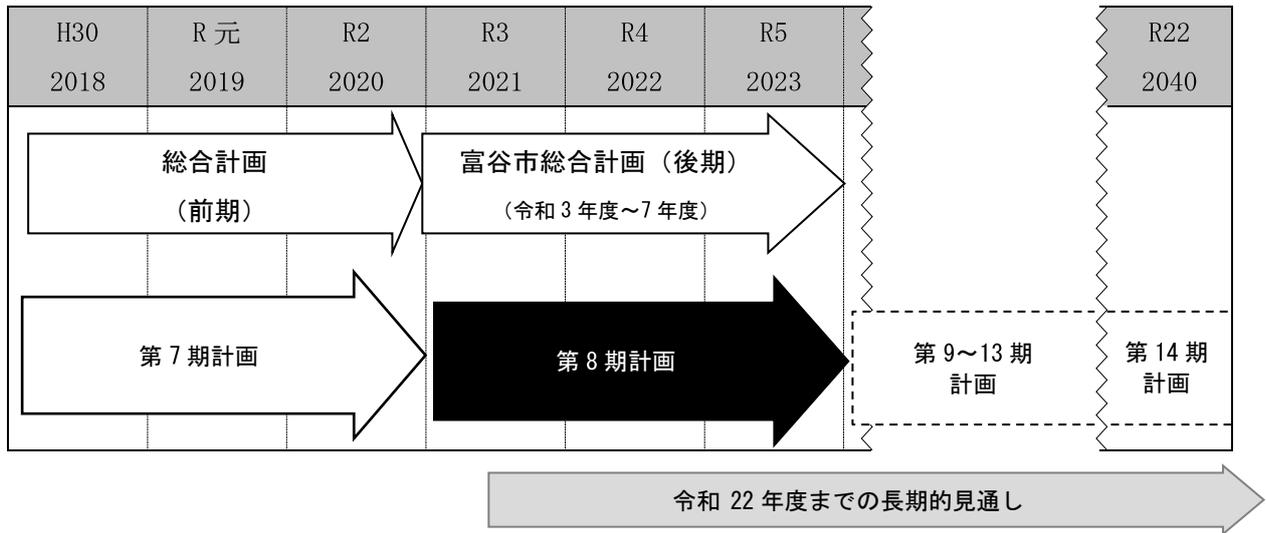
同様に、宮城県が策定する「第7次宮城県地域医療計画(平成30年度～令和5年度)」及び「第8期みやぎ高齢者元気プラン(令和3年度～令和5年度)」の両計画との整合性及び連携を図ってまいります。





4 計画の期間

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉計画（老人福祉計画）と介護保険事業計画を一体的に策定するものです。計画期間については、令和3年度から令和5年度までの3年間と計画し、団塊の世代の子どもたち（団塊の世代ジュニア世代）が65歳を迎える令和22年を見据えた長期的な計画とします。



5 第8期計画の基本指針において充実された内容

計画策定のガイドラインとなる基本指針に関しては、令和2年7月27日に開催された厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会において、第8期計画の基本指針（案）が示され、記載を充実する項目として右記の7つの項目について重点的に検討が行われ、令和3年1月29日付で「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件」により改められました。

本計画においても、基本指針で示された国・県・市のそれぞれに課せられた役割分担に基づくとともに必要に応じて協力・連携のうえ、少子高齢化が進み介護保険制度を必要とする高齢者が増大することに鑑み、高齢者の自立支援と要支援・要介護状態の重度化防止を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することを視野に策定しています。

**【基本指針の充実事項】****1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**

- 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
 - ※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。
 - ※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。
 - ※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

2 地域共生社会の実現

- 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

※令和2年7月27日開催 社会保障審議会介護保険部会資料（原文）



第2 計画策定体制と策定の経緯

1 富谷市介護保険運営委員会

本計画の策定にあたっては、富谷市介護保険条例で設置されている『富谷市介護保険運営委員会』により、介護サービスを提供する体制の確保及び元気な高齢者の健康づくりに関する取り組みをより一層推進することを課題として、検討を重ね策定いたしました。

構成委員区分（18名）

被保険者：9名、学識経験者：5名、介護サービス事業従事者：4名

2 住民参加

(1) 富谷市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画実態把握調査

① 調査の目的

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定するにあたり、高齢者等の日常生活実態及び介護者の介護実態を把握し、本市における課題整理及び今後の目指すべき地域包括ケアシステム構築のあり方とサービス基盤の方向性を検討し、将来設計の基礎資料を得るため本調査を実施しました。

② 調査の内容

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象抽出方法	富谷市に居住する要介護状態になる前の65歳以上の一般高齢者及び事業対象者より無作為抽出		
調査期間	令和2年1月17日～1月31日	調査方法	郵送
調査対象者数	送付数	有効回答数	有効回答率
9,425人	1,500人	1,121人	74.7%



在宅介護実態調査

調査対象抽出方法	富谷市内で在宅介護を行っている要支援・要介護認定者及びその家族より無作為抽出		
調査期間	令和2年1月17日～1月31日	調査方法	郵送
調査対象者数	送付数	有効回答数	有効回答率
1,428人	500人	349人	69.8%

若年者調査

調査対象抽出方法	富谷市内に居住する40歳～64歳の方より無作為抽出		
調査期間	令和2年1月17日～1月31日	調査方法	郵送
調査対象者数	送付数	有効回答数	有効回答率
18,937人	800人	381人	47.6%

(2) パブリックコメントの実施

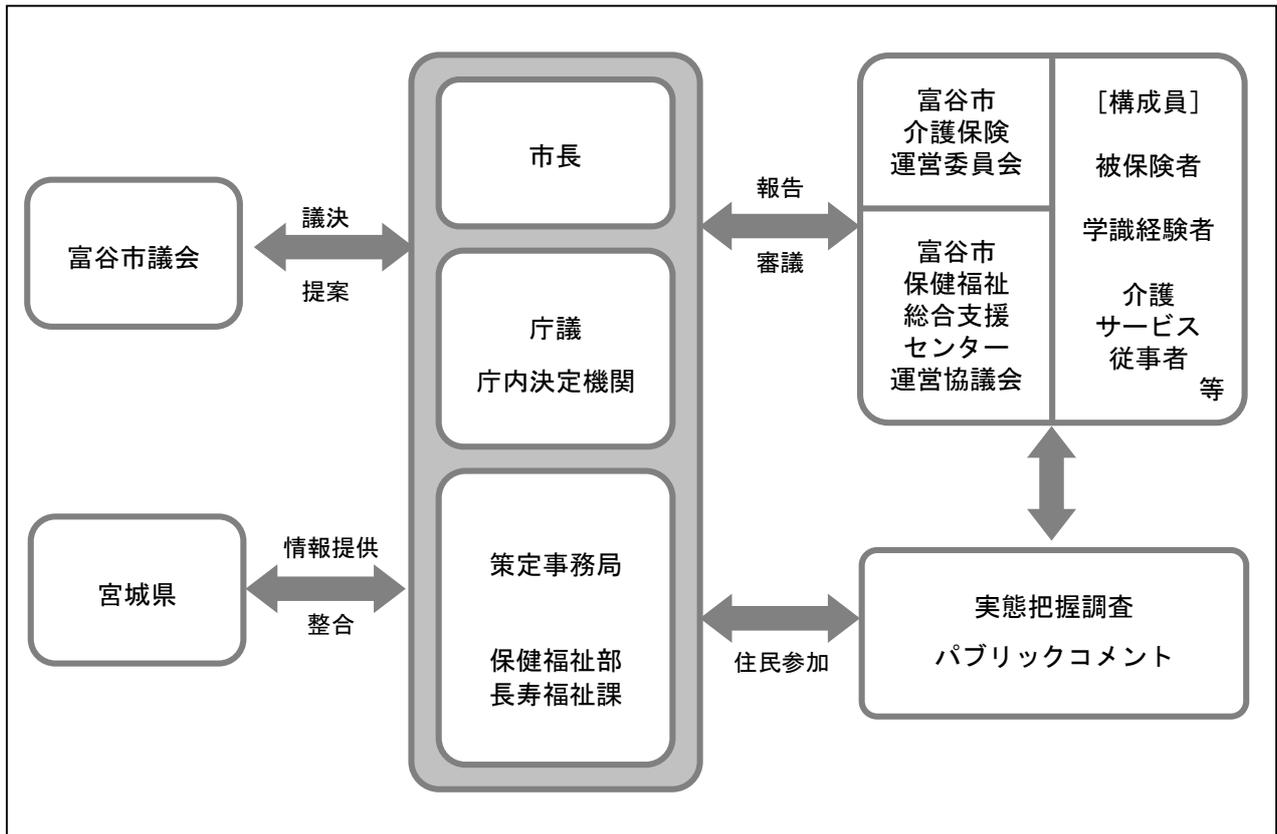
- ① 目的：「富谷市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」のご意見をいただくとともに、本市における介護保険事業の周知・広報のため実施しました。
- ② 実施方法：富谷市ホームページに掲載
- ③ 実施期間：令和3年1月15日～2月3日



3 計画策定体制

富谷市介護保険運営委員会の他に、庁内体制として介護保険を担当する長寿福祉課を事務局として、多角的な検討を行いながら策定します。

【富谷市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画策定体制（組織図）】





第3 高齢者人口等の推移

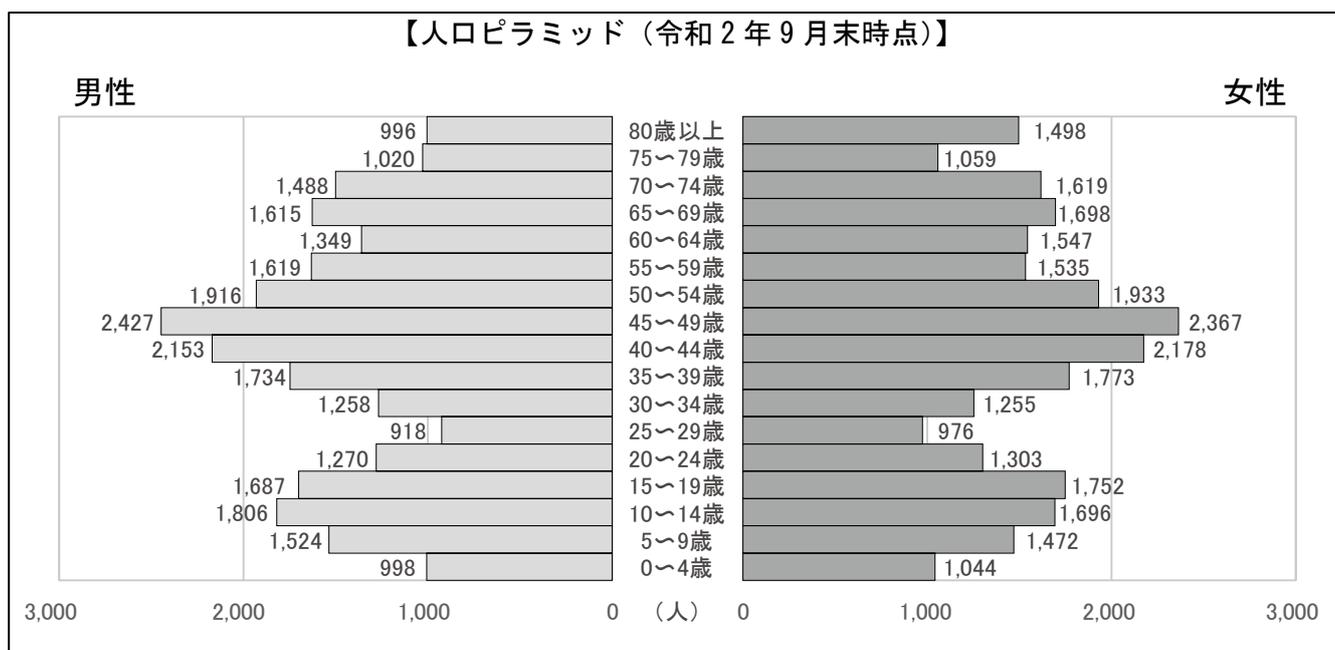
1 富谷市の人口構造

住民基本台帳による令和2年9月末の総人口は、52,483人（男性：25,778人、女性：26,705人）となっています。

下記の人口ピラミッドでは、男女ともに40～54歳の人口が多く、次いで5～19歳、65～74歳の人口が高い値を示しています。60歳を超えると男女の人口に開きが現れ、女性人口の割合が高い傾向にあり、女性の長寿化がうかがえます。

なお、65歳以上の高齢者数は10,993人となっており、そのうち65～74歳の前期高齢者は6,420人となっており、高齢者人口の58.4%を占めています。

人口動態では、社会動態では転出者が転入者を上回っており人口減の一因となっています。自然動態では、出生数が死亡数を上回っています。



【人口動態】

(人)

	総人口	社会動態			自然動態			差引増減
		転入数	転出数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	
平成26年	51,595	2,449	1,857	592	428	258	170	762
平成27年	52,239	2,368	1,904	464	444	264	180	644
平成28年	52,479	2,152	2,016	136	391	287	104	240
平成29年	52,580	1,874	1,905	△31	395	263	132	101
平成30年	52,559	1,907	2,025	△118	396	299	97	△21
令和元年	52,537	1,907	1,962	△55	352	319	33	△22
令和2年	52,483	1,819	1,874	△55	304	303	1	△54

資料：市民生活課調べ ※総人口は住民基本台帳



2 総人口・高齢者人口の推移と推計

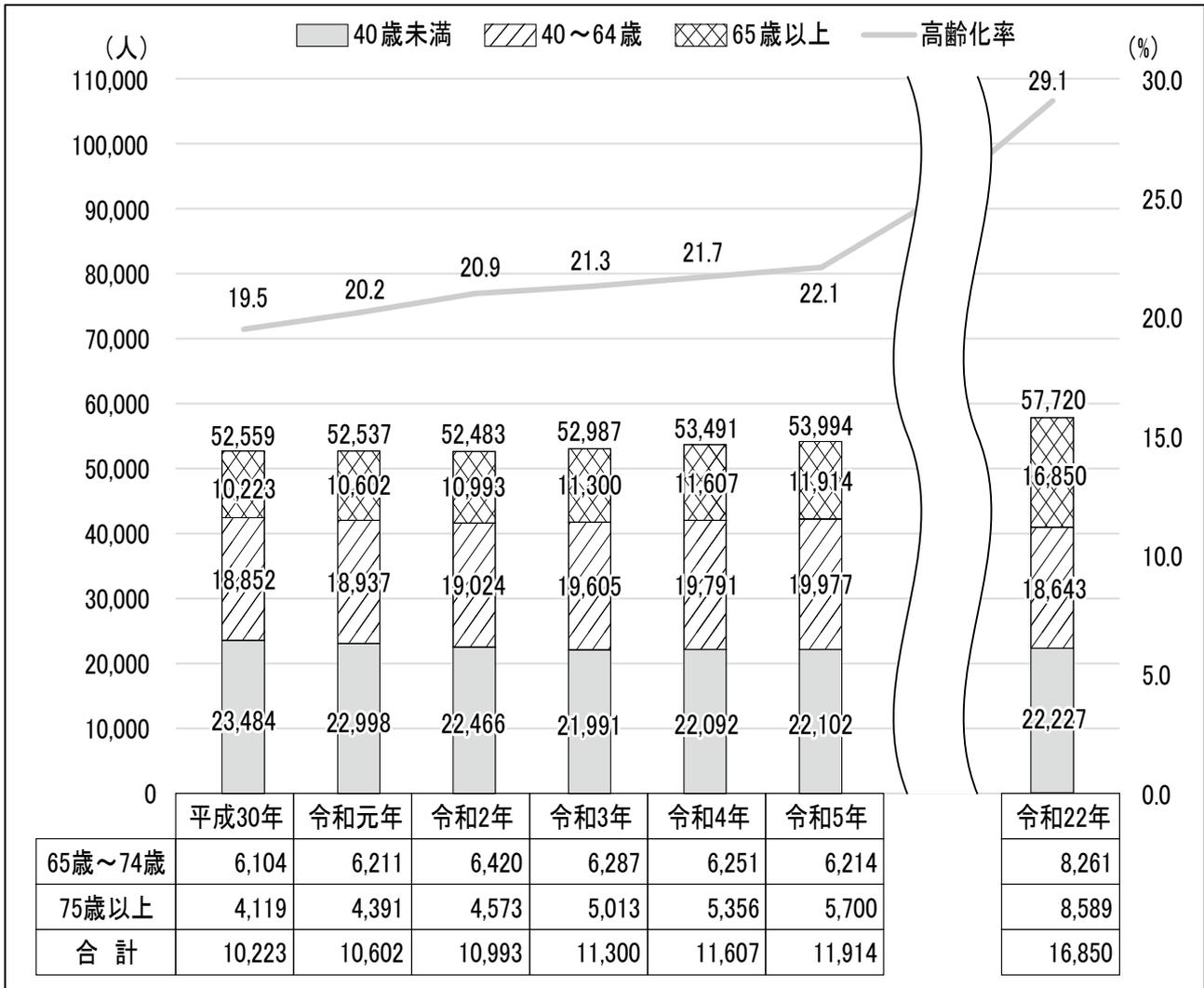
本市の総人口は、令和2年9月末で52,483人、第7期計画初年度の平成30年9月末の52,559人から、2年間で76人減（△0.1%）となりました。

直近である令和2年9月末の52,483人との比較においては、第8期計画の最終年度である令和5年9月末に53,994人となり1,511人増（2.8%）、令和22年9月末には57,720人で5,237人増（10.0%）と緩やかに増加を維持するものと見込んでいます。

65歳以上の高齢者人口については、平成30年9月末の10,223人との比較で、令和2年9月末には10,993人となり2年間で770人増（7.5%）、令和5年9月末に11,914人となり1,691人増（16.5%）、令和22年9月末には16,850人で6,627人増（64.8%）と高齢化が進むものと推計しています。

高齢化率は、平成30年9月末の19.5%との比較で、令和2年9月末は20.9%で1.4ポイント増、令和5年9月末で22.1%と2.6ポイント増、令和22年9月末には29.1%で9.6ポイント増と超高齢社会^注を迎えると見込まれます。

【人口推計結果（各年9月末時点、令和3年以降は推計値）】





3 要支援・要介護認定者の推移と推計

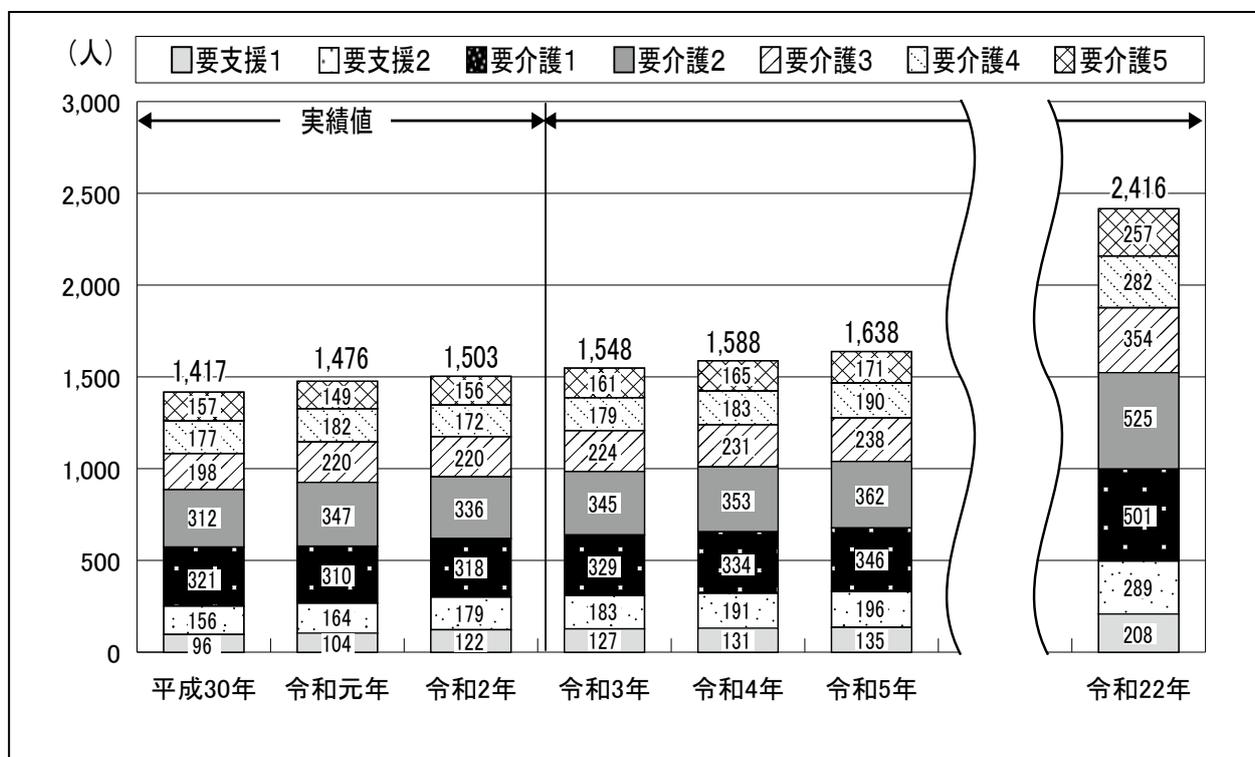
要支援・要介護認定者数は、令和2年9月末で1,503人となっており、第7期計画値1,670人と比較すると167人(10.2%)下回りました。

平成30年9月末で1,417人だった要支援・要介護認定者数は3年経過した令和2年9月末との比較で86人増(6.1%)となりました。

認定率については令和2年9月末で13.2%となっており、宮城県の割合と比較して5.2ポイント低い状況となっています。

将来推計としては人口増加と比例するよう被保険者数を見込んでおり、認定率については事業効果を勘案し緩やかに増加するものとして推計しています。

【認定者数の推移と推計(各年9月末時点、令和3年以降は推計値)】



	第1号被保険者数	認定者数 (人)		
		第1号	第2号	合計
平成30年	10,210	1,372	45	1,417
令和元年	10,594	1,432	44	1,476
令和2年	10,988	1,455	48	1,503
令和3年	11,295	1,500	48	1,548
令和4年	11,602	1,540	48	1,588
令和5年	11,909	1,590	48	1,638
令和22年	16,845	2,368	48	2,416

認定率 (%)		
富谷市	宮城県	全国
13.4	18.2	18.2
13.5	18.3	18.2
13.2	18.4	18.6
13.3		
13.3		
13.4		
14.1		

※認定率=第1号認定者数/第1号被保険者数
 ※介護保険事業状況報告の各年9月報告分より

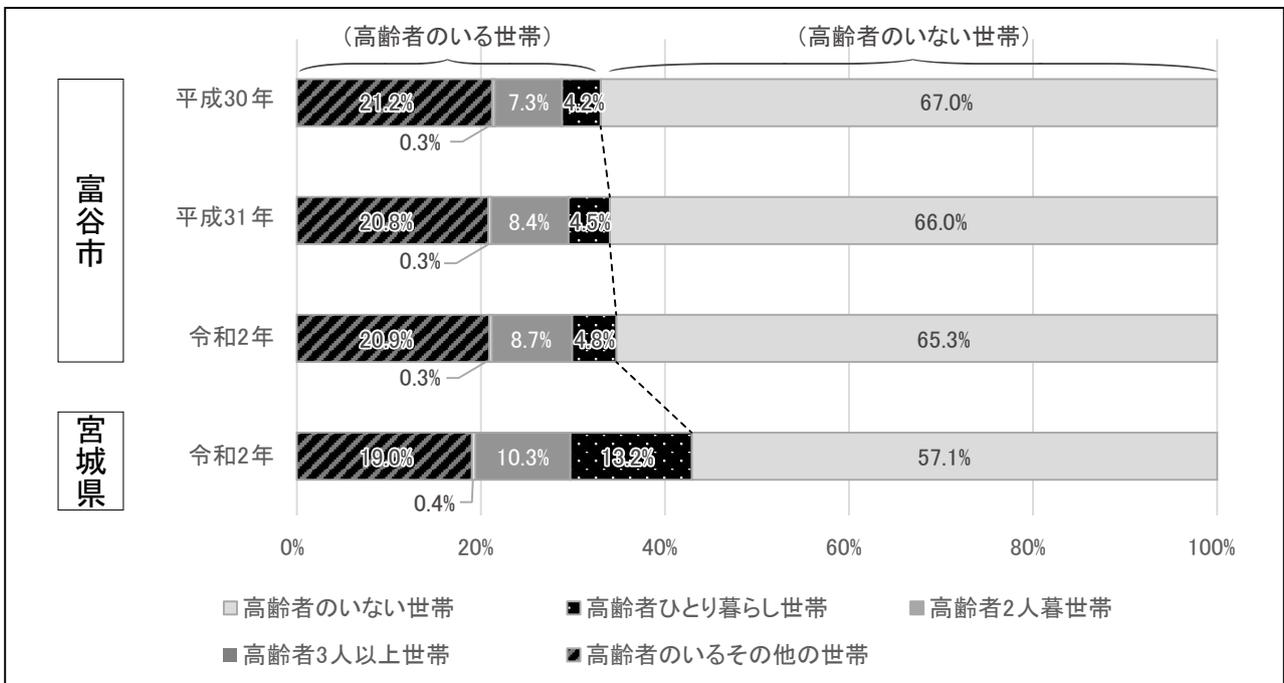


4 高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯数は増加傾向となっており、令和2年で6,746世帯と、平成30年より477世帯増加しています。増加内訳は、高齢者ひとり暮らし世帯が134世帯増、高齢者2人世帯は295世帯増、高齢者3人以上世帯は18世帯増、高齢者のいるその他の世帯は30世帯増となっています。全世帯数も457世帯の増となっていますが、高齢者のいる世帯の増の方が大きくなっています。

県平均割合と比較すると、高齢者のいる世帯は全体では県より8.2ポイント下回っています。高齢者ひとり暮らし世帯は8.4ポイント、高齢者2人世帯は1.6ポイント、高齢者3人以上世帯は0.1ポイントそれぞれ下回っており、高齢者のいるその他の世帯のみ1.9ポイント上回っています。

【高齢者のいる世帯数の推移】



(世帯)

	年	一般世帯数	高齢者のいる世帯総数	高齢者ひとり暮らし世帯	高齢者2人世帯	高齢者3人以上世帯	高齢者のいるその他の世帯
富谷市	平成30年	19,003	6,269	792	1,389	48	4,040
	平成31年	19,252	6,552	864	1,615	60	4,013
	令和2年	19,460	6,746	926	1,684	66	4,070
県	令和2年	1,008,441	432,682	132,690	103,848	4,313	191,831

※宮城県高齢者人口調査（各年3月末時点）



第4 現状と課題

1 調査結果から見る高齢者・介護者の状況

(富谷市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画実態把握調査より)

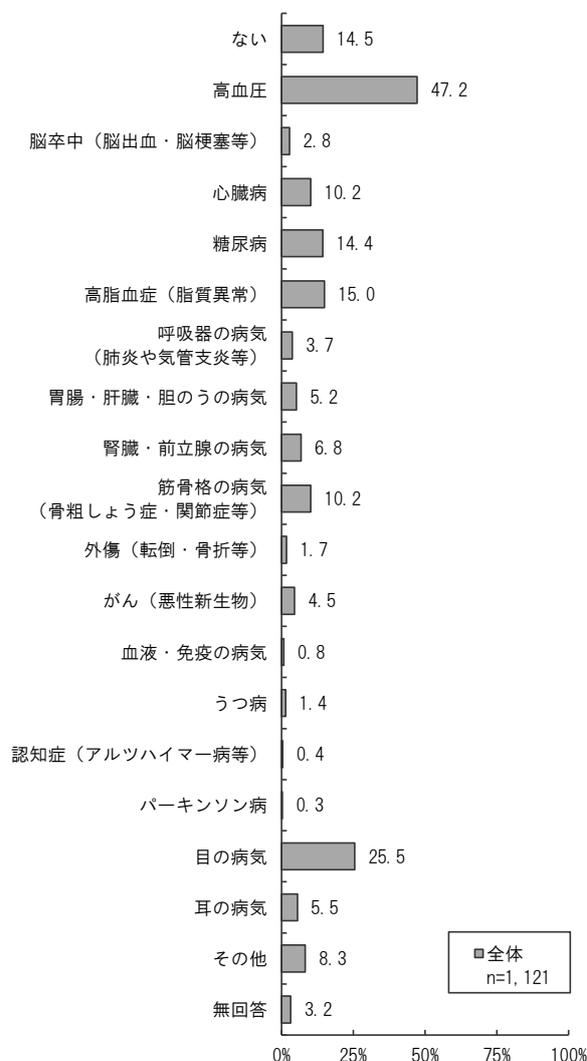
(1) 健康づくり

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や若年者調査において、現在治療中、または後遺症のある病気の有無の問いでは「高血圧」「脂質異常症（高脂血症）」等の病気が上位を占めています。また、在宅介護実態調査において、要介護者が現在抱えている傷病名の問いでは「脳血管疾患（脳卒中）」が上位となっています。

健康のために取り組んでいることは、「散歩やウォーキング」及び「食事（栄養のバランスや量など）」との回答が多く、ニーズ調査では「規則正しい生活（早寝早起きや十分な睡眠など）」が、若年者調査では「定期的に健診を受けること」が多くなっています。

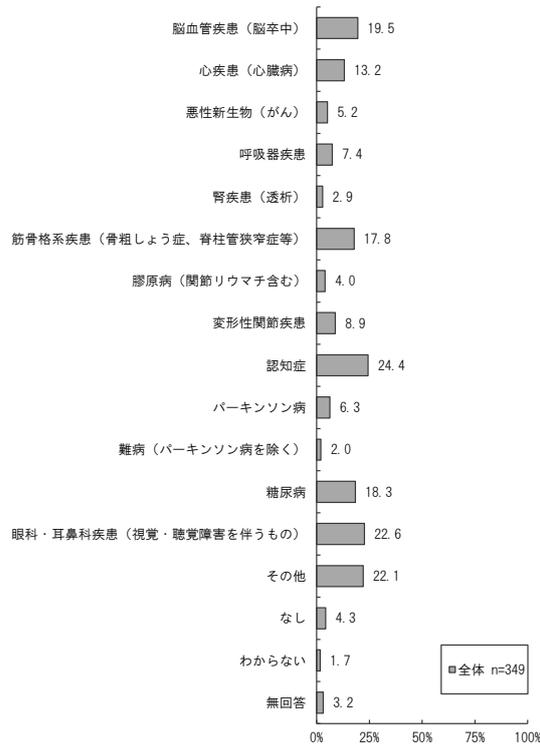
一方で「特になし」と回答した取り組んでいない方について、ニーズ調査では「必要性を感じていない」及び「気持ちや体力的に余裕が無い」が、若年者調査では「時間が無い」及び「ひとりでは長続きしない」の回答が多くなっています。

■ 現在治療中、または後遺症のある病気の有無



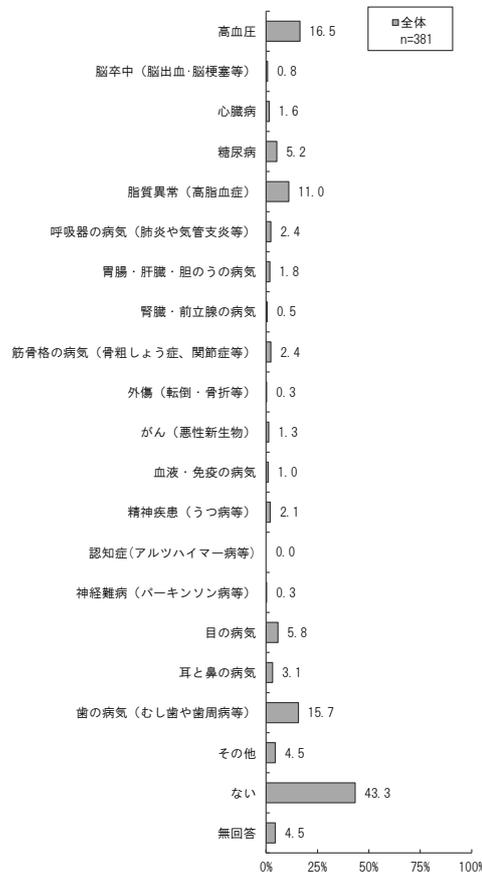


■ 要介護者が現在抱えている傷病名



資料：在宅介護実態調査

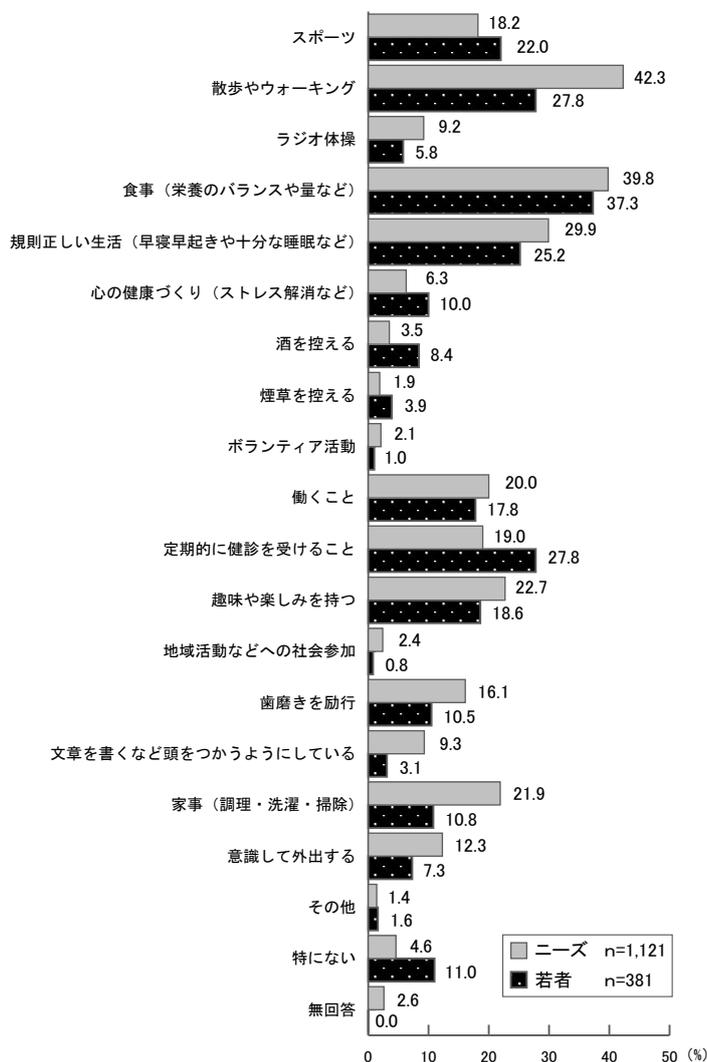
■ 現在治療中、または後遺症のある病気



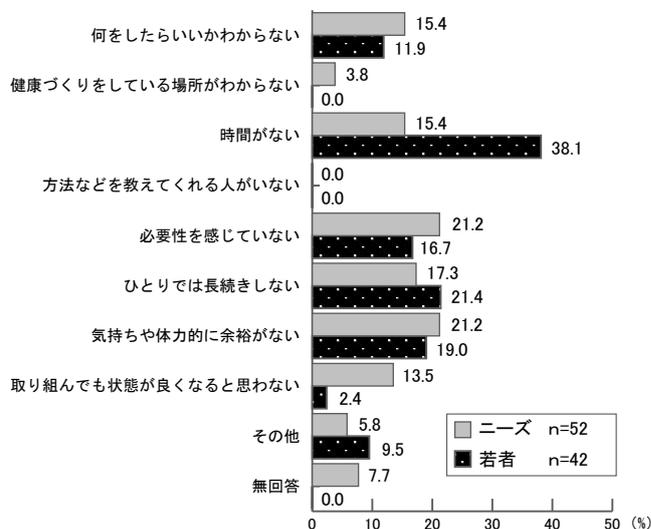
資料：若年者調査



■健康のために意識していることや取り組んでいることはありますか（○は3つまで）



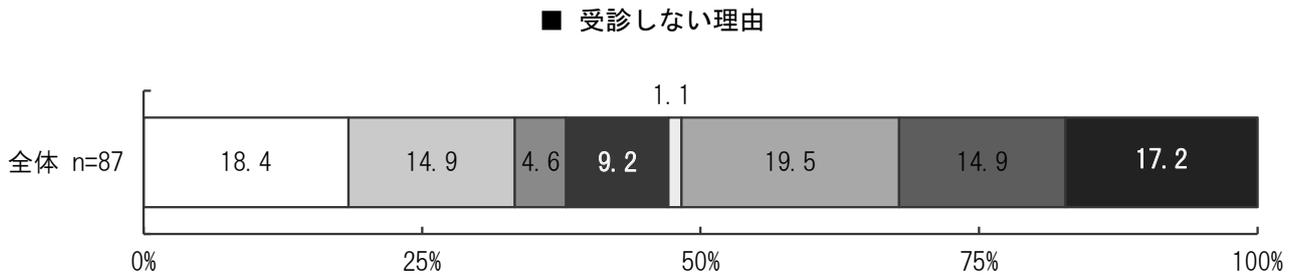
■取り組めない理由は何ですか（○はいくつでも）



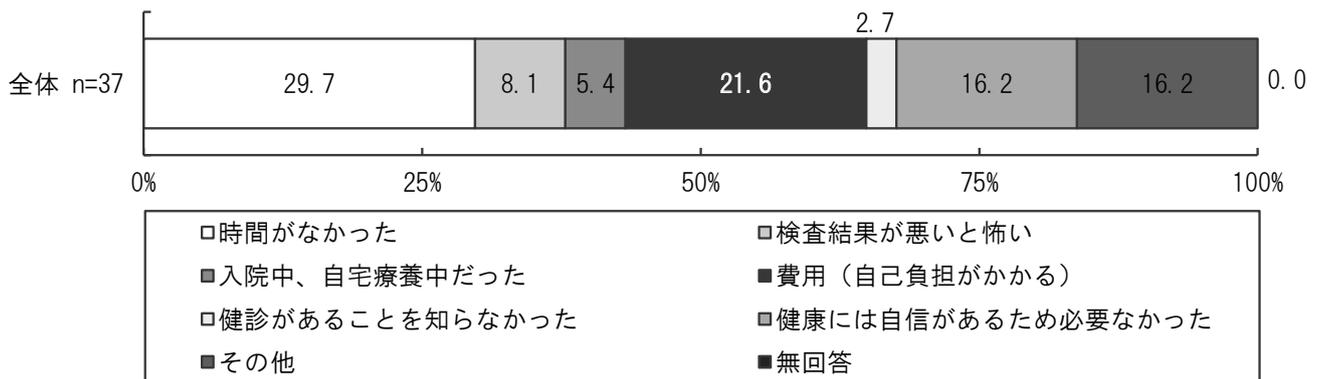


介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、健診や人間ドックを受診しない理由の問いでは「健康には自信があるため必要なかった」が最も高くなっています。

また、若年者調査において、健診や人間ドックを受診しない理由の問いでは「時間がなかった」が最も高くなっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



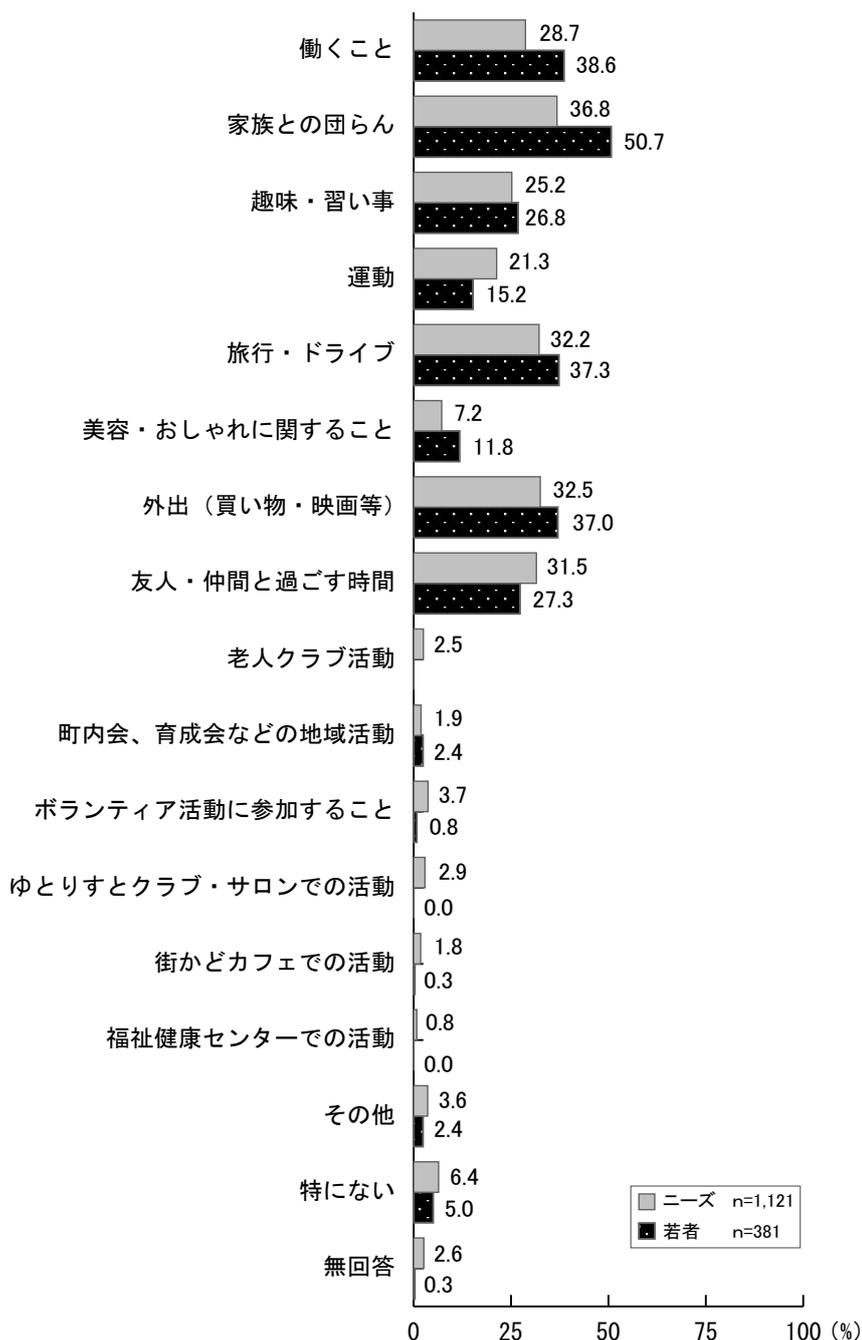
資料：若年者調査



(2) 生きがいづくり

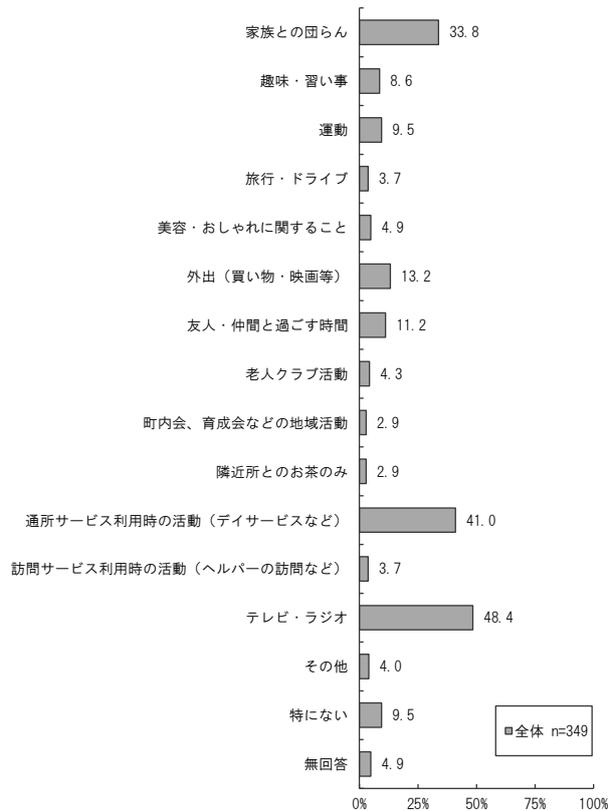
在宅介護実態調査において、生きがいや楽しみのある生活のために行っていることの問いでは、前回調査結果と同様「テレビ・ラジオ」「通所サービス利用時の活動（デイサービスなど）」が上位を占めていますが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や若年者調査と比較すると、身体機能の低下の理由からか行動範囲が狭くなっている傾向がみられます。

■ 生きがいや楽しみのある生活のために行っていること





■ 生きがいや楽しみのある生活のためにやっていること



資料：在宅介護実態調査

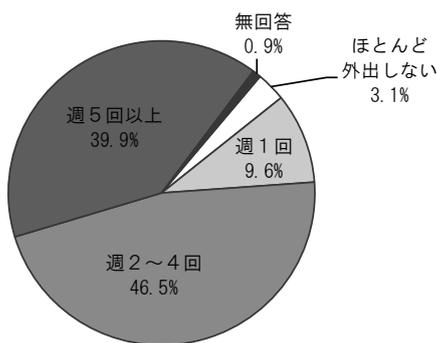
(3) 外出について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のみ実施）

外出の状況では、ほとんどのの方が週1回以上外出しており8割以上の方は週2回以上外出しています。昨年と比べた外出の頻度では8割以上の方に減少がみられませんでした。

また、外出する際の移動手段では「自家用車（自分で運転）」「徒歩」がそれぞれ5割以上で、公共交通機関の利用者も3割前後となっており、前回調査と比較すると、「徒歩」の割合が大きく上昇しています。

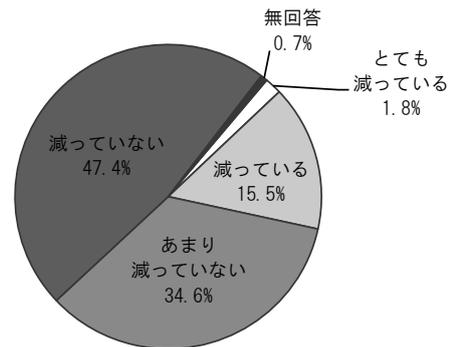
運転免許証の返納については、すでに返納した方と返納予定の方を合わせて4割を超えています。

■ 週に1回以上の外出の有無



全体 n=1,121

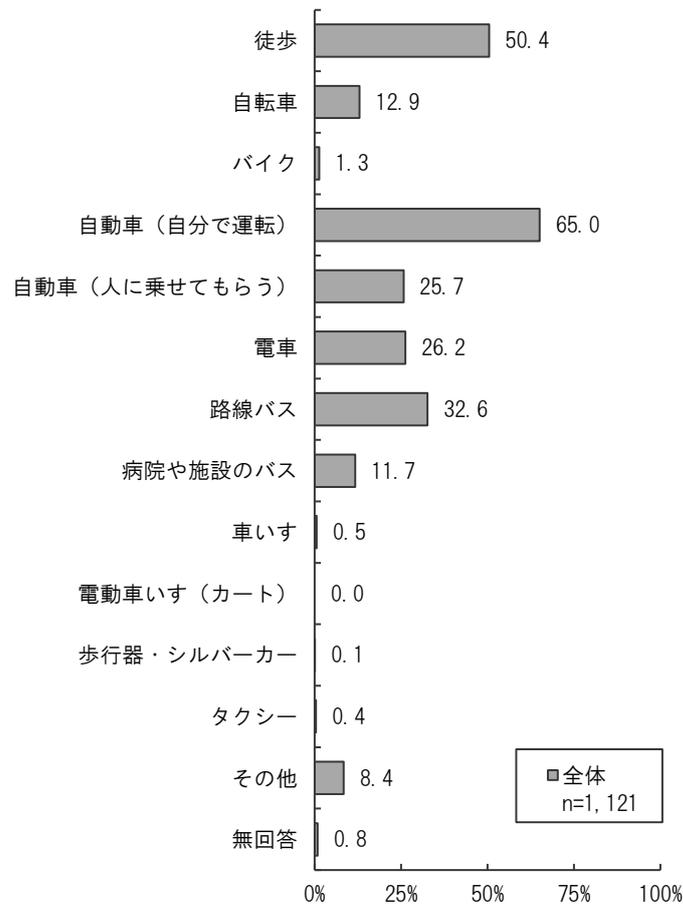
■ 昨年と比べた外出の頻度



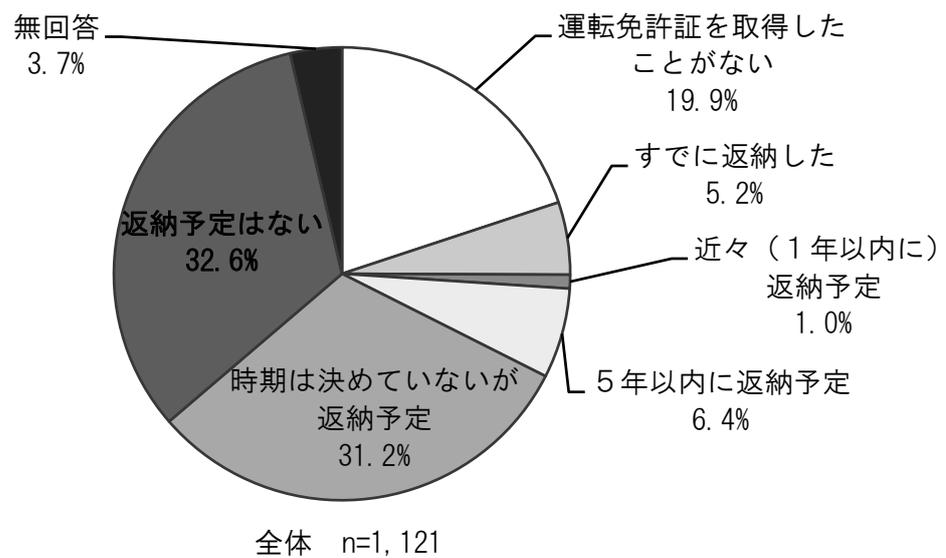
全体 n=1,121



■ 外出する際の移動手段



■ 運転免許証の返納について

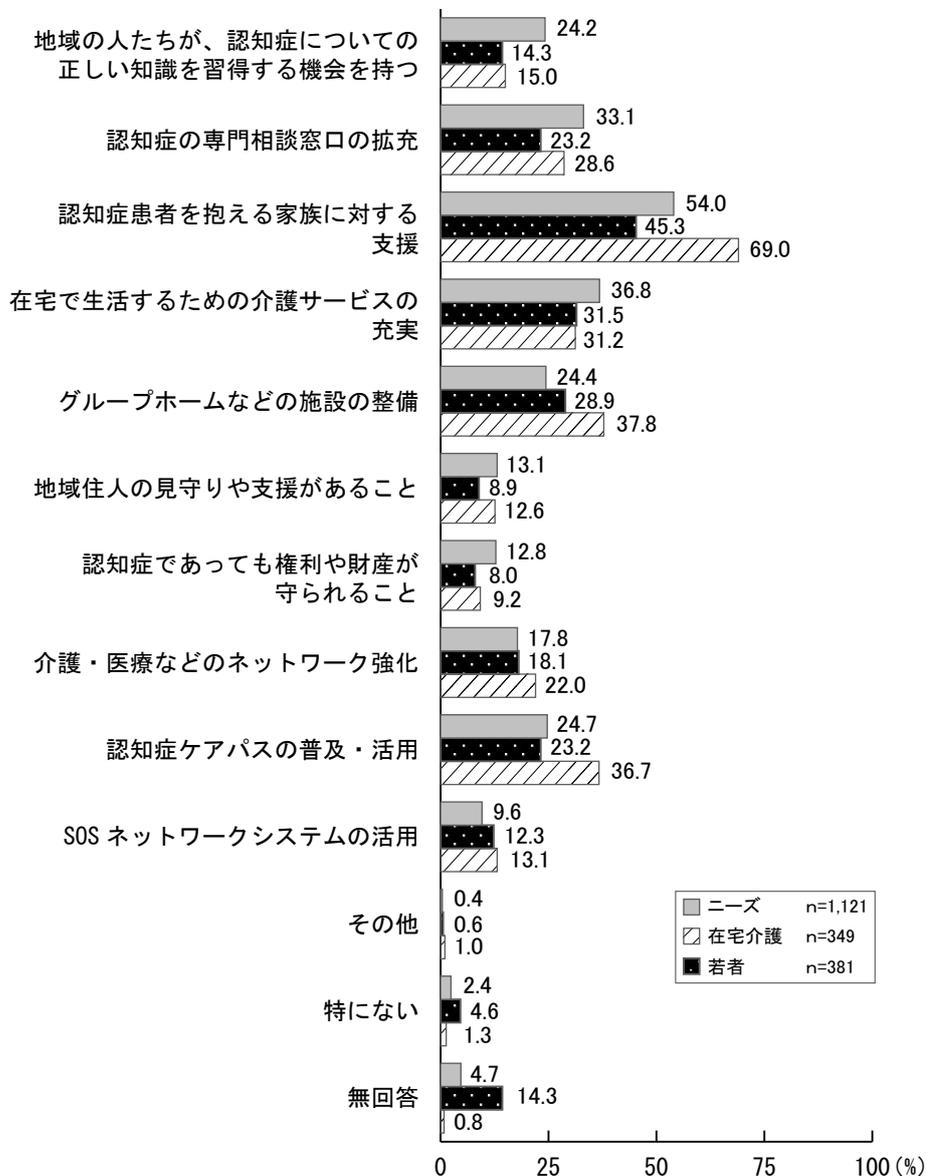




(4) 認知症について

すべての調査において、認知症になっても安心して生活するために必要なこと
の問いでは、「認知症患者を抱える家族に対する支援」が最も高くなっています。
また、「在宅で生活するための介護サービスの充実」「認知症の専門相談窓口の拡
充」「認知症ケアパスの普及・活用」「グループホームなどの施設の整備」等、調
査によって順位は異なりますが、認知症になっても安心して生活するために必要
なことについては、前回調査結果とおおむね共通の認識となっています。

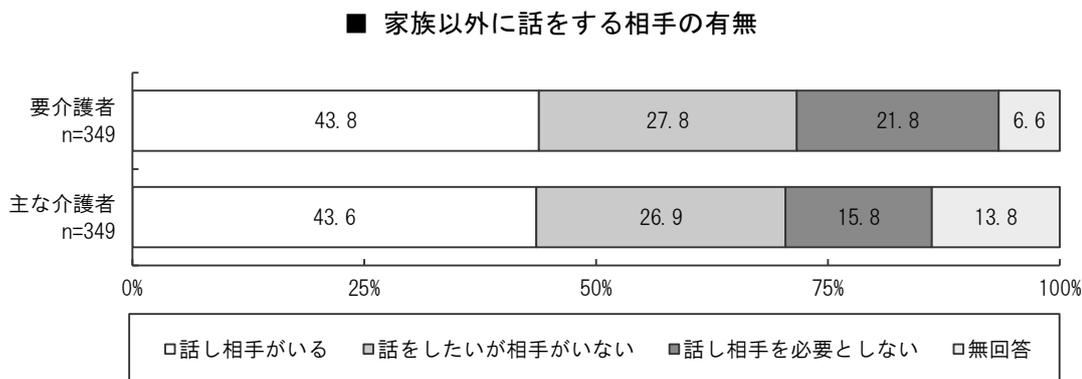
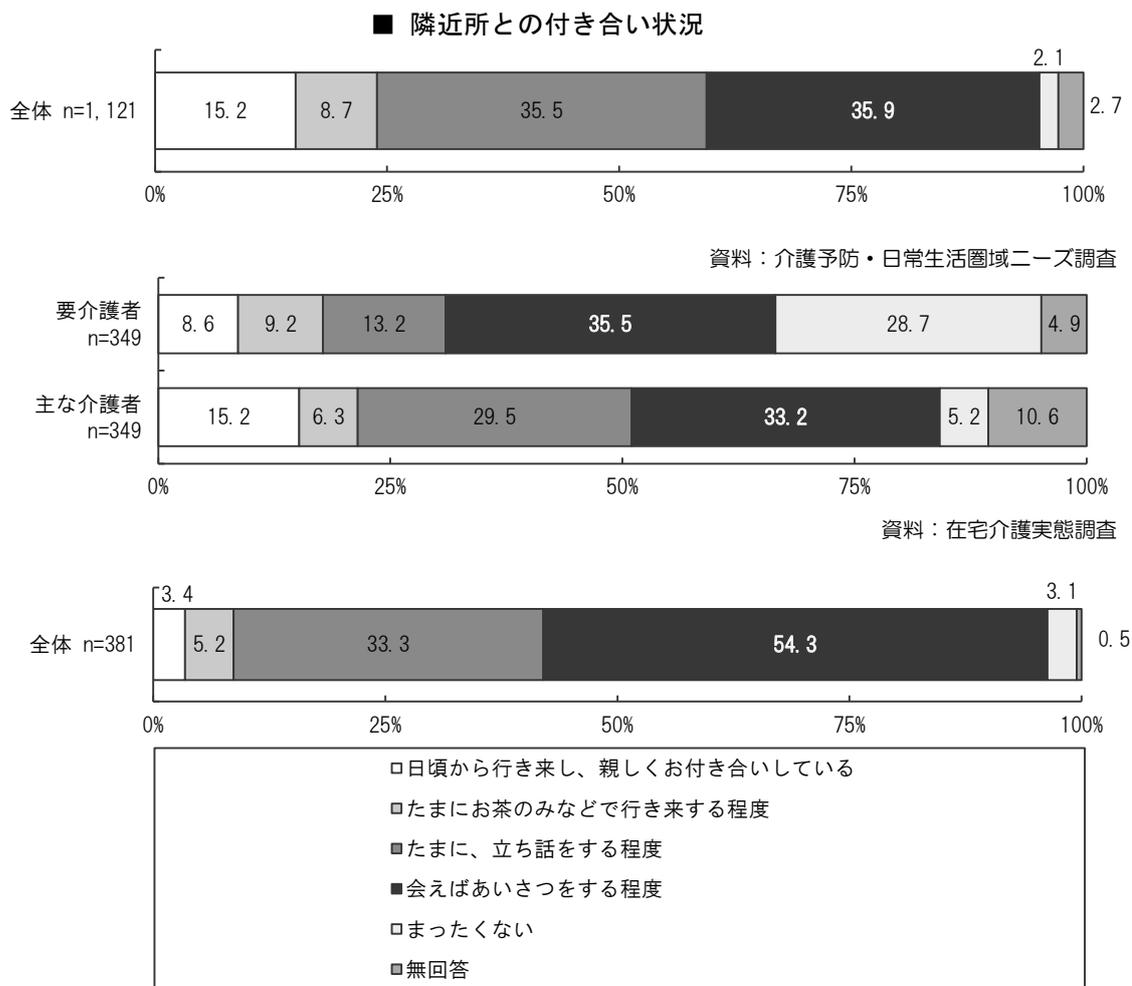
■ 認知症になっても安心して生活するために必要なこと





(5) 地域とのつながりについて

在宅介護実態調査の主な介護者を除き、隣近所との付き合い状況の問いでは「日頃から行き来し、親しくお付き合いしている」割合は前回調査結果と比較すると低くなっており、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と若年者調査においては、「たまにお茶のみなどで行き来する程度」の割合も同様に低くなっています。





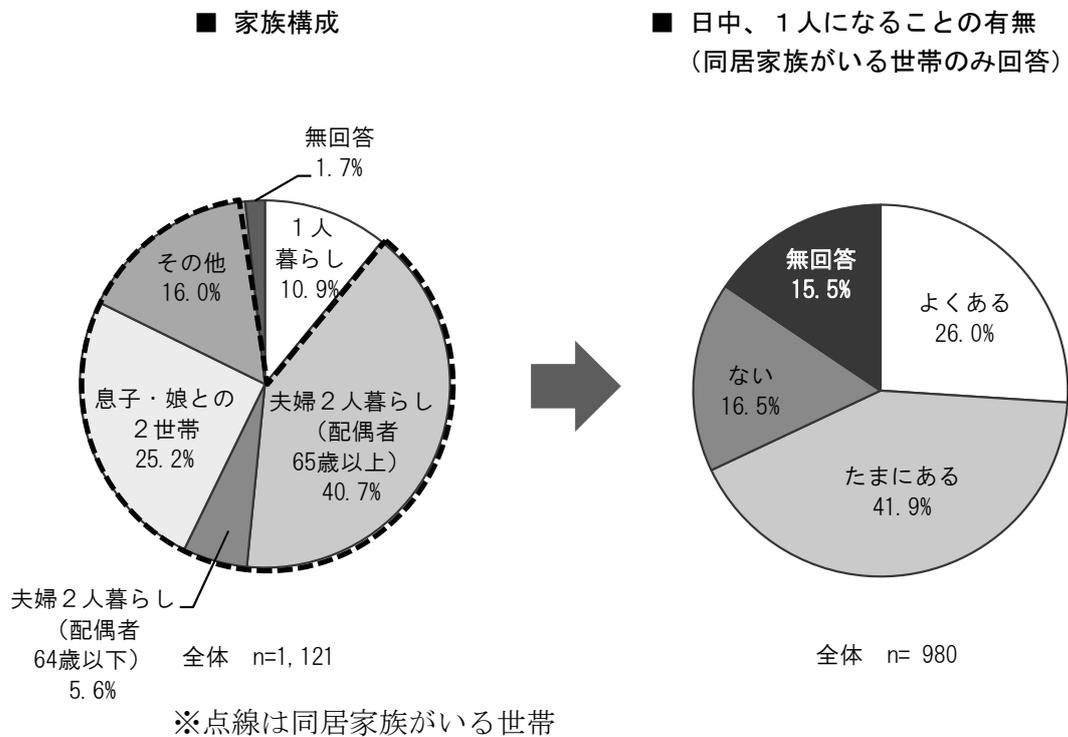
(6) 在宅生活について

家族構成では、約5割が高齢者のみの世帯となっています。

また同居家族がいる世帯のうち、「日中、1人になることの有無」では、7割近くの世帯が、あると回答しました。

また、すべての調査において、介護が必要になった場合の生活場所の問いでは、「自宅で支援を受けながら生活したい」が4割前後で最も高くなっています。

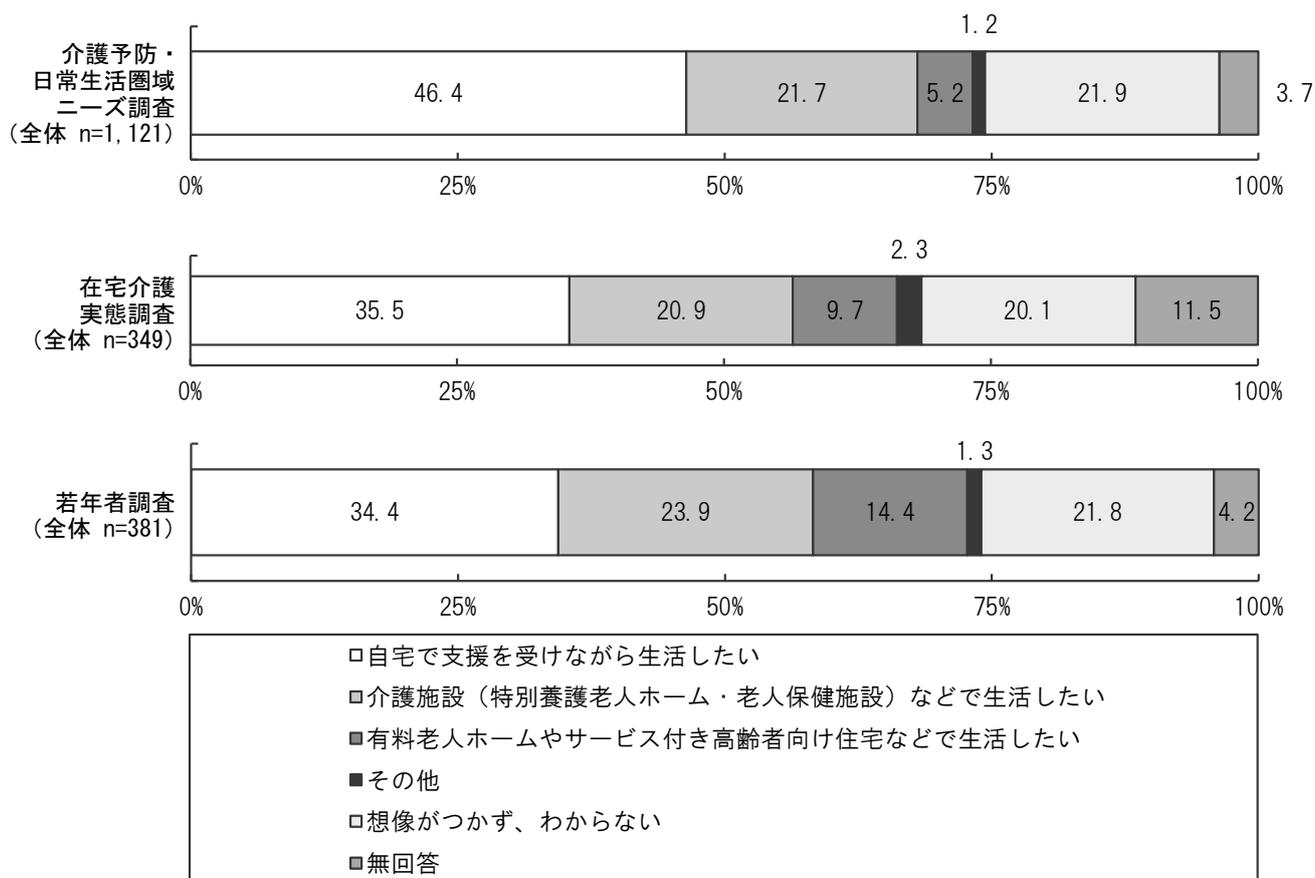
在宅介護実態調査や若年者調査においては、介護に関する相談窓口を求めるものとして「一箇所で様々なサービスの相談ができる窓口」が最も高く、前回調査でも同様の傾向となっています。相談窓口に対しては依然としてワンストップによる希望が最も高くなっています。



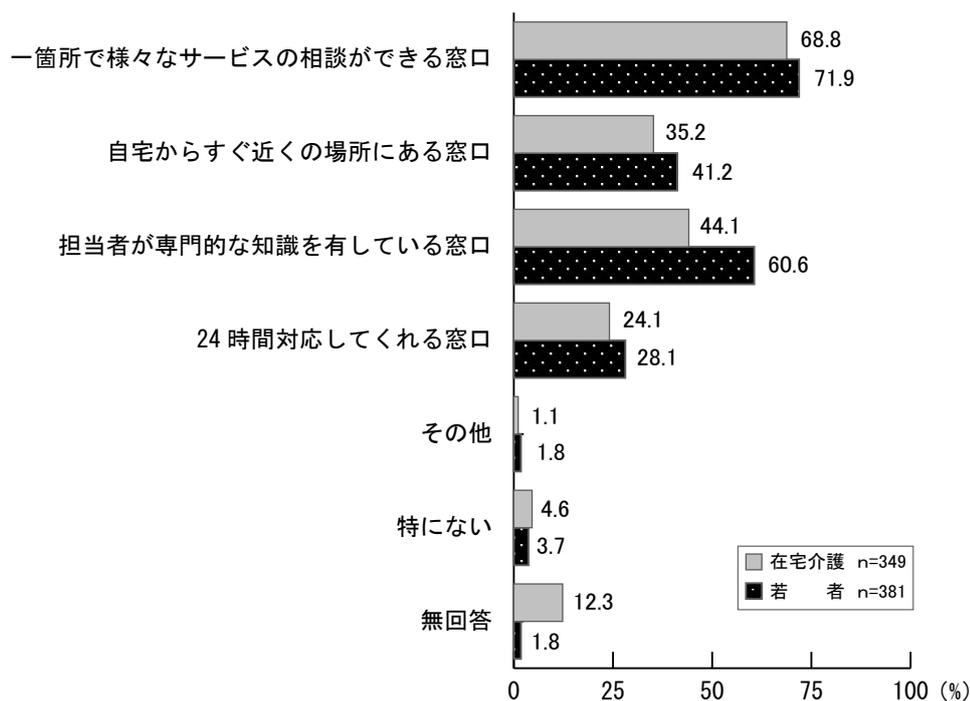
資料：介護予防・日常生活圏域二一ズ調査



■ どのような介護を受けながら生活したいか



■ 介護に関する相談窓口を求めるもの



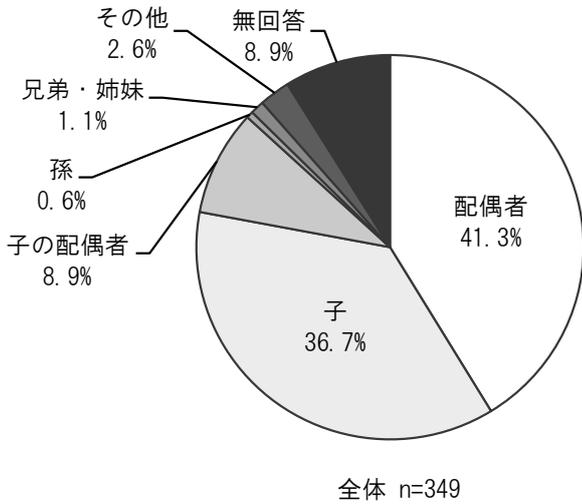


(7) 介護者について

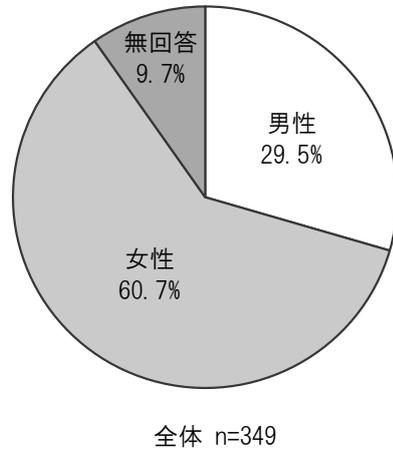
主な介護者は配偶者及び子がそれぞれ約4割となっています。主な介護者の性別では女性が約6割となっています。また主な介護者の年齢は約4割が70歳以上となっています。

家族・親族が介護を理由に退職・転職した状況では、すべての介護度において介護離職者または介護転職者が存在しています。

■ 要介護者からみた主な介護者

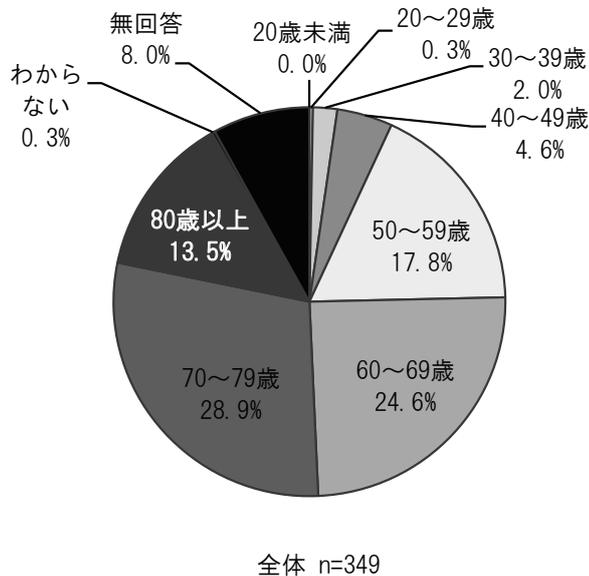


■ 主な介護者の性別



資料：在宅介護実態調査

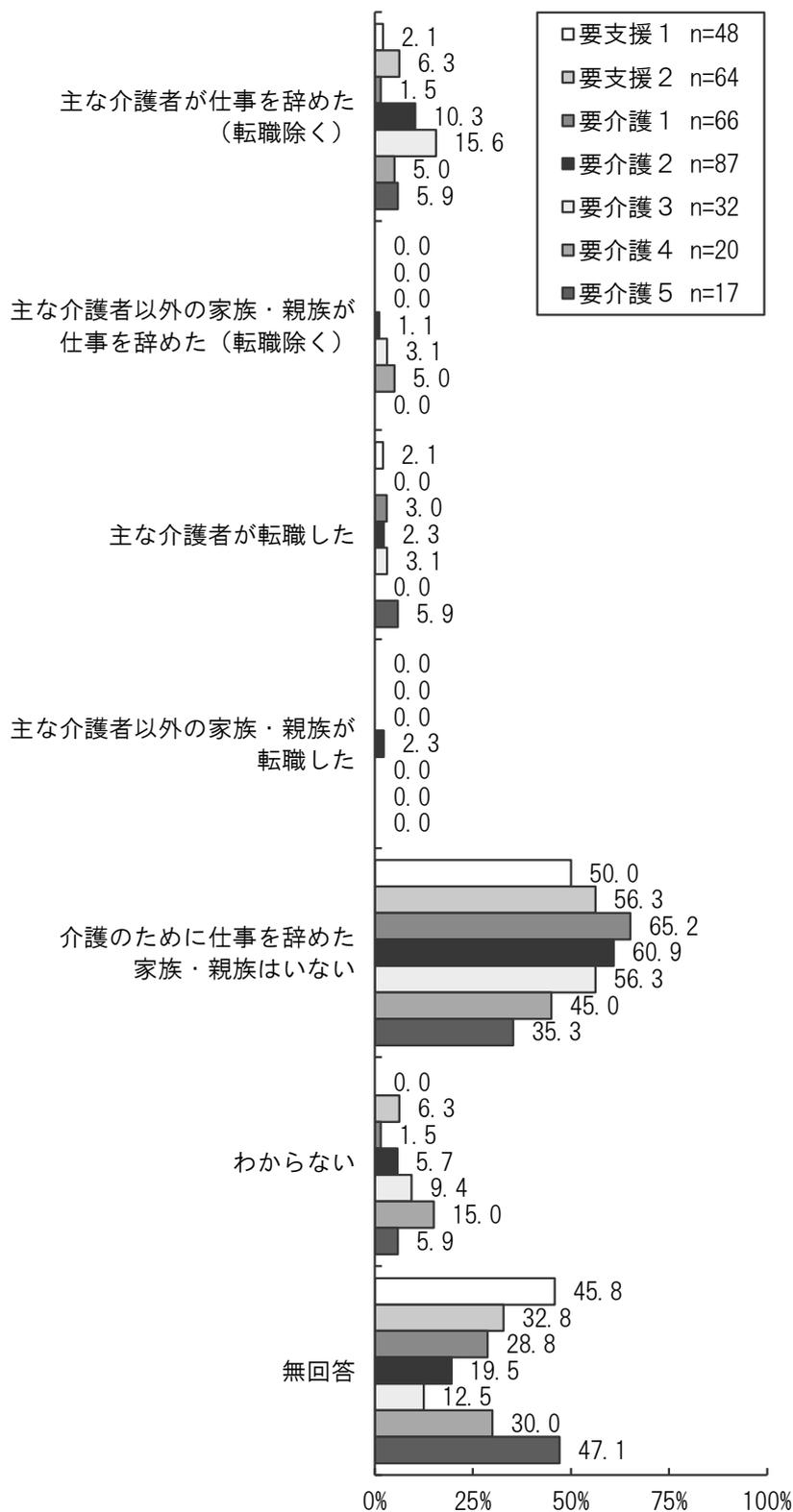
■ 主な介護者の年齢



資料：在宅介護実態調査



■ 「介護度」 × 「家族・親族の介護による退職・転職状況」



資料：在宅介護実態調査



2 調査結果から見る課題総括

(1) 健康づくり

介護認定を受ける要因となる疾病を予防するには、若いうちからの健康管理が非常に重要であり、疾病による重度化を防ぐためには早期発見・早期治療が有効です。特に身体機能の低下につながる脳卒中にならないよう、血管疾患の要因となる「高血圧」「脂質異常症（高脂血症）」等を予防することが必要です。生活習慣の見直しや身体機能の維持・向上を図るためにも、自発的な健康づくりの意識の定着と気軽に参加できる健康教室等の開催が必要です。

(2) 生きがいづくり

要介護認定者においては、前期計画と同様に行動範囲の狭い傾向が継続しています。身近な地域で気の合った仲間と集える場所や地域活動など外出する機会を提供し、高齢者の生きがいにつながる取組や地域の交流を深め、多世代が気軽に参加できる地域での交流の場を活性化させることが必要とされます。また、要介護認定者に対しては、デイサービスやデイケア等の通所系サービスも活用することで、外出機会の確保や生活の質の向上を図ることも必要とされます。

(3) 外出について

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においては、ほとんどの方が週1回以上外出しています。移動手段については、自分で自家用車を運転しての外出や徒歩での外出が半数以上となっています。高齢者が安全・安心・積極的に外出できる環境を整備するために、運転免許返納やそれに伴う代替移動手段の確保、とみばすの利用促進に向けた取組を一体的に進めることが必要とされます。

(4) 認知症について

国の推計によると、令和7（2025）年には認知症の高齢者が675万人に達すると見込まれており、認知症を支える地域づくりは本計画でも重要な施策の一つとなっています。

認知症になっても安心して生活するために必要なこととして、家族に対する支援の他、介護サービスの充実や認知症ケアパスの普及、施設の整備、専門相談窓口の拡充等、認知症施策全般にわたって充実を望む声が多くなっています。認知症の人のケアについては、家族の介護や公的サービスのみで行うことには限界も



あるため、地域住民の認知症に関する理解を促し、地域で認知症の人を支える取組を推進していく必要があります。

(5) 地域とのつながり

隣近所と親しくお付き合いしている割合や家族以外で話し相手がいる割合が前回の調査結果より低くなっており、地域とのつながりを持っていない世帯が依然として存在しています。近年では、インターネットやスマートフォン等の普及により、話し相手や相談相手が必ずしも居住地の周辺にいる必要性も薄れてきていますが、地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの推進の面においては、地域とのつながりを強化し、それぞれの地域が抱える課題を地域で解決していくことが重要とされています。それぞれの地域における特性を踏まえ、誰でも気軽に身近な地域とのつながりを持てるよう、多世代に対して地域活動等の周知啓発を継続して行っていく必要があります。

(6) 在宅生活について

一般高齢者において前回調査時と比較すると、1人暮らしの割合は横ばいであるものの、夫婦2人暮らし（夫婦ともに65歳以上）の割合が1割程度増えており、高齢者のみ世帯（1人暮らし＋夫婦ともに65歳以上）が約5割を占めている状況から、介護サービスの需要増が見込まれます。また、介護が必要になった場合の生活場所は、自宅で支援を受けながら生活したい割合が若年者も含めて最も高く、住み慣れた場所で在宅生活を送ることができるよう今後も地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

相談窓口についても、ワンストップサービスが望まれており、相談体制を継続して維持・強化していく必要があります。

(7) 介護者について

主な介護者の約4割が70歳以上の配偶者となっており、介護者の高齢化がみられます。また、家族・親族を介護している介護者のうち、約1割が離職または転職をしており、比較的介護の手間がかからないとされている要支援1・2の軽度認定者の中でも介護離職・転職問題が発生している状況から、仕事と介護の両立を支援し在宅生活を維持していく必要があります。



3 第7期計画の指標の達成状況

第7期計画の令和2年度までの目標に対する目標達成の状況は、目標を達成した項目は19項目、ほぼ達成が1項目、未達成が24項目、変更0項目、廃止0項目となりました。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小等を行ったため、未達成となった指標もあります。

※達成状況：第7期目標指数に対し、達成、ほぼ達成、未達成、変更、廃止の5つで評価しています。
 ※体系ごとに重点事項を中心に未達成の指標について記載しています。

施策名	指標	H28年度 現 状	第7期 目標指数	R2.9月末時点 現 状	達成 状況
体系1 心と体の元気づくりの推進					
1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	サロン型通所サービス参加者数	21人	60人	25人	未達成
2. 心と体の元気づくりの拠点としての福祉健康センター事業の推進	健康推進事業参加者数(延べ人数)	954人	1,050人	1,063人 (R2.3月末時点)	達成
3. 高齢者の閉じこもり予防・交流の場の推進	ゆとりすとクラブ・サロン数	21か所 (予定を含む)	24か所	23か所	未達成
	ゆとりすとクラブ・サロンの実人数(参加者+サポーター)	965人	1,060人	957人	未達成
4. 高齢者の活動支援の推進	老人クラブ会員数(65歳以上の加入率)	848人 (8.9%)	新規加入者の増	721人 (R2.3月末時点)	未達成
	元気・元気高齢者応援事業活動団体数	1団体	2団体	1団体	未達成
<ul style="list-style-type: none"> ・サロン型通所サービスについて、参加者数は増加したものの、目標指数まで達しなかった。高齢者が自分自身の状態に合わせて参加できるよう、既存事業とのすみわけや開催スタイル等を検討して行く必要がある。 ・ゆとりすとクラブ・サロン数は増加したものの、令和3年度に新規立ち上げを計画している地区もあり未達成となったが、今後も町内会と連携を図りながら更なるサロン数及び参加者数の増加を目指していく。 					
体系2 共に支える地域づくり・認知症施策の推進					
1. 高齢者を支える仕組みづくり	地域サポーターの数	354人	400人	364人	未達成
	運動サポーターの数 ※初任者研修修了者数	21人	40人	56人	達成
	生活支援員の数	7人	50人	34人	未達成
	高齢者福祉施設と地域の支えあい支援事業実施施設数	2か所	3か所	6か所	達成
2. 地域コミュニティづくり支援	地区敬老祝い事業総参加者	2,333人	増加	2,343人 (R2.3月末時点)	達成
	どんぐりの森活動数	22か所	25か所	23か所	未達成
3. 地域交流ステーションの推進	街かどカフェ設立地域	3地域	6地域	4地域	未達成
4. 地域を支える関係機関との連携強化	地域の社会資源・ボランティア団体などの把握・発信の仕組み	—	構築	構築	ほぼ達成



施策名	指標	H28年度 現 状	第7期 目標指数	R2. 9月末時点 現 状	達成 状況
体系2 共に支える地域づくり・認知症施策の推進					
5. 災害に強い地域づくりの推進	避難行動要支援者名簿の更新	997人	必要な方の登録と更新	859人	達成
	避難支援個別計画策定	—	適正な計画作成	198人	達成
	福祉避難所での受け入れ可能数(黒川地区の施設)	施設90床	施設95床	施設70床	未達成
6. 認知症に理解のある地域づくり	認知症サポーターの数	1,609人	1,800人	2,462人 (R2. 3月末時点)	達成
	認知症SOSネットワークシステム事前登録数	7人	事前登録の増加	28人 (R2. 3月末時点)	達成
<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者を支える仕組みづくり」の地域サポーター及び生活支援員について、目標指数に達しなかったため、引き続き人材発掘に努めるとともに、地域活動に繋げ、継続的に参加できるよう支援をしていく必要がある。 街かどカフェについては、各地域での活動に留まらず市全体を対象とした各イベントへの協力にまで活動の広がりを見せていた。新規立ち上げを希望する地域もあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により休止となった。 					
体系3 安心できる在宅生活のための環境づくりの推進					
1. 在宅で生活していくための支援	緊急通報システム事業利用者数	71人	80人	60人	未達成
	元気回復ショートステイ事業利用者数	22人	増加	38人 (R2. 3月末時点)	達成
2. 介護する家族への支援	家族介護者教室の参加者満足度(アンケート結果で大変良い、良いと回答した割合)	100%	100%	96%	未達成
	家族介護者交流会の参加人数	13人	20人	3人 (R2. 2. 25時点)	未達成
	介護者の会の開催地区数	1か所	3か所	2か所	未達成
3. 高齢者の外出支援	高齢者・障がい者外出支援乗車証交付率	32.6% (H29. 10. 1現在)	50.0%	40.3% (R2. 3月末時点)	未達成
4. 一人暮らし高齢者への支援	虹いろ会食サロン事業参加者数	94人	増加	97人	達成
5. 多様な住まいの確保	住まいの情報発信の仕組み	—	構築	—	未達成
6. 緊急時の居場所確保	在宅高齢者家族介護者緊急支援ショートステイ事業委託施設数	21施設	22施設	22施設	達成
7. 安心して暮らすための情報発信	買い物情報発信の仕組み	—	構築	—	未達成
8. 高齢者の虐待防止強化や成年後見制度及び権利擁護の推進	成年後見制度の周知度 内容を知っている人の割合 (実態把握調査)	第1号：33.5% 第2号：31.6% 認定者：22.9%	増加	第1号：28.7% 第2号：34.4% 認定者：16.9%	未達成 達成 未達成
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の外出支援については、新規対象者に対する制度説明チラシの改善を図るとともに市ホームページも利用し周知を強化したため交付率の上昇につながった。目標指数には達しなかったため、手続きの簡素化を図るなどさらに工夫を重ねていく。 成年後見制度については、介護保険第2号被保険者では目標指数を達成したもののその他の指標は未達成となった。成年後見制度利用促進基本計画を包含した富谷市地域福祉計画が令和3年度に開始となるため、更なる周知啓発を強化する。 					

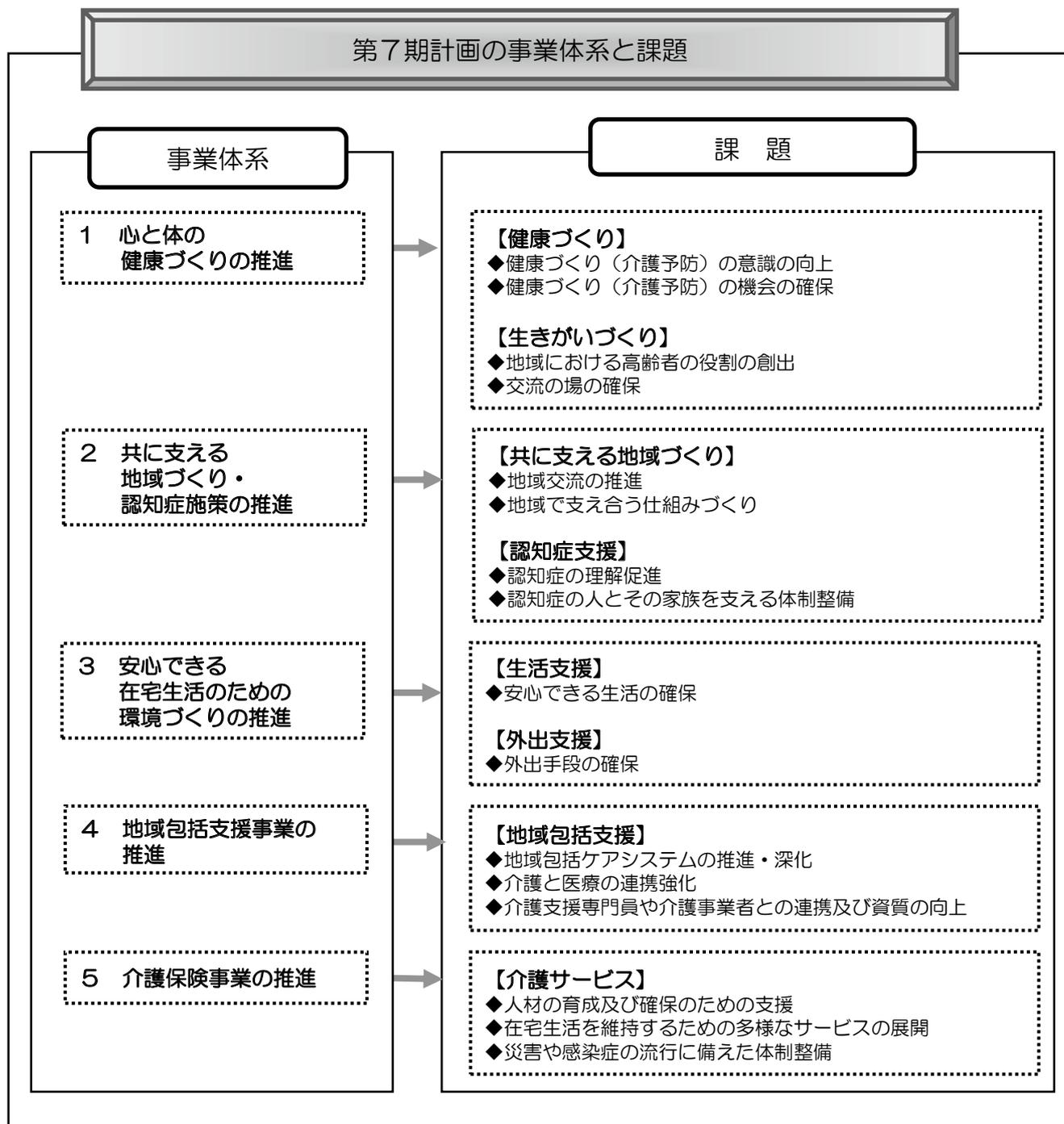


施策名	指標	H28年度 現 状	第7期 目標指数	R2. 9月末時点 現 状	達成 状況
体系4 地域包括支援事業の推進					
1. 地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センター数	3か所	4か所	4か所	達成
	介護の相談場所（第1号） （実態把握調査）	保健福祉総合支援センター 26.1% 富ヶ丘・日吉台圏域地域包括支援センター 11.9% 東向陽台・成田圏域地域包括支援センター 10.1% （H28. 10月開所）	増加	保健福祉総合支援センター 9.2% 富ヶ丘・日吉台圏域地域包括支援センター 12.6% 東向陽台・成田圏域地域包括支援センター 11.7% 富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター （H30. 10月開所） 9.2% （R2. 3月末時点）	未達成
		—			
2. 生活支援サービス体制の活性化	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置	3人	9人	6人	未達成
3. 地域ケア会議の推進	地域ケア会議の開催回数（全体会議）	0回	12回	1回	未達成
4. 在宅医療・介護の連携強化	在宅医療・介護連携推進事業全事業の実施（8事業）	7事業	全事業	全事業	達成
5. 介護支援専門員・介護事業への支援	ケアマネジャー・ケアスタッフ研修定例会の参加者満足度	94%	増加	91.8% （R2. 3月末時点）	未達成
<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の推進については、地域包括支援センターから本人・家族や介護事業所に地域ケア会議の実施を提案しているが積極的な利用にはつながっていない。新型コロナウイルス感染症の影響もあったものの、積極的な利用につながるよう目的やメリット等を啓発する必要がある。 ・ケアマネジャー・ケアスタッフ研修定例会については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により研修は中止したが、感染防止対策や消費者トラブルに関するアンケートを実施し、課題解決等に関する情報をフィードバックした。 					
体系5 介護保険事業の推進					
1. 介護サービス等の充実	施設入所者待機者数（要介護3以上）	63人 （H29. 4. 1現在： 宮城県長寿社会政策課調べ）	減少	48人 （R2. 4. 1時点）	達成
	施設整備状況				
		介護老人保健施設	1か所	2か所	2か所
	グループホーム	3か所	4か所	3か所	未達成
2. 介護保険サービスの地域ケアマネジメントの推進	指定事業所の年間実地指導数	1事業所	2事業所以上	3事業所（H30） 3事業所（R1） 6事業所（R2予定）	達成
<ul style="list-style-type: none"> ・第7期計画ではグループホームの入所者が増える見込みであったため平成30年度新たに1ユニット（9人分）の公募をしたが、応募がなく、また第7期中の計画値で見込んだほど利用者は増加しなかったため、整備を行わなかった。今後の高齢化の状況を注視しながら増設の機会をうかがう必要がある。 					



4 第7期計画の事業体系と課題

第7期に実施した各施策の評価及び令和元年度に市民の皆さまにご回答いただいた実態把握調査結果を総合的に分析した結果、以下のとおり事業体系ごとの課題を抽出しました。第8期計画の施策については、今回の結果を基に検討しております。







第2章 施策の基本的考え方



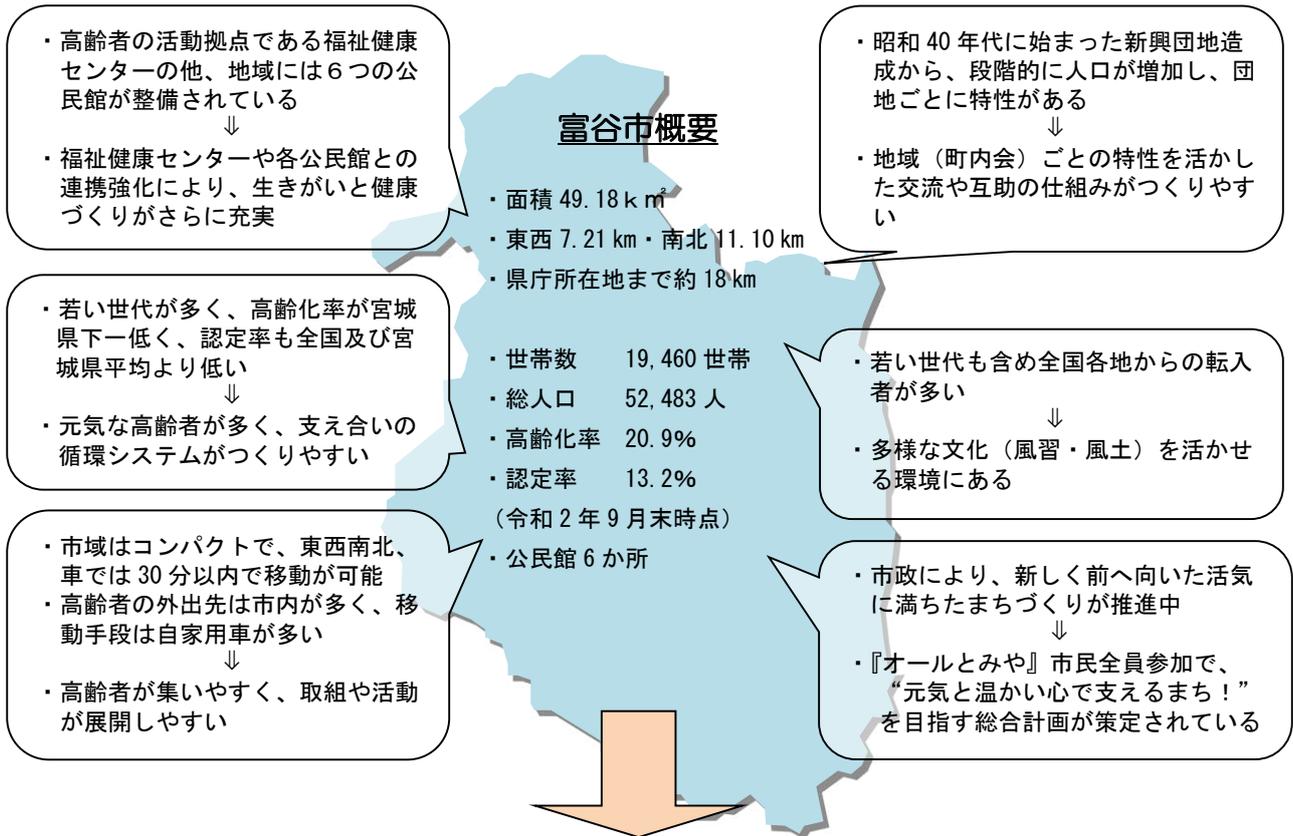


第1 施策の基本的考え方

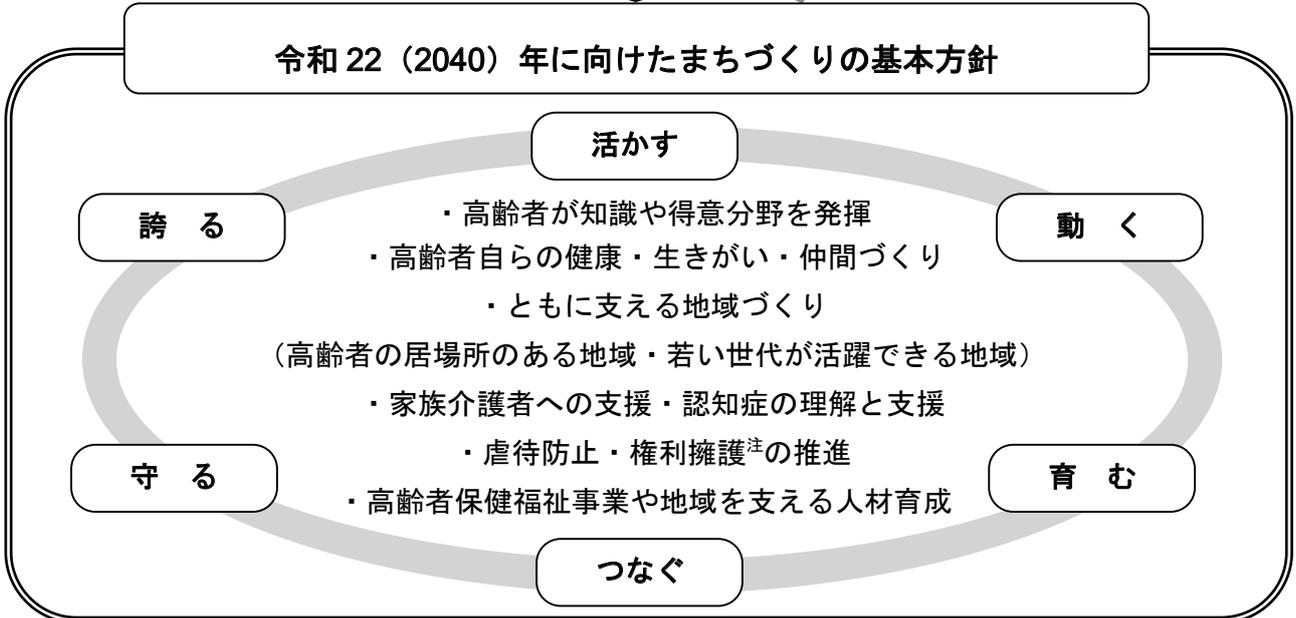
1 富谷市が目指す高齢者を支える環境づくり

団塊の世代の子どもたち(団塊の世代ジュニア世代)が65歳以上となる令和22(2040)年には、本市においても超高齢社会を迎えると見込まれています。このため、高齢者を支える環境は、長期的視点を持ち推進する必要があります。

介護保険制度を安定的に運営し高齢者の皆さまへ継続的に必要な支援を行うため、関係機関とともに地域力を高めることが重要となっています。



令和22(2040)年に向けたまちづくりの基本方針

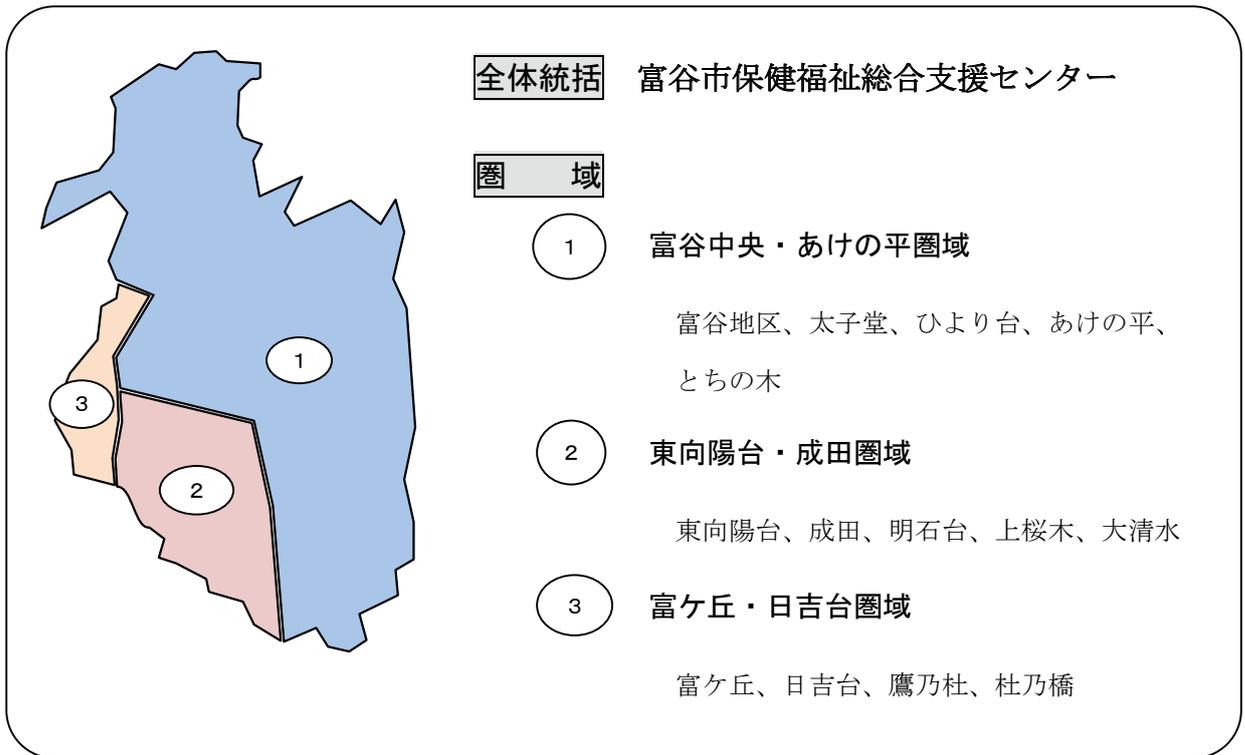




2 日常生活圏域

本市では、下図のとおり日常生活圏域を3分割し、市の委託を受けた地域包括支援センターをそれぞれの地域に設置しており、高齢者の皆さまが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていけるよう高齢者支援の拠点として様々な活動を行っています。

また、基幹型・機能強化型地域包括支援センターとして富谷市保健福祉総合支援センターがそれぞれの地域包括支援センターを支援する役割を担っています。



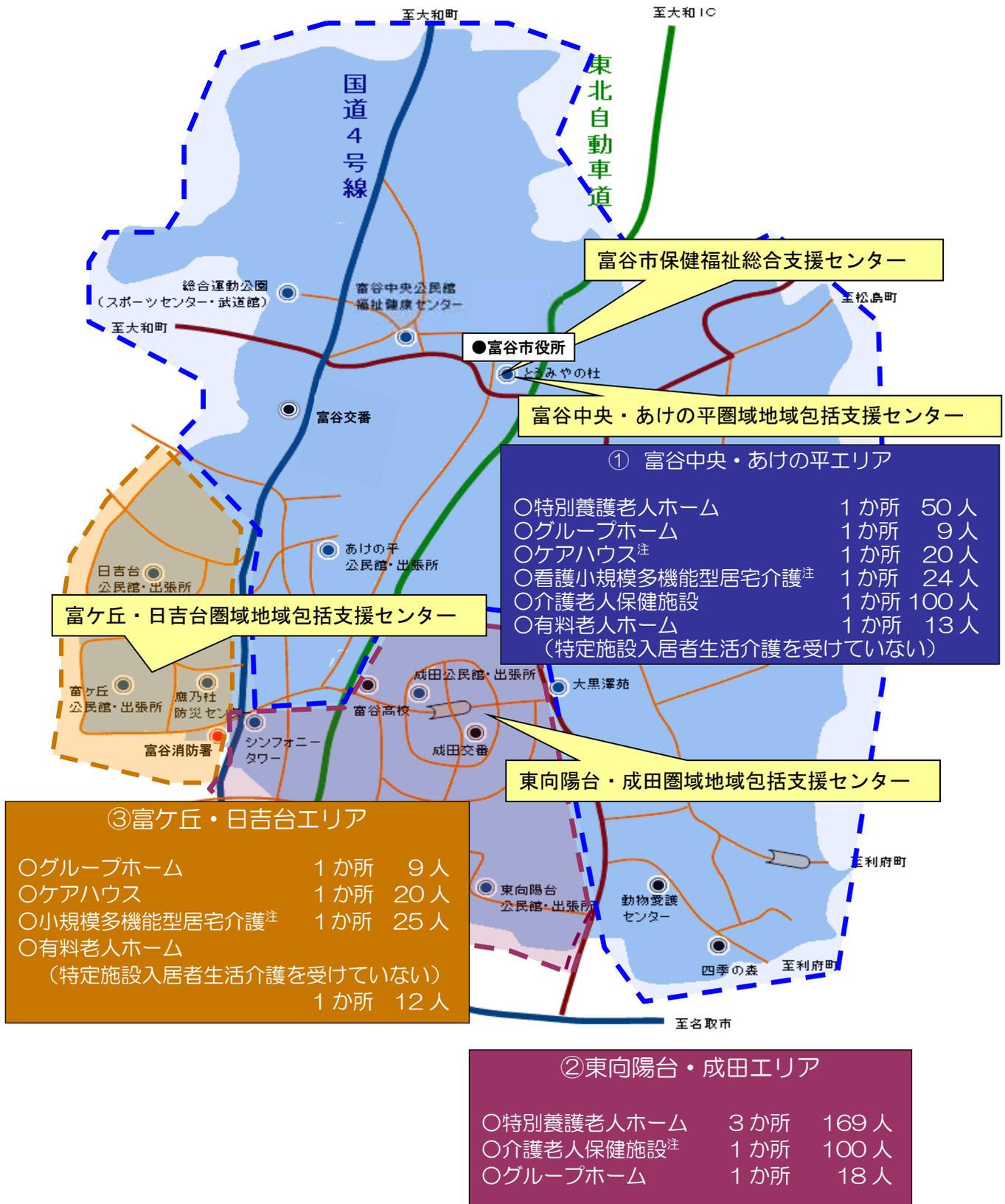
(1) 各圏域の高齢者人口状況

(令和2年9月末時点)

区 分	総人口	65歳以上	高齢化率
富谷中央・あけの平圏域	14,125人	4,123人	29.2%
東向陽台・成田圏域	25,460人	3,443人	13.5%
富ヶ丘・日吉台圏域	12,898人	3,427人	26.6%
合 計	52,483人	10,993人	20.9%



(2) 各日常生活圏域における高齢者施設整備状況



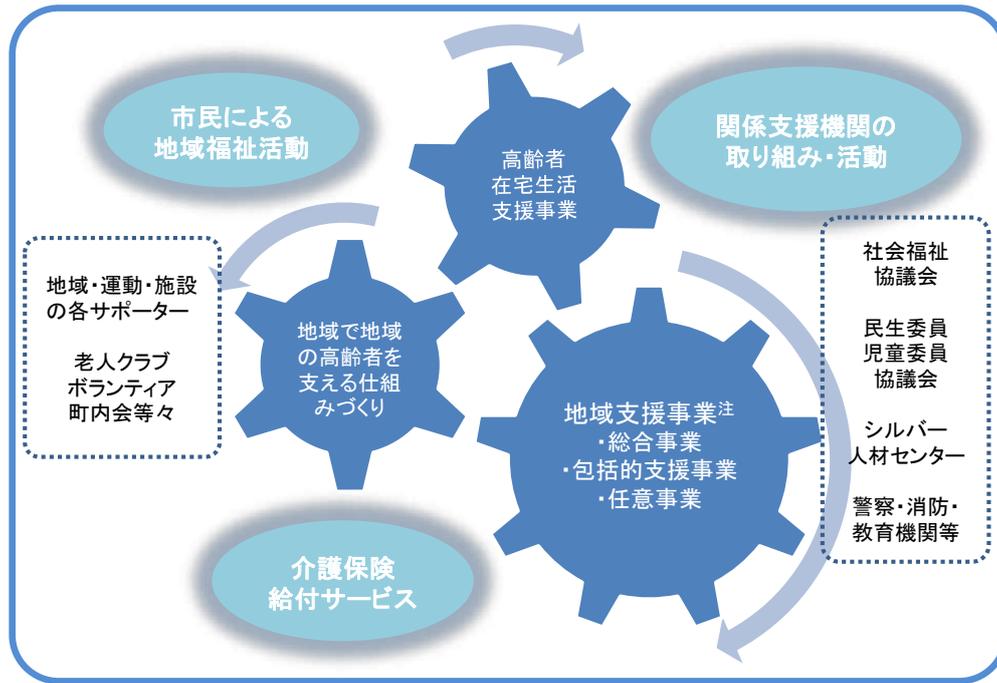
※令和2年9月末時点



3 富谷市の地域包括ケア方針

本市では、これまでの高齢者支援・介護予防事業・地域活動など様々な事業を繋ぎ、地域の社会資源を多面的に活用し、市と地域・関係機関がそれぞれの役割を担い、地域コミュニティを育みながら地域包括ケアを推進します。

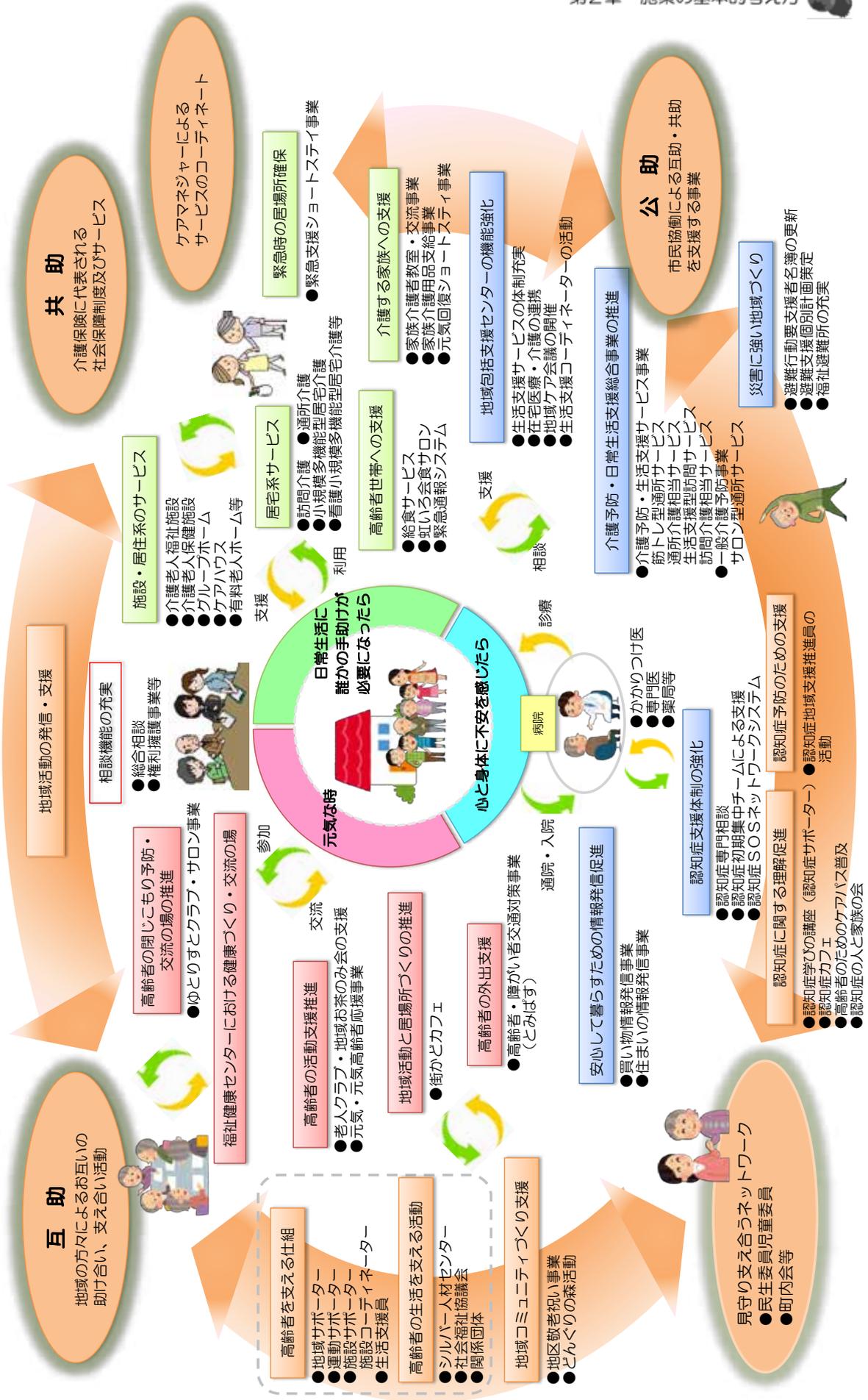
【高齢者を支える仕組み】





4 富谷市における地域包括ケアシステム

富谷市の地域包括ケアシステムのイメージ図





第2 計画の将来像と基本理念

1 令和22(2040)年を目標とした計画の将来像及び基本理念

(1) 令和22(2040)年を目標とした計画の将来像

平成30年4月より改正社会福祉法が施行となり、『地域共生社会』の実現するため“高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会”を目指すための役割が明示されました。

地域共生社会は、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みであり、本市の目指すまちづくりと調和します。

本計画の上位計画となる「富谷市総合計画」は令和7(2025)年度までを計画期間とし、「住みたくなるまち日本一」を将来像に掲げ、『誰もが住みたい』『住んで良かった』と思えるまちを目指し、地域協働体制の「オールとみや」で推進していくこととしています。健康福祉分野では、「元気と温かい心で支えるまち！」を基本方針とし、高齢者や障がい者のテーマである、あらゆる世代が健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、施策を展開しています。また、令和3年4月に本市の福祉に関する個別計画の上位計画として「富谷市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて各種施策を推進していきます。

本計画においては、総合計画の第3編第1章で掲げている「あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります」を将来像とし、令和22(2040)年までの長期的な視点で計画を推進することとします。

あらゆる世代が元気に暮らす
健康自慢のまちを創ります

(2) 基本理念

第7期計画の基本的考え方や目的等を踏襲し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、地域や個人がかかえる生活課題を解決できるよう「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を積極的に展開していくため、第7期計画の基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり」を継承します。

高齢者が住み慣れた地域で
安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり



(3) 基本目標

第8期計画が目指す「高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり」の実現のため、2つの基本目標を新たに設定し、事業に取り組みます。

地域で高齢者が自身の健康を守ることができるまち

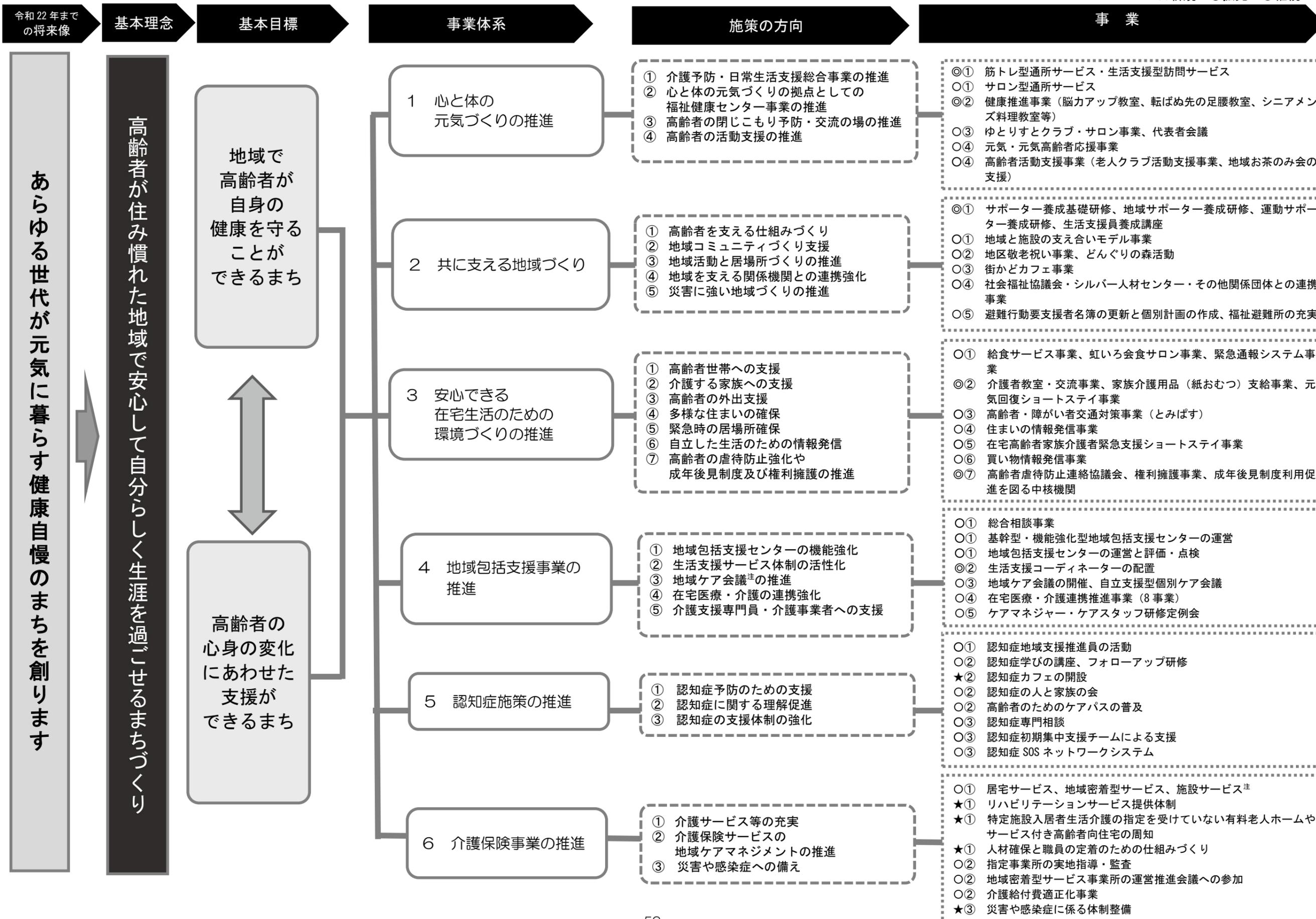
高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気でいきいきと過ごすためには、介護を必要としない心身ともに自立した健康的に生活できる期間（健康寿命）を延ばすことが大切であり、高齢者自らが主体的に行動及び継続していくことが必要です。

高齢者が生きがいを持ち、心も体も健康的に地域で自立した生活が送れるよう、高齢者が気軽に参加できる元気づくり教室や地域において知識や経験を活かせる場、世代を超えた交流の場や就労等、高齢者自身が積極的に活動できる場の支援とともに、地域全体で高齢者を見守る協働のまちづくりを目指します。

高齢者の心身の変化にあわせた支援ができるまち

今後も高齢化が進行し続け、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者が増加することが懸念されています。

認知症や介護が必要になっても、慣れ親しんだ地域で安心して生活し続けることができるよう、医療や事業者等の各関係機関との連携を強化し、地域包括支援センターを主体に、重度化の予防とともに支援を必要とする高齢者の状態や生活に寄り添うサービスが提供できるよう体制が整うまちを目指します。





第3章 施策の展開



体系（施策）ごとのページの見方

体系の名称を記載しています

施策 1 施策の名称を記載しています

現状・課題

施策の取組や課題を記載しています

今後の取組

取組の方向性を記載しています

支える事業

事業名	事業内容

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
指標とする項目	現状値	目標値



第1 施策の展開

1 心と体の元気づくりの推進

施策 1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

現状・課題

本市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しており、「介護予防・生活支援サービス支援事業」と「一般介護予防事業」の2つの事業で構成されております。「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者または基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人を対象に、各種サービスを提供しております。「一般介護予防事業」では、「サロン型通所サービス」として、65歳以上のすべての高齢者を対象に住民主体の通いの場として、介護予防と生きがいつくり・役割づくりを目的に実施していますが、参加者数の増加が課題であり、今後事業内容の検討が必要となります。

介護予防・日常生活支援総合事業では、地域包括支援センターによるマネジメントをもとに、対象者にサービスを提供しています。介護予防・日常生活支援総合事業の中で、「通所型サービスA」、「訪問型サービスB」、「サロン型通所サービス」は、市の養成研修を受けた市民がサポーターとなり実施しています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域全体で高齢者の生活を支える仕組みづくりが必要です。高齢者の健康状態やニーズを把握しながら、今後も市民（サポーター）との協働のもと、関係機関と連携を図りながら、介護予防を進めていくことが求められます。

今後の取組

引き続き、地域包括支援センターと連携しながら、高齢者が自分自身の状態に合わせて選べるサービスの提供、介護予防及び生活支援の展開を目指します。

令和3年4月の制度改正により、対象者の弾力化を図り、利用者が要介護状態になった場合でも、これまで利用していた介護予防・日常生活支援総合事業の一部のサービスを継続して利用できるような体制づくりを図ります。

- ・通所型サービスAの「筋トレ型通所サービス」については、需要に応じスムーズにサービスを提供できるよう事業者指定により継続して実施します。
- ・訪問型サービスBの「生活支援型訪問サービス」については、社会福祉協議会のコーディネートのもと、生活支援員による身体介護を伴わない日常生活上の支援を継続するとともに、対象者の弾力化に向けた体制づくりを図ります。

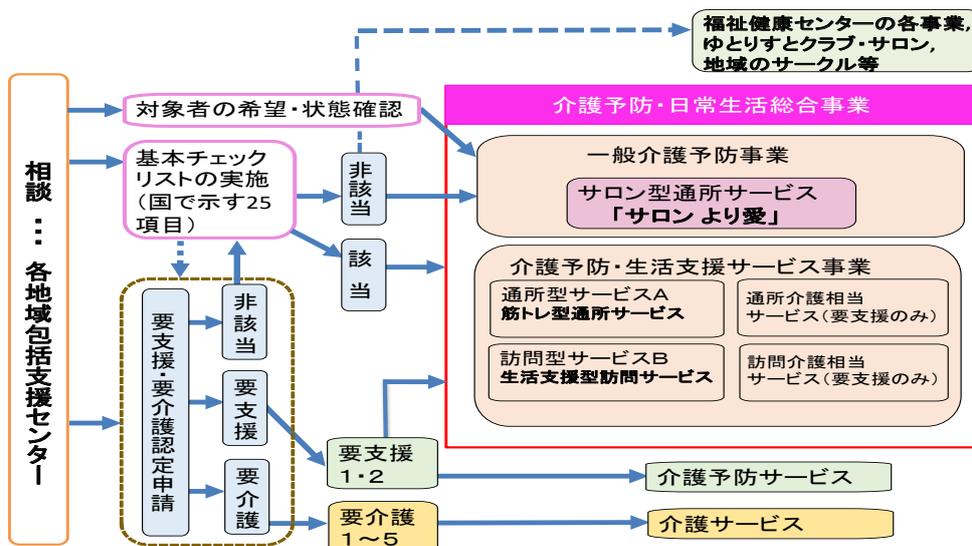


- ・専門職によるサービス提供が必要な方については、通所介護相当サービス・訪問介護相当サービスを実施していきます。
- ・「サロン型通所サービス」については、より多くの方が参加できるように引き続き事業内容等の検討を図ります。また、ボランティアの積極的な登用を目指します。
- ・運動サポーターや生活支援員の養成研修を継続し、多様なサービスや一般介護予防事業での活躍の場を設けることにより、担い手自身の生きがいと健康づくりも併せ、効果的なサービス提供が図れるよう育成及び学びと実践によるスキルアップを目指します。

【富谷市における介護予防・日常生活支援総合事業サービス体系図】

事業名		内容	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	～緩和した基準によるサービス～ ●通所型サービスA ・筋トレ通所サービス	軽体操や筋力トレーニングなどによる運動機能の向上
		●通所介護相当サービス	生活機能の向上のための機能訓練
		～住民主体による支援～ ●訪問型サービスB ・生活支援型訪問サービス	自分で出来ない部分の家事（掃除・洗濯など）支援
		●訪問介護相当サービス	身体介護や生活援助
一般介護予防事業	●サロン型通所サービス	仲間との交流で閉じこもりや認知症予防	

【相談から総合事業等利用までの流れ】



※第1号被保険者で、要介護認定前から総合事業利用者については、ケースに応じて要検討。

※第2号被保険者は、基本チェックリスト[※]によらず、要介護認定受付



支える事業

介護予防・生活支援サービス事業	
事業名	事業内容
筋トレ型通所サービス	要支援認定者及び事業対象者で、運動機能向上が必要な場合、運動・リハビリを主としたプログラムにより筋力維持・向上を支援し、(介護)事業所等を会場として提供します。運動サポーター活躍の場になります。(平成30年度より事業者指定制度導入)
通所介護相当サービス	要支援認定者で、特定の状態像に合致する方に対して、専門職によるサービス提供が必要となる身体介護や生活機能向上のための支援を行います。
生活支援型訪問サービス	要支援認定者及び事業対象者で、生活援助が必要な方に対し、生活支援員(市が実施する養成研修修了者等)が、食事作りや掃除等の支援を提供します。(平成30年度より住民ボランティア団体への補助による実施)
訪問介護相当サービス	要支援認定者で特定の状態像に合致する方に対して、訪問介護員 ^注 の専門的なサービス提供(身体介護や生活援助)の支援を行います。
一般介護予防事業	
事業名	事業内容
サロン型通所サービス 「サロンより愛」	専門職のコーディネートにより地域のボランティアを積極的に登用し、介護予防の必要があると認められた方に対して、多彩なプログラム(運動器機能向上、認知症予防等)を実施し、地域の中で、高齢者の生きがい・役割の創出を目指して、集いの場の充実を図ります。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
筋トレ型通所サービスの利用者実数	187人	260人
生活支援型訪問サービスの利用者実数	39人	47人
サロン型通所サービスの参加者数	25人	37人



施策 2

心と体の元気づくりの拠点としての福祉健康センター事業の推進

現状・課題

福祉健康センターは、老人福祉法に基づく高齢者施設であり、概ね60歳以上の市民を対象とした「生きがいと健康づくり・交流の場」として充実に努めてきました。

令和元年度末から令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響から事業を一時的に中止した経緯もありましたが、感染予防対策を徹底して、事業を再開しております。

平成29年4月1日より富谷市社会福祉協議会による指定管理により運営しており、ボランティアセンターとの連携等、社会福祉協議会の強みを生かした事業を展開しています。

【健康推進事業の参加状況】

事業名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
脳力アップ教室	196人	78人	44人
転ばぬ先の足腰教室	520人	339人	308人
シニアメンズ料理教室	70人	36人	56人
楽々クッキング教室	96人	80人	75人
快適ライフ教室	89人	60人	57人
歌声健康喫茶（音楽健康教室）	—	8人	108人
東北文化学園大学介護予防教室	—	41人	71人
センター健康運動クラブ	—	85人	396人

今後の取組

心と体の元気づくりの拠点となるよう、指定管理者との連携を強化し、地域包括ケアの一翼を担う事業展開を目指します。

《福祉健康センター事業推進の視点》

- ・多くの方に利用されるように、住民ニーズを把握し、高齢者の憩いの場、つどいの場として、開かれたセンター運営とします。
- ・魅力ある事業を展開し、高齢者が教室や講座を通じ交流を深め、地域で自ら生き生きと生活できるように支援します。
- ・地域住民やボランティアの活躍の場として、社会福祉協議会と連携した取組を進めます。



- ・高齢者自身の活躍の場として、ボランティアセンターの活用を積極的に勧めます。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業との効果的な連続性を図るため、地域包括支援センターとの連携のもと、積極的な健康推進事業に努め、切れ目のない事業展開を進めます。
- ・障害者支援施設との併設や近隣に小学校や保育所などが設立されている利点を活かし、多様な世代等との交流を図り、高齢者の元気を応援します。
- ・感染予防対策を徹底して、引き続きより安全で充実した事業の実施に努めていきます。

支える事業

事業名		事業内容
健康推進事業	脳力アップ教室	五感(視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚の5つの感覚)を使い、創作することで脳の活性化を図る教室です。
	転ばぬ先の足腰教室	転倒防止のために筋力アップを図る教室です。
	シニアメンズ料理教室	男性のための料理教室です。
	楽々クッキング教室	毎日の食生活に役立つ料理教室です。
	快適ライフ教室	道具を使用したトレーニングで身体機能の向上を図る運動教室です。
	音楽健康教室(歌声健康喫茶)	懐かしい曲をハンドベル演奏するなど、音楽療法による介護予防教室です。
	東北文化学園大学介護予防教室	東北文化学園大学の先生と福祉を学ぶ学生と交流しながら楽しく健康づくりを行います。
	センター健康運動クラブ	軽い運動やレクリエーションなどを通して、無理なく運動習慣を身につけます。

指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
健康推進事業の参加者数(延べ人数)	1,115人	1,200人



施策 3

高齢者の閉じこもり予防・交流の場の推進

現状・課題

実態把握調査において、第1号被保険者において、「ほとんど外出しない」「週1回の外出」を合わせた12.7%の方が閉じこもり傾向にあり、外出を控えている理由として「外での楽しみがない」(20.3%)が高くなっていることから、身近な通いの場を整備し、外出の機会を増やしていくことが求められています。

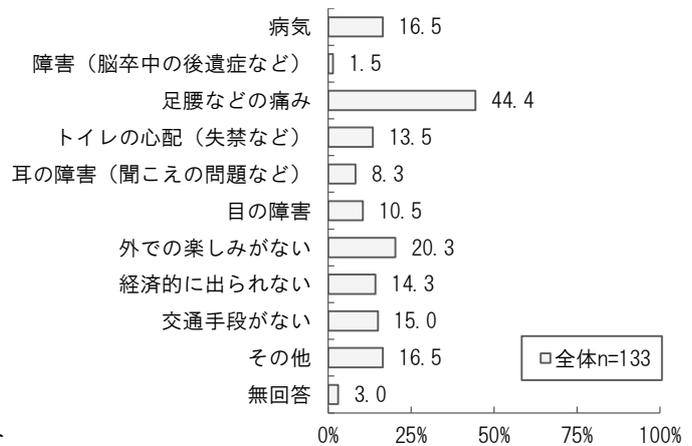
高齢者の閉じこもり予防として、高齢者の方々が町内会館や公民館などの地域の会場に月1回程度集い、お茶飲みや季節の行事などによる交流を通して、心身の健康を維持しながら地域で安心して生活することを目的としたゆとりすとクラブ・サロン事業を実施しております。市と社会福祉協議会のバックアップ体制のもと、町内会のご理解をいただきながら地域サポーターが主体となり運営しています。参加者が時には講師となって家事の知恵や技術を教え合うなど、地域住民による支え合いの介護予防となっており、サポーターにおいても介護予防の一助となっています。

平成6年の開始から徐々に設立箇所が増え、令和2年度には23か所となっており、今後も拡充が必要です。また、平均年齢は平成29年度末に72.3歳でしたが、令和元年度末は72.9歳と高くなっており、担い手である地域サポーターの平均年齢も令和元年度66.4歳という状況です。高齢化の進展とともに新たなサポーター不足が懸念されている地区もあり、人材の発掘と次世代の担い手の育成が必要です。

毎年、各地区の代表者を集めて代表者会議を実施しており、事業の企画段階から地域サポーターと検討を重ね、地区同士の意見交換を行うことにより、市民の力を生かしながら、今後の地区活動の発展につなげております。今後も地区の特性を生かし、ゆとりすとクラブ・サロンとしての一体感を意識しながら、地域交流の場としての役割を充実していくことが必要です。

また、健康増進や介護予防についての知識を身につける学びの場としても活用し、地域住民の健康意識の向上に貢献できるよう、地域包括支援センターと連携を強化していくことが重要です。

■ 外出を控えている理由



資料：実態把握調査(介護予防・日常生活圏ニーズ調査)



【各ゆとりすと登録者・参加状況等】

地域包括 支援セン ター圏域	開催地区	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		登録数 (人)	延参加数 (人)	平均年齢 (歳)	登録数 (人)	延参加数 (人)	平均年齢 (歳)	登録数 (人)	延参加数 (人)	平均年齢 (歳)
富谷中央・あけの平	町上	42	328	73.5	37	321	74.6	34	228	75.5
	町中	19	165	74.0	19	135	75.0	19	143	66.6
	町下	36	234	71.4	34	157	71.9	29	157	71.8
	三ノ関	63	234	73.9	64	278	75.2	53	190	73.7
	ひより台1	47	347	71.8	48	319	72.6	43	241	73.6
	ひより台2	64	116	68.8	65	111	69.8	39	142	70.6
	太子堂	81	670	73.3	82	619	74.1	74	527	74.7
	志戸田	67	257	75.6	67	242	76.2	58	201	74.7
	明石	23	104	71.4	26	141	72.0	26	153	72.6
	あけの平	60	512	74.0	63	528	74.3	61	453	73.2
日吉台 富ヶ丘・	富ヶ丘	64	381	74.8	74	395	75.0	78	364	74.9
	鷹乃杜	34	217	79.0	34	201	80.0	22	137	80.0
	日吉台	37	274	73.4	38	217	74.6	39	178	75.4
東向陽台・成田	成田	59	419	72.3	61	435	73.4	60	349	73.3
	明石台第一				31	168	74.6	25	134	75.8
	明石台第二	36	216	71.5	37	215	72.9	34	227	73.4
	明石台第三	60	422	65.0	64	414	67.6	56	258	69.3
	明石台第五	64	403	71.6	65	391	73.0	65	319	73.3
	明石台第六	23	134	60.5	24	130	61.9	24	128	61.8
	東向陽台第一	41	263	74.8	43	298	74.5	42	301	74.3
	東向陽台3	48	297	77.7	53	295	76.9	46	282	77.3
	サニーハイツ	25	170	70.8	31	181	69.7	31	148	69.2
合計	993	6,163	72.3	1,060	6,191	73.1	958	5,260	72.9	

※参加人数及び平均年齢は参加者・サポーター含む

今後の取組

- ・地域の社会資源の活用も視野に、社会福祉協議会との連携を強化し、各地域のニーズを踏まえた継続的な実施とともに、町内会の理解のもと新たな地域への増設に努め、地域の自助・共助の活動を高めていきます。
- ・ゆとりすとクラブ・サロン事業の活性化のためにサポーター間の情報交換や学びの場の支援を行い、地域のサポーターが地域の高齢者を支える仕組みを継続的に支援していきます。
- ・SNSやホームページ等を活用して事業の周知・啓発を行い、参加者とサポーターの新規加入を目指していきます。

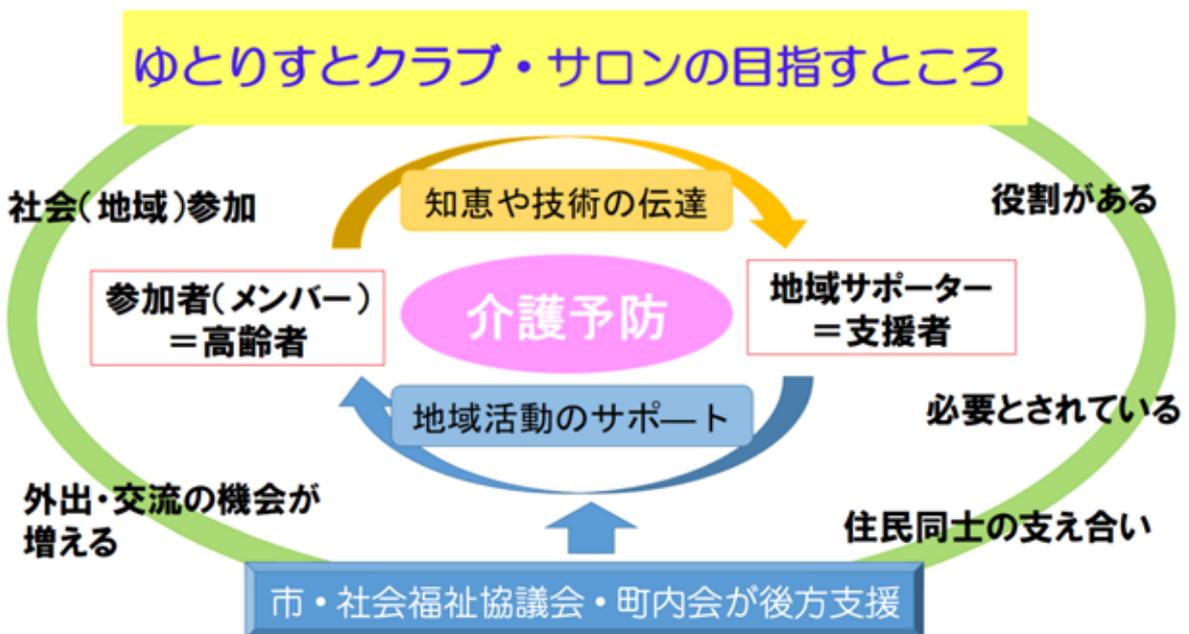


支える事業

事業名	事業内容
ゆとりすとクラブ・サロン事業(各地区開催)	～社会福祉協議会とともに自主的活動を支援～ すでに開催している地区については、相談・助言及び助成を実施しながら、各地区の特性に応じた支援を実施します。 新たな設立に向けて、町内会への働きかけとともに地域サポーターの育成に努めます。
ゆとりすとクラブ・サロン代表者会議	～地区活動の継続性を目指した交流の場～ 市民協働をコンセプトに、地域発動の発信や必要な課題に応じたテーマを定め、地区活動での継続性を目指して実施します。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
ゆとりすとクラブ・サロンの実人数 (参加者+サポーター)	958人	1,060人
ゆとりすとクラブ・サロン数	22か所	25か所





施策 4

高齢者の活動支援の推進

現状・課題

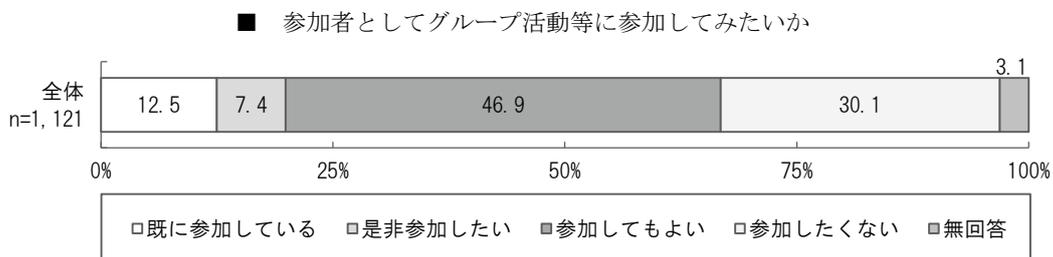
65歳以上高齢者における要支援・要介護認定者の割合は、近年概ね14%程度で推移している状況であり、8割以上の高齢者は自立した生活を送られていると推測でき、元気な高齢者の活躍が期待されます。

高齢者の活動の場として総合保健福祉施設「とうみやの杜」内で、野菜や花・果樹の栽培管理等を通し、参加者の生きがいつくりと健康推進を図る、元気・元気高齢者応援事業「とうみやの杜園芸クラブ」を行っています。活動で収穫した野菜等を活用し、高齢者福祉施設や公民館、保育所等地域の皆さんとの交流を図ることで、地域コミュニティの一翼も担っています。新規加入者はいるものの、近年の参加者数は横ばいの状態です。

また、老人クラブの活動助成を行い、高齢者の活動を支援していますが、令和2年度に1団体が解散し、12団体・総会員数622人(令和2年4月)となり、60歳以上の高齢者の加入率4.5%と、ともに減少傾向にあります。会員の高齢化及び新規加入者数の減少が要因と思われ、普及啓発が必要となります。

この他、地域で自主的に実施しているお茶飲み会などの要望に応じ、健康講話などを実施しています。

実態把握調査では、65歳以上の一般高齢者及び事業対象者の地域づくりに対する参加意向は「是非参加したい」、「参加してもよい」を合わせると54.3%が参加に前向きなことから、高齢者自身の生きがいつくりと地域づくり・支え合いの両観点から事業の周知・啓発を行い、元気高齢者の活動を支援することが必要と思われます。



資料：実態把握調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)



【元気・元気高齢者応援事業の活動状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
元気・元気高齢者応援事業「とうみやの杜園芸クラブ」参加者数（延べ）	535 人	492 人	523 人

【老人クラブの活動状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
老人クラブ会員数 （60 歳以上の加入率）	800 人 （6.2%）	751 人 （5.7%）	721 人 （5.4%）
老人クラブ数	13 団体	13 団体	13 団体

今後の取組

- ・元気・元気高齢者応援事業は、「とうみやの杜園芸クラブ」の活動拡大（会員数の増加）を目指し、高齢者が活躍できる場（役割の創出）や、その活動を地域に発信・還元できる体制づくりを整備します。
- ・老人クラブの活動を通して、高齢者の生きがいつくりや地域づくりにつながるよう、老人クラブ連合会と連携しながら後方支援を行っていきます。
- ・地域で自主的に実施しているお茶飲み会などへ、地域包括支援センター等と連携のもと、健康講話などの後方支援を継続していきます。

支える事業

事業名	事業内容
元気・元気高齢者応援事業	高齢者が主体となり、自分自身の健康や生きがいのために活動し、その活動を地域に還元していく事業です。
高齢者活動支援事業	①老人クラブ活動支援事業 老人クラブ連合会、各単位老人クラブの活動を支援するための助成及び必要に応じ健康講話や軽体操等を実施し、健康に対する意識啓発や実践活動に向けた支援を行います。
	②地域お茶のみ会の支援 地域のお茶のみ会等に対して必要に応じ健康講話や軽体操等を実施し、健康に対する意識啓発や実践に向けた支援を行います。

指 標

指標名	現 状 （令和元年度）	目標指数 （令和5年度）
元気・元気高齢者応援事業「とうみやの杜園芸クラブ」の参加延べ人数	523 人	590 人
老人クラブの会員数 （60 歳以上の加入率）	721 人 （5.4%）	会員数の増



2 共に支える地域づくり

施策 1 高齢者を支える仕組みづくり

現状・課題

少子高齢化により、介護を必要とする高齢者が増加する一方で介護の担い手が減少する状況、また単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する社会を迎えることにより、共に支える地域づくりの推進が一層求められます。実態把握調査によると、第1号・第2号被保険者ともに地域活動の運営・企画に参加したくないとの回答が半数以上を占めており、安心して住める地域づくりについて我が事として考えるための意識を育む取組が必要です。

市では、これまで地域支え合い活動のために開催してきた各種養成研修に加えて、新たに「サポーター養成基礎研修」を新設し、共通の課題や知識・技術を習得しながら各種サポーター同士の交流を深めることにより、地域の人(サポーター)が地域の人(高齢者)をともに支え合う仕組みづくりを推進することが必要です。

また、地域の自発的な取組を大切にしながら後方支援を行いながら、地域の中で支えあう気持ちを持続していくための仕組みづくりが一層求められています。

令和元年度から3か年のモデル事業として「地域と施設の支え合いモデル事業(愛称:とみサポこころね)」を実施しました。この事業は、高齢者施設を定期的に訪問し、寄り添いボランティアを行う施設サポーター及びそのサポーターと施設の連絡調整にあたるコーディネーターを養成することにより、入居者の生活の充実及び担い手自身の元気を支援し、地域住民の健やかで安心した生活の一助となることを目的としたものです。これまでの事業について評価を行うとともに、今後における地域と施設の共助関係と高齢者施設の社会資源化促進の在り方について検討が必要です。

【地域サポーター養成研修の受講者数】

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基礎・実践編	125人	115人	18人 (新規受講者)
応用編	185人	162人	—
情報交換会	34人	66人	88人

※応用編は令和元年度ゆとりすと編として実施予定だったが、感染症拡大防止対策により中止。



【運動サポーター養成研修の受講者数】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
初任者研修	4人	9人	10人
フォローアップ研修	16人	21人	16人
リーダー研修	—	12人	8人
リーダーフォローアップ研修	—	—	8人

【生活支援員養成研修の受講者数】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活支援員養成研修の受講者数	11人	16人	17人

【施設サポーター等養成状況】

区 分	令和元年度
施設サポーター	17人
施設コーディネーター	12人

今後の取組

サポーター育成は、「互助」「自助」を主旨とした活動の理解に努めながら、受講しやすい研修体制を築き、地域の人たちを地域の中で支えるという循環型システムの構築に努めていきます。

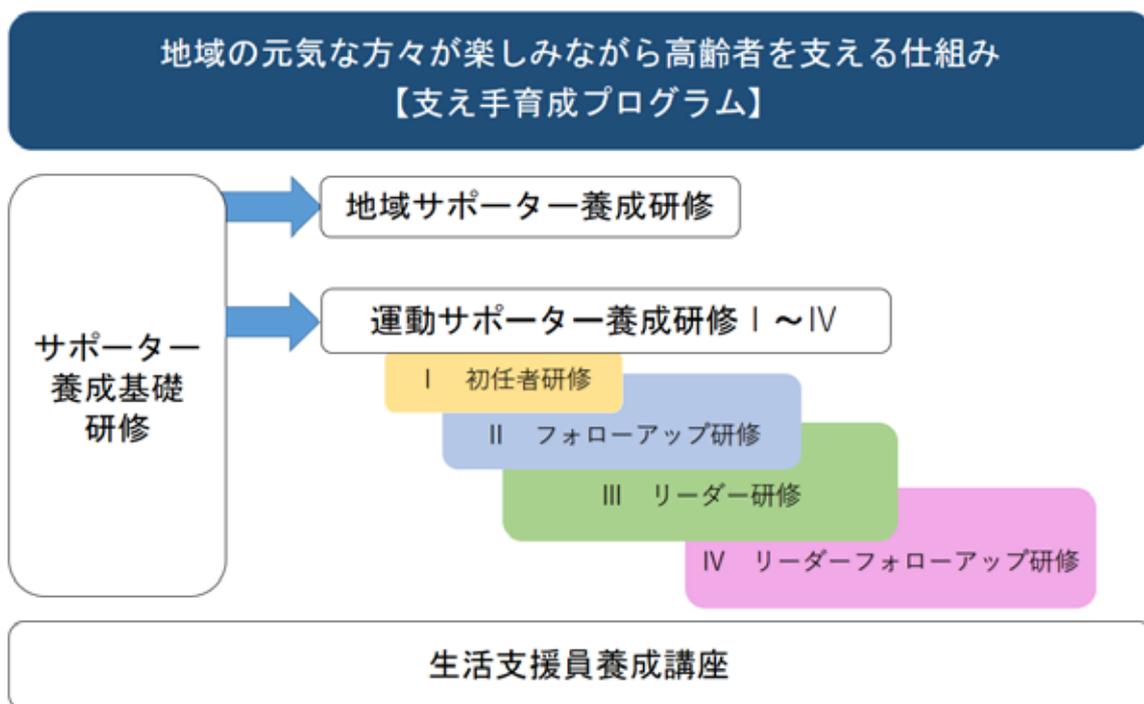
《以下の3つの視点により推進します。》

1. 安心して暮らせる地域を、住民とともに考え、つくること
2. 養成事業で学ぶ健康情報・運動指導のノウハウは、サポーター自身の健康づくり
3. 地域の元気な皆さんが、楽しみながら高齢者を支える仕組み

- ・サポーター養成基礎研修では、高齢者を取り巻く現状についての理解を促し、活動に必要な知識を習得し、幅広い高齢者支援活動について知り、活動意欲を高めながら実際の活動へつながるよう、各種養成研修と連携しながら新規人材育成を目指します。
- ・地域サポーターについては、地区活動の発展と継続性を視野に、ボランティアセンターの事務局である社会福祉協議会と連携し、人材育成に努めていきます。



- ・運動サポーターについては、「筋トレ型通所サービス」の支援の担い手として活動する人材の育成を目指します。段階的な養成プログラムを経て、実践活動におけるフォロー研修を行い、自信をもって継続的な活動ができるよう支援していきます。またその中で、事業やボランティア活動等で十分な経験を積み、地域のリーダーとして中心的な役割を担い、介護予防の普及・啓発を促進する人材（運動リーダーサポーター）の増員を目指します。
- ・生活支援員養成講座については、生活支援型訪問サービスを担う市民団体として、思いやりを地域づくりに活かせるように講座内容の充実を図っていきます。
- ・地域と施設の支え合いモデル事業（とみサポこころね）については、これまでのサポーターやコーディネーターの支援活動や施設との連携の仕組みについて、実績に基づいて事業の評価を行い、今後における地域(市民)と施設の共助関係と高齢者施設の社会資源化の促進についての在り方について検討します。





支える事業

事業名	事業内容
サポーター養成基礎研修	さまざまな高齢者支援活動へつながることを目指し、地域の支援者として活動するにあたり必要な知識や技術を習得する研修です。
地域サポーター養成研修	地域での活動の場を広げることを目指し、ゆとりすとクラブ・サロン等をサポートする人材を育成します。
運動サポーター養成研修	「介護予防・生活支援サービス事業 筋トレ型通所サービス」を支援するサポーターを、運営事業所との連携を取りながら育成していきます。
生活支援員養成講座	「介護予防・生活支援サービス事業 生活支援型訪問サービス」における家事支援を担う生活支援員を、社会福祉協議会と連携を取りながら養成します。
地域と施設の支え合いモデル事業（とみサポころね） ※高齢者福祉施設と地域の支え合い支援事業	入居者の施設生活の充実及び施設サポーター自身の元気を支援することを目的とし、研修を受けた担い手が定期的に高齢者施設を訪問し、寄り添いボランティア活動を行います。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
サポーター養成基礎研修の受講者数	—	60人
地域サポーターの活動者数	354人	370人
運動サポーターの活動者数	40人	45人
生活支援員の活動者数	30人	35人

※地域サポーター養成研修の受講者数は、サポーター養成基礎研修を新設したことにより、実施回数が減少することが見込まれるため、現状より目標指数が下回っています。

※運動サポーターリーダー研修は2日間受講終了された方を受講者として計上しています。



施策 2

地域コミュニティづくり支援

現状・課題

町内会で開催される敬老祝い事業に対し、補助金を交付し支援する地区敬老祝い事業は、補助基準となる75歳以上の高齢者の参加率は微減しているものの、地域コミュニティの一翼として、世代間交流の場を担い、高齢者の安否確認や閉じこもり予防、高齢者相互の再交流の場への広がりがみられています。

しかしながら、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、高齢者が密な状態で一堂に会することが多いことから、地区敬老祝い事業の開催を中止することとなり、従来の敬老会のあり方を見直す必要が出てきています。

一方、どんぐりの森活動は、高齢者の見守りや定期的な集い、世代間交流など、地域の方々による自発的、自主的な取り組み活動を行っている団体に対して、富谷市及び社会福祉協議会が協同で助成金を交付し、活動を支援しているものです。社会福祉協議会による、助成金の対象になる既存団体の掘り起こしや、新規の活動団体立ち上げのサポートにより、順調に活動団体数が伸びていましたが、コロナ禍において活動に制限がある中で、団体数が伸び悩んでいる状況にあります。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況などの社会情勢を注視しながら、社会福祉協議会や関係機関が開催する各事業との連携のもと、ともに支えあい、ともに助けあう地域コミュニティづくりを推進していく必要があります。

【地区敬老祝い事業】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助対象者(75歳以上)	4,148人	4,465人	4,700人
参加者(75歳以上)	1,438人	1,535人	1,449人
参加率	34.6%	34.4%	30.8%
総参加者数	2,383人	2,500人	2,343人

【どんぐりの森活動】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
活動団体数	23か所	24か所	24か所



今後の取組

- ・町内会単位での開催となって地域に定着している地区敬老祝い事業については、今後も敬老の意を表するとともに、地域コミュニティづくりを支援する側面も考慮し、町内会と連携を取り、よりよい支援のあり方を検討しながら継続して行っていきます。
- ・どんぐりの森活動については、市民相互の支えあいによる地域づくり活動を、より多くの市民の方々に理解してもらうために、情報提供や紹介、情報発信の場の設定に努めていきます。
- ・各関係機関や社会福祉協議会が開催する「地域福祉フォーラム」等との連携を強化し、地域で「自分たちでできることを“少しずつ”」を基本に「自助・互助・共助」を高める取組を地域の方々と創りあげ、住みなれた地域で安心して暮らせる地域を目指していきます。

支える事業

事業名	事業内容
地区敬老祝い事業	各町内会で趣向を凝らし開催される地区敬老祝い事業に対し補助金を交付し、高齢者の方々に敬意を払うとともに、高齢者同士のみならず、地域交流を深めてもらう事業です。
どんぐりの森活動	高齢者の見守りや定期的な集い、世代間交流など、地域の方々による自発的、自主的な取組活動です。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
地区敬老祝い事業の総参加者数	2,343人	増加
どんぐりの森活動数	24か所	25か所



施策 3

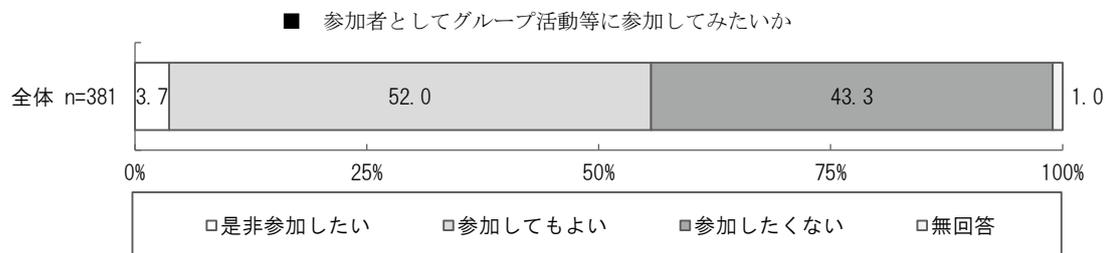
地域活動と居場所づくりの推進

現状・課題

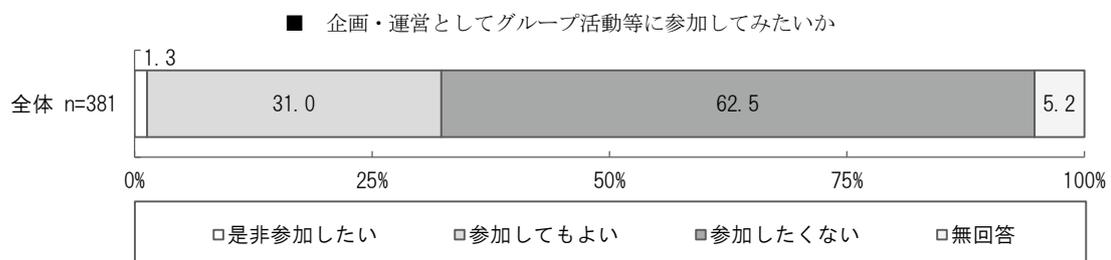
実態把握調査において、第2号被保険者の地域との関わりについて「地域活動へ参加してみたい」(55.7%)という関心が高まっている一方、地域活動における企画運営への参加については「参加したくない」(62.5%)となっており、継続した地域活動を維持していくために、地域における次世代の支援者としての育成が必要です。

また、第2号被保険者の65歳からの生活希望として、「隣近所との交流」(7.9%)や「ボランティアや地域活動に参加したい」(11.3%)といった関心は低いものの、「趣味や運動などを楽しみたい」(75.3%)という意識が高いことから、それぞれの趣味や運動のスキルを地域活動へ還元すると共に、それらを共有することにより地域コミュニティの更なる形成ができるような互助・共助の仕組みが必要です。

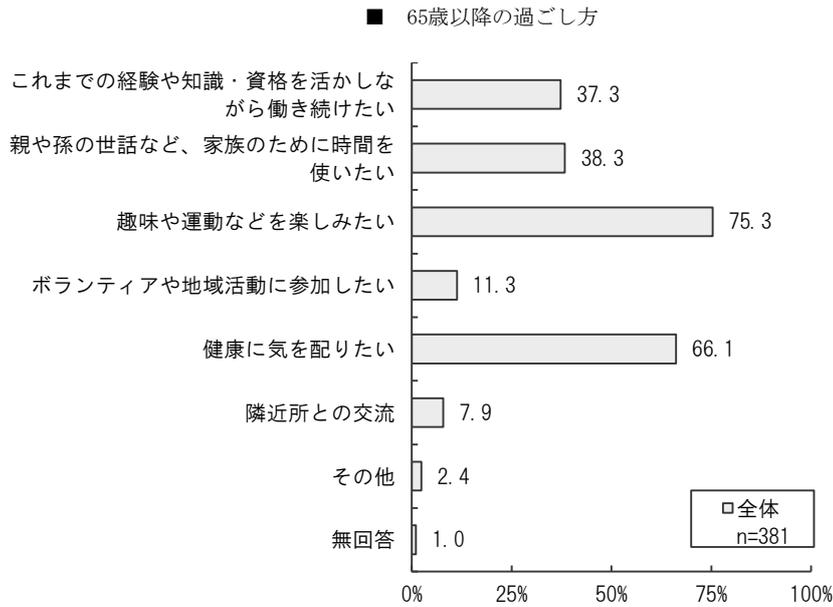
地域の居場所づくりと地域で地域の方々を支える仕組みとして、「街かどカフェ事業」を平成28年10月10日に開設し、現在では市内4地区(富ヶ丘北部・富ヶ丘南部・鷹乃杜・ひより台1丁目)で実施しております。各地区サポーターが主体的かつ創意工夫を凝らした活動・運営をしており、「地域の居場所」として定着しつつあります。



資料：実態把握調査(若年者調査)



資料：実態把握調査(若年者調査)



資料：実態把握調査(若年者調査)

今後の取組

- ・街かどカフェについては、社会福祉協議会や地域包括支援センター等との連携のもと、富ヶ丘南部・富ヶ丘北部・鷹乃杜・ひより台1丁目の4地域のそれぞれの取組を大切にしながら、運営主体である地域のバックアップを行うとともに、新規地区の立ち上げに努めます。
- ・現役世代の地域活動の関心の低さが課題であり、世代や属性等を超えた地域参画の場となり得るよう、地域住民の意見を活かしながら、いつでも参加と支援ができる仕組み・事業を社会福祉協議会のボランティアセンターと協働し、組み立てていきます。

支える事業

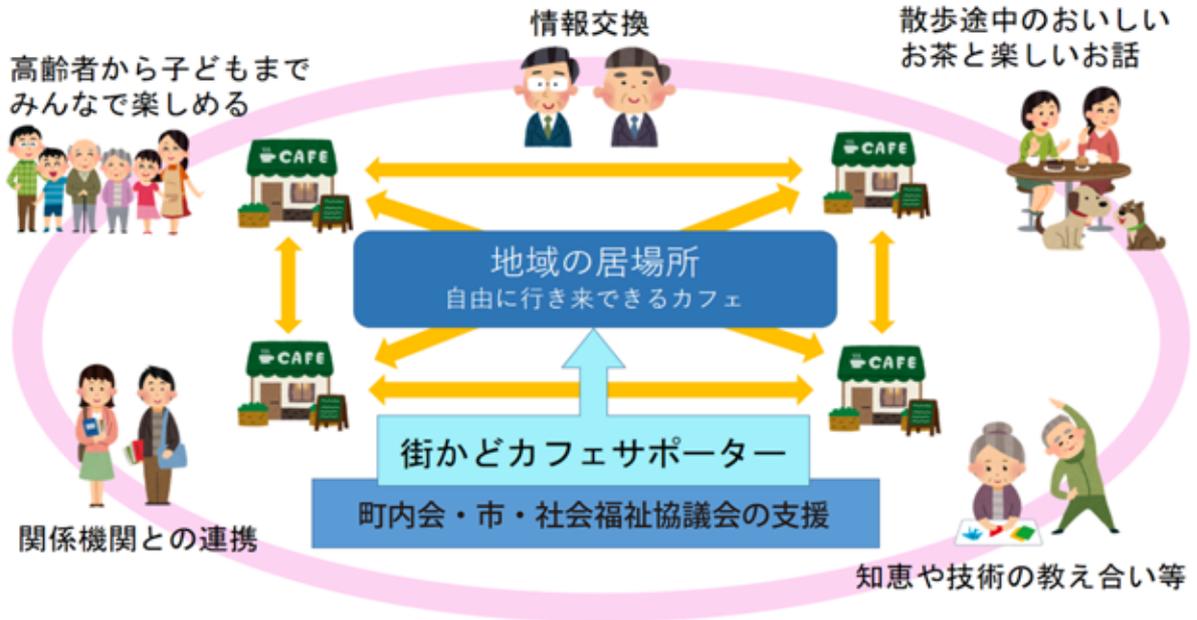
事業名	事業内容
街かどカフェ事業	地域に住んでいる人たちが主体となり運営し、その地域の人が気軽に出入りし、出会える「地域の居場所」を提供する事業です。 地域で地域を支える仕組みの一翼を担っています。

指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
街かどカフェの数	4か所	5か所



【街かどカフェ～住民相互が支え合える地域づくりの推進～】



施策 4

地域を支える関係機関との連携強化

現状・課題

社会福祉協議会では、公的サービスではまかないきれないきめ細やかな支援を推進してきており、ボランティアセンターにおいても、ボランティアの育成及び登録の推進・ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている人（施設等含む）とのマッチングに努めてきました。今後更に、多様なボランティア体制等社会が求めるボランティアセンターのあり方を検討し、市と社会福祉協議会と地域包括支援センターとが連携して地域包括ケアにつなげていく必要があります。

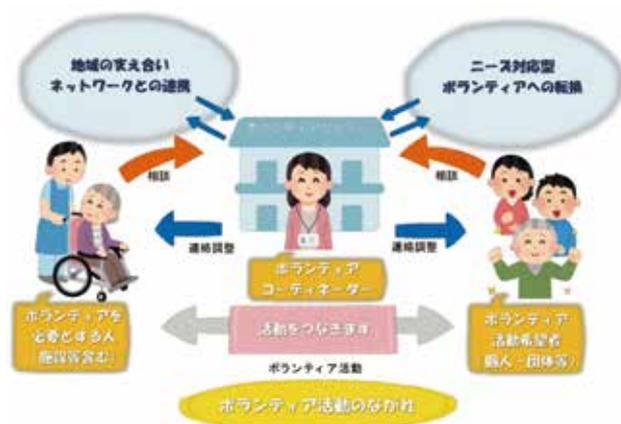
シルバー人材センターでは、介護保険のサービス外である生活支援（簡単な大工仕事、植木の剪定、草取り等）において、これまでの知識・経験・技術を活かし、地域で活躍する高齢者を支えています。

また、地域においてお茶のみサロン等住民が高齢者を支える取組を実践しているところや、事業者が提供するお弁当宅配サービスなどの社会資源もあります。

今後、高齢者の増加が顕著となる中、高齢者の多様なニーズに応えていくためには、公助のみでは限界があり、住民主体や関係機関による多様な支援が必要となります。自助・互助・共助・公助のもと、多様な支援団体との連携の強化が一層求められます。

今後の取組

- ・ 富谷市社会福祉協議会や富谷市シルバー人材センター等の地域貢献・社会貢献の取組との連携強化を図っていきます。
- ・ 社会福祉協議会と地域包括支援センターが連携して地域のボランティア団体やお弁当宅配業者等の社会資源の把握に努め、市と協働で地域高齢者の在宅生活を支える活動団体の情報の集約と発信の仕組みを構築します。



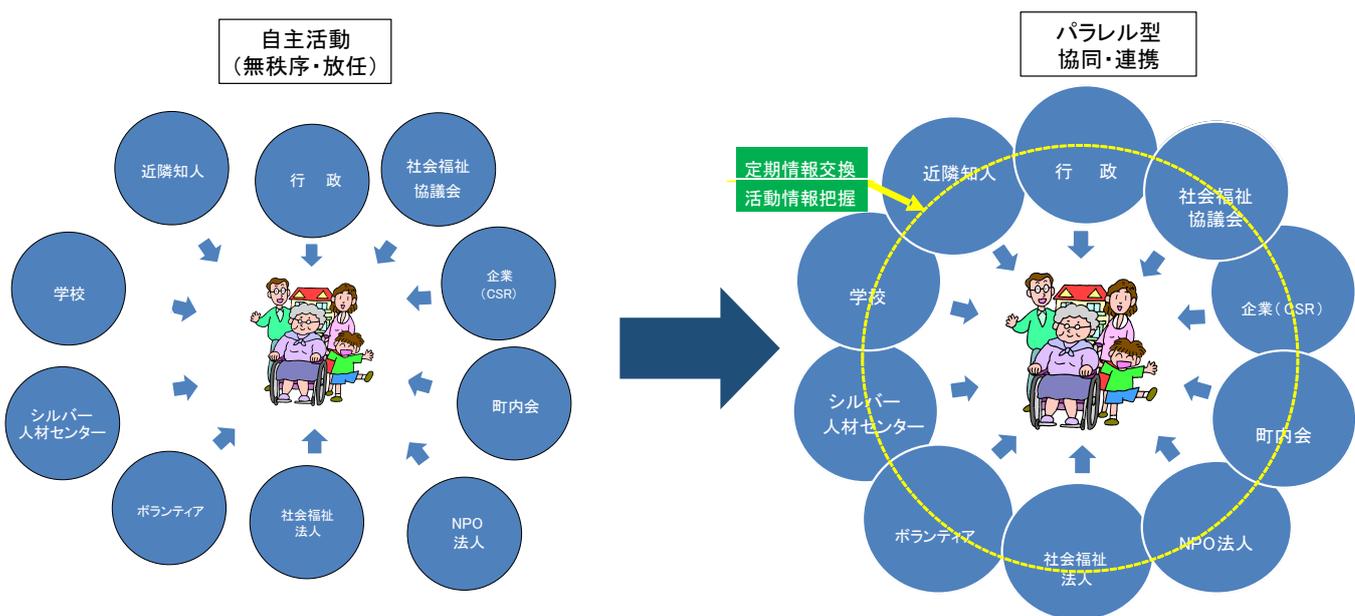


支える事業

事業名	事業内容
社会福祉協議会の地域福祉事業（高齢者関連事業）	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談事業・地域福祉活動への支援 高齢者交流事業 リフト車・車椅子貸し出しなど
社会福祉協議会ボランティアセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターの強化（登録・相談・調整・育成等） 様々なボランティア活動（有償ボランティア等）の形、エリアごとのサブセンター的機能の整備
富谷市シルバー人材センター事業	<ul style="list-style-type: none"> 家事援助サービス（掃除・調理など） 高齢者福祉サービス（病院付き添いなど） ワンコインサービス（ゴミ出し・買い物代行・電球交換など）
その他関係団体による事業	<ul style="list-style-type: none"> 有償ボランティア活動（生協、JA、ナルク等） 事業者による福祉関連事業（弁当宅配業者、高齢者住宅紹介事業者等）

指標

指標名	現状 （令和元年度）	目標指数 （令和5年度）
地域の社会資源・ボランティア団体などの把握・発信の仕組み	—	構築





施策 5

災害に強い地域づくりの推進

現状・課題

災害対策基本法により、災害時に避難支援等が必要な方の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成することが市に対して義務付けられており、作成した名簿は、民生委員児童委員^注の協力を得て毎年更新し、平常時から避難支援等関係者に配付しています。

また、特に避難支援が必要な方の具体的な避難支援者や避難場所、支援方法等について、行政区長や民生委員児童委員と協議し、個別計画を作成しています。

福祉避難所については、協定を締結している法人等での受け入れ可能数が目標指数に達しなかったため、協定締結法人等を増やし、施設を拡充していくとともに、対象となる方の状況を把握し、受け入れ体制を整えていく必要があります。

【避難行動要支援者名簿登録者数】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録者数	929人	966人	858人

今後の取組

- ・避難支援等が必要と思われる要配慮者(高齢者や障がい者など)に対し、名簿への登録を案内するとともに、支援を必要とする方がもれなく登録できるよう、ホームページや広報等でも周知を行っていきます。
- ・名簿の更新については、引き続き民生委員児童委員の協力のもと、最新の情報に更新するように努めます。なお、その名簿の取り扱いは、対象者の同意を得て、民生委員児童委員のほか、行政区長や消防等の関係機関等限られた範囲で慎重に行います。
- ・個別計画についても、行政区長や民生委員児童委員の協力を得て、災害発生時に有効に活用できるよう、誰が支援を行うのか等、より具体性かつ実効性のある内容の協議を行っていきます。
- ・福祉避難所については、新たな法人との協定締結に向け働きかけていくとともに、すでに締結している施設とも具体的な受け入れ方法等について情報を共有し、有事の際に備えます。
- ・いざという時のためには、常日頃からのつながりや助け合いが大事であり、普段から共助や互助の意識を持ち活動することの重要性について、様々な機会を捉え啓発に努めます。



支える事業

事業名	事業内容
避難行動要支援者名簿の更新と個別計画の作成	災害時における避難行動要支援者の安否確認が円滑に行えるよう、富谷市民生委員児童委員協議会、行政区長と連携しながら避難行動要支援者名簿を整備し、直近の情報へ更新します。また、必要な方に対して個別計画を作成します。
福祉避難所の充実	災害時に、指定避難所での生活が困難な要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、受け入れ協定施設を拡充し、有事の際の支援方法等について協議します。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
避難行動要支援者名簿の更新	858人	必要な方の登録と更新
個別計画(避難支援プラン)策定	182人	適正な計画作成
福祉避難所での受け入れ可能数 (黒川地区の施設)	施設62床	施設80床



3 安心できる在宅生活のための環境づくりの推進

施策 1 高齢者世帯への支援

現状・課題

実態把握調査において、家族構成の問いでは「1人暮らし」(10.9%)、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」(40.7%)となっており、約5割が高齢者のみ世帯となっています。また、「1人暮らし」「無回答」を除く回答者のうち、日中に1人になることの有無は67.9%となっています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために自宅で過ごす時間が増えることで、高齢者世帯が孤立していくことが懸念されます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる一助となるよう、社会福祉協議会に事業者委託し、高齢者等生活支援生きがい健康づくり事業を行っています。

その中で、「給食サービス事業」では、低栄養になりがちな高齢者に対し、お弁当の配達を行い、栄養補完・低栄養状態の改善を行うとともに、配達ボランティアが手渡しでお弁当を渡すことで安否確認を行っています。配達ボランティアの高齢化が課題となっております。

また、会食交流事業(虹いろ会食サロン事業)は、一人暮らし高齢者を対象に、参加者同士の交流を図ることを目的に実施していますが、飲食を伴うことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためのより強い対策が求められます。

緊急通報システムは、緊急時以外でも、いつもと体調が違う時など緊急通報ボタンを押すだけで看護師などの専門スタッフと健康状態について気軽に相談することができ、救急車の出動要請や健康状態の不安解消につながっております。しかし、設置の際は協力員の手配や電話回線の設置要件など利用しにくい一面もあることが課題です。

いずれの事業も、高齢者の状況把握とともに、ケアマネジメントに基づいた提供となるよう、地域包括支援センターや民生委員児童委員、ケアマネジャーと連携しながら、各事業を引き続き推進していきます。また、高齢者を取りまく環境を踏まえ、対象者が利用しやすくなるよう努めていきます。

【各事業の参加状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給食サービス事業	144人	163人	156人
会食交流事業(虹いろ会食サロン事業)	105人	106人	97人
緊急通報システム事業	72人	63人	62人



今後の取組

- ・引き続き各支援者との細やかな情報共有を行い、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の孤立防止を図ります。ゆとりすとクラブ・サロンや街かどカフェ事業での見守り等、他事業とも連携しながら、住み慣れた地域で安心して過ごしていけるように支援していきます。
- ・給食サービス事業については、配達ボランティアの人材確保のため、事業委託先の社会福祉協議会と連携しながら、新たな担い手を募集していきます。
- ・緊急通報システムにおいては、今後も民生委員児童委員の協力を得ながら、現状に沿って委託先民間事業者によるサービス内容を見直し、より利用しやすくなるよう事業内容の整備を図ります。また、高齢者ご本人が日頃から地域との見守り関係を築けるよう支援します。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑みながら、事業のあり方を随時検討していきます。

支える事業

事業名	事業内容
給食サービス事業※	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯並びに昼間独居世帯を対象に、ボランティアによる食事の宅配サービスを行い、栄養の補完・低栄養の改善・安否確認を実施します。また対象者の状況に応じ、病態食の提供も行います。
会食交流事業※ (虹いろ会食サロン)	65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、公民館区を開催単位として、地域の支援をいただきながら、参加者同士の会食交流を図るものです。
緊急通報システム事業	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方々を対象に、緊急通報装置を貸与・設置し、日々の健康不安や体調管理を相談でき、緊急事態に迅速な対応を図るものです。

※高齢者等生活支援生きがい健康づくり事業（委託先：富谷市社会福祉協議会）

指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
虹いろ会食サロン事業の参加者数	97人	110人
緊急通報システム事業の新規利用者数	6人	9人

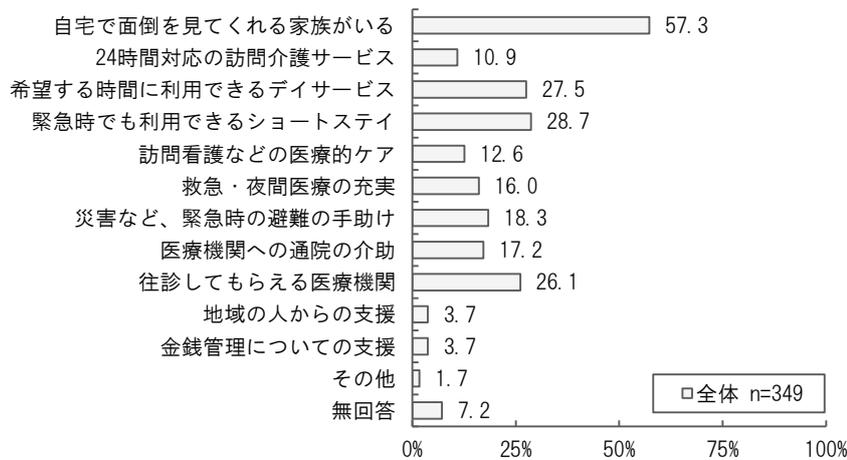
施策 2 介護する家族への支援

現状・課題

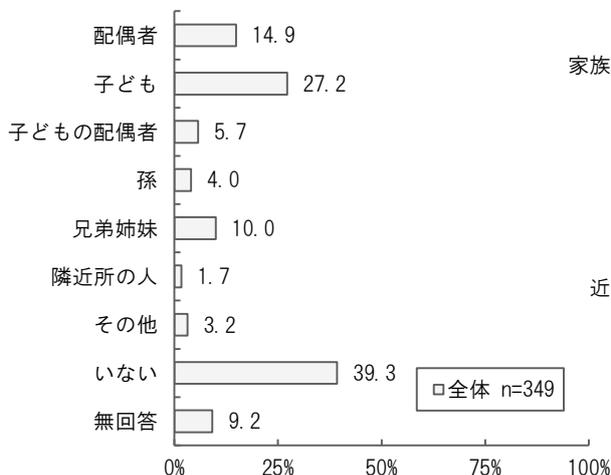
実態把握調査において、在宅生活を続けていくために必要な支援・サービスの問いでは、「自宅で面倒をみてくれる家族がいる」(57.3%)が最も高くなっていますが、主な介護者が介護をできない場合に代わってくれる方の問いでは「いない」(39.3%)が最も高くなっており、在宅における介護が「主たる介護者」である家族に重くのしかかっている状況がうかがえます。

また、主な介護者が負担に感じていることの問いでは、「精神的に負担が大きい」(43.6%)が最も高く、次いで「体力的に負担が大きい」(32.1%)となっており、精神・身体の両面で負担になっている状況もみられるため、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活をするためには、要介護者への支援のみならず、介護する家族の身体的、精神的負担を和らげるための支援が必要です。

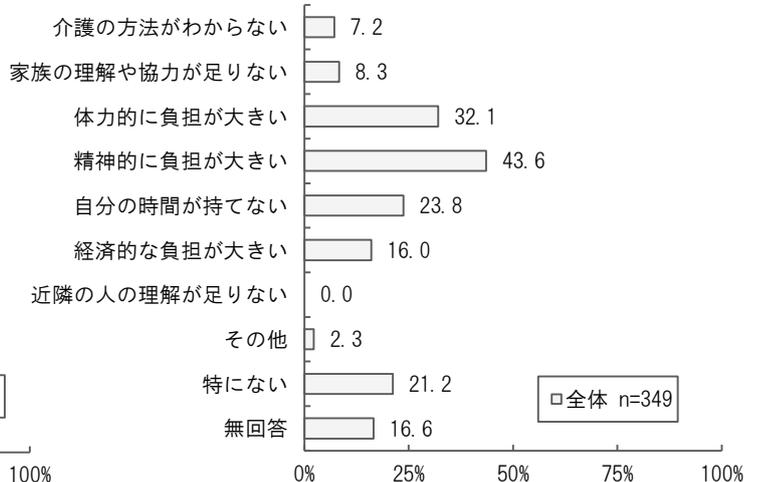
■ 在宅生活を今後も続けていくために必要な支援・サービス



■ 介護をできない場合に代わってくれる方



■ 特に負担に感じていること



資料：実態把握調査(在宅介護実態調査)



【各事業の参加状況】

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
家族介護者教室	年回数	3 回	3 回	2 回
	延べ人数	22 人	34 人	19 人
家族介護者交流事業（1 回/年）		15 人	11 人	3 人
家族介護用品（紙おむつ）支給事業		72 人	88 人	83 人
元気回復ショートステイ	利用者数	36 人	38 人	38 人
	利用日数	136 日	159 日	227 日

今後の取組

- ・家族介護者交流事業については、家族介護者教室と統合し「介護者教室・交流事業」と名前を変更することにより、これまで以上に情報交換や介護者同士の交流を図ります。
- ・各事業とも、参加者の声や相談窓口、認定調査時等の様々な機会を捉えて、介護者のニーズを把握し、事業に反映させていきます。
- ・地域包括支援センターやケアマネジャー等の関係機関と連携しながら周知啓発に努めます。

支える事業

事業名	事業内容
介護者教室・交流事業	要介護者・要支援者を抱える家族及び将来的に介護を担う可能性のある方等が、正しい知識・情報を得ることで、より適切な介護にあたり、介護する側・される側両者がよりよい生活が営めるよう支援するものです。介護者同士の交流も図ります。
家族介護用品 （紙おむつ）支給事業	要介護 4 又は 5 で、常時おむつによる排泄管理を行っている者及び失禁等の頻度が高く、排泄管理をオムツ中心に行っている在宅高齢者に対して、紙おむつの支給（現物支給）サービスを実施し、経済的負担軽減を図るものです。
元気回復ショートステイ事業	要介護 3（認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上）・4・5 の方を在宅で介護している家族介護者を対象に、日頃の介護負担軽減とリフレッシュを目的としてショートステイ（短期入所）を実施するものです。



指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
介護者教室・交流事業の参加延べ人数	—	30人
元気回復ショートステイ事業対象者に対する 事業利用率	22.6%	25%



施策 3

高齢者の外出支援

現状・課題

高齢者の移動手段として自家用車の利用が多い中、超高齢社会に向けて公共交通機関の利用への移行が必要となってきたことを背景として、バスや地下鉄等の交通費を助成するため、「高齢者・障がい者交通対策事業」として、外出支援乗車証「とみばす」の交付を行っています。

高齢者の社会参加の促進と安全・安心な移動の支援を通じて、介護への移行を防止することを目的に70歳以上の方を対象としていましたが、近年の全国的な高齢ドライバーによる自動車事故の多発に伴い、令和2年度から交付対象を60歳以上の運転免許返納者まで拡充しています。

そのほかにも、介助があっても公共交通機関の利用が極めて困難な方を対象としたタクシー利用料金の一部助成や、公共交通の空白地域におけるデマンド型交通の実証運行により、高齢者の外出支援を行っています。

複雑化する高齢者ニーズに対応していくため、関係部署との連携強化が求められます。また、交付率の向上を図るため、「とみばす」事業を周知徹底していく必要があります。

【「とみばす」の交付申請状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規申請件数	341件	330件	356件
入金申請件数	1,959件	2,231件	2,408件

今後の取組

- ・新規対象者に対して個別案内を送付し円滑な交付申請に努めるとともに、広報誌やホームページを通じて制度の周知を行い、交付率の向上を図ります。
- ・制度の見直しを行い、利用者の利便性向上を図ることで、さらなる交付率の向上を図ります。



支える事業

事業名	事業内容
高齢者・障がい者交通対策事業 （「とみぱす」交付事業）	高齢者の社会参加の促進及び安全・安心な移動を支援し福祉増進を図ります。

指 標

指標名	現 状 （令和元年度）	目標指数 （令和5年度）
高齢者・障がい者外出支援乗車証の交付率	40.3%	50.0%

【高齢者・障がい者外出支援乗車証「とみぱす」について】



高齢者・障がい者外出支援乗車証「とみぱす」（見本）

- ① 仙台市交通局が発行している IC カード乗車券「イクスカ (icsca)」を基にしたオリジナルの外出支援乗車証
- ② 「イクスカ」は、IC チップが埋め込まれたカード乗車券で、事前に入金（チャージ）しておくことで地下鉄等の改札機やバスの運賃箱にタッチするだけで運賃の支払いが可能
- ③ 「氏名」「生年月日」「住所」「顔写真」掲載
- ④ バスや地下鉄等の運賃を年間 2 万円まで助成（うち1割は自己負担）



施策 4 多様な住まいの確保

現状・課題

随時の相談対応は行っているものの、住まいの最新情報を提供する仕組みは整えられていない状況で、今後、仕組みの構築が必要です。

今後の取組

- ・居住の場の確保に向けては、住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに市営住宅担当課や不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施します。
- ・地域包括支援センターとの連携により、住まいに関する相談や支援に努めていきます。
- ・SNS やホームページ等を活用した情報発信の方法について検討していきます。

支える事業

事業名	事業内容
住まいの情報発信事業	高齢者専用賃貸住宅や有料老人ホーム等、地域における高齢者向けの住まい情報を提供します。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
住まいの情報発信の仕組み	—	構築



施策 5

緊急時の居場所確保

現状・課題

在宅の要援護高齢者等の家族介護者が、介護ができない状況（疾病・出産等）におかれた場合の緊急支援を目的とする在宅高齢者家族介護者緊急支援ショートステイ事業を実施しており、介護者の不在（疾病等）により在宅生活が困難となったための一時保護のほか、災害によって自宅が被害を受けたための一時措置、虐待を受けた高齢者の緊急避難先として利用に至ったケースもありました。常時居室を確保している体制ではないため、利用の際は、事業受託先である施設との調整等が必要となります。また、新型コロナウイルス感染症の影響やかかりつけ医の有無により受け入れが制限されることがないよう、速やかな対応が求められております。

【在宅高齢者家族介護者緊急支援ショートステイ事業利用状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数	1人	0人	1人
延利用日数	71日	0日	16日

今後の取組

- ・今後も利用先（事業受託先である介護老人福祉施設^注等）との連携及び利用が必要な状況の把握に努めるとともに、緊急時速やかに利用できるよう支援します。
- ・新たな事業委託先の確保に努めます。
- ・定期的に事業受託先における受け入れ条件を確認し情報を整備しておきます。
- ・かかりつけ医が不在などの場合において、受け入れ時に医師の診断情報が必要な時の体制整備に努めます。

支える事業

事業名	事業内容
在宅高齢者家族介護者緊急支援ショートステイ（短期入所）事業	在宅の要援護高齢者等の家族介護者が、介護ができない状況（疾病・出産等）におかれた場合等の緊急支援を目的とするものです。

指 標

指標名	現状 （令和元年度）	目標指数 （令和5年度）
在宅高齢者家族介護者緊急支援ショートステイ事業委託施設数	22施設	23施設



施策 6

自立した生活のための情報発信

現状・課題

市の広報などの、特定の情報伝達手段に依存している現状では、高齢者の方々の生活に必要な情報を、きめ細やかに提供することは難しい状況です。

実態把握調査より、日用品の購入時の外出手段において、「自動車」による移動が全体の半数以上を占めており、今後自分自身で運転しなくなった際、日用品の購入が難しくなることが予想されます。今までと同様の生活を送ることができるよう、自動車を使わずに買い物ができる地域の店舗情報やネットスーパー等に関する情報を発信していくことが課題となります。

今後の取組

- ・地域の店舗情報（移動販売）・ネットスーパー（食材宅配）など日用品の買い物や食に関する情報や高齢者向けの住まい情報の提供ほか、ちょっとした日常生活の困り事支援などの情報提供を地域包括支援センターの生活支援コーディネーターと連携して行います。
- ・市内の民間企業やシルバー人材センターなどと連携し、将来的には高齢者が様々な手段から選択して生活支援を受けられるよう、情報の共有とネットワークの構築に努めていきます。
- ・SNS やホームページを活用し、いつでも気軽に生活に関する情報へアクセスできるようにし、個々のライフスタイルにあった情報を選択していける支援体制の構築に努めます。

支える事業

事業名	事業内容
買い物情報発信事業 (買い物弱者対策)	日用品の買い物困難な外出弱者を対象に、地域の店舗情報や移動販売、ネットスーパー（食材宅配）などの情報を提供します。

指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
買い物情報発信の仕組み	—	構築

施策 7

高齢者の虐待防止強化や成年後見制度及び権利擁護の推進

現状・課題

高齢者の権利擁護の推進については、各圏域地域包括支援センターや社会福祉協議会を事務局とする権利擁護センター、「NPO 法人宮城福祉オンブズネットエール」などの関係機関と連携しながら進めております。

養護者による高齢者虐待については、より早い段階で支援者が介入することによって、状況を把握した上で虐待を未然に防ぐことが必要です。虐待案件の支援については、富谷市高齢者虐待防止連絡協議会（実務者会議・個別支援会議）において協議した支援方針に基づき、関係機関と連携しながら支援を行っています。

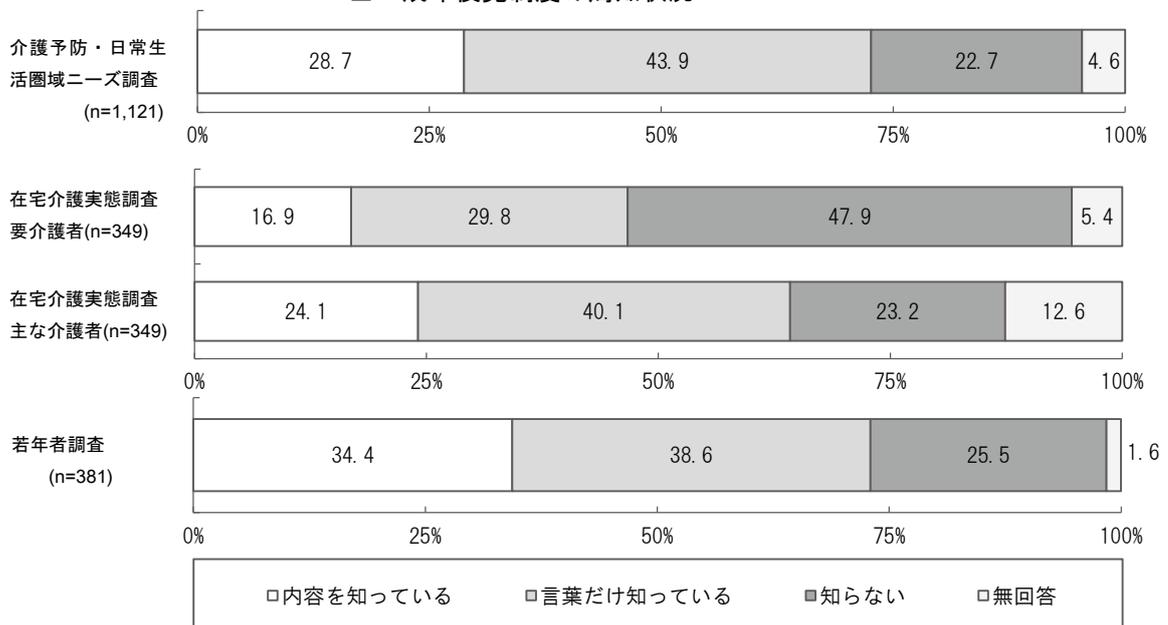
権利擁護事業としては、保健福祉総合支援センターや各圏域地域包括支援センターが成年後見制度に関する相談窓口として、申立て支援及び後見人等選任後の支援を行っています。市長申立てや後見人等候補者の選定等については、社会福祉協議会権利擁護センターと連携を図りながら、専門職からの意見をいただき進めております。

また、近年増加している消費生活被害については、消費生活センター等関係機関と連携を図り対応しております。

実態把握調査結果では、成年後見制度について「内容を知っている」との回答は、第2号被保険者（若年者調査）においては34.4%でしたが、第1号被保険者（ニーズ調査）では28.7%、認定者（在宅介護実態調査）では16.9%にとどまっている状況で、今後より多くの市民の方への周知が必要です。

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、市の役割として、地域連携ネットワークの整備・中核機関の設置などが示されており、中核機関の設置・機能整備が必要です。

■ 成年後見制度の周知状況



資料：実態把握調査



【高齢者虐待防止法に関する調査状況～養護者による虐待について～】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象年度内に通報等を受理した事例件数	11 人	4 人	18 人

今後の取組

- ・各圏域地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携のほか、要介護認定調査や民生委員児童委員等の訪問の機会を捉え、家庭状況の変化や介護負担の増大などを把握し、虐待防止に努めます。
- ・虐待対応については、今後も高齢者虐待防止連絡協議会を通じて関係機関と共に専門的知識と技術の向上を図り、権利擁護団体「NPO 法人宮城福祉オンブズネットエール」や社会福祉協議会権利擁護センター等とのさらなる連携のもと、虐待の予防、早期発見・再発防止に努めていきます。
- ・中核機関については、社会福祉協議会権利擁護センターや地域包括支援センター等の既存の機関機能を活かしながら整備し、地域連携ネットワークの強化を図ります。
- ・成年後見制度の利用が必要な方の早期発見と適切な支援につなげるため、広く市民へ制度の周知活動を図ります。
- ・適切な後見人等候補者確保のため、市民後見人養成に努め、後見人等受任後のフォロー体制を整備します。

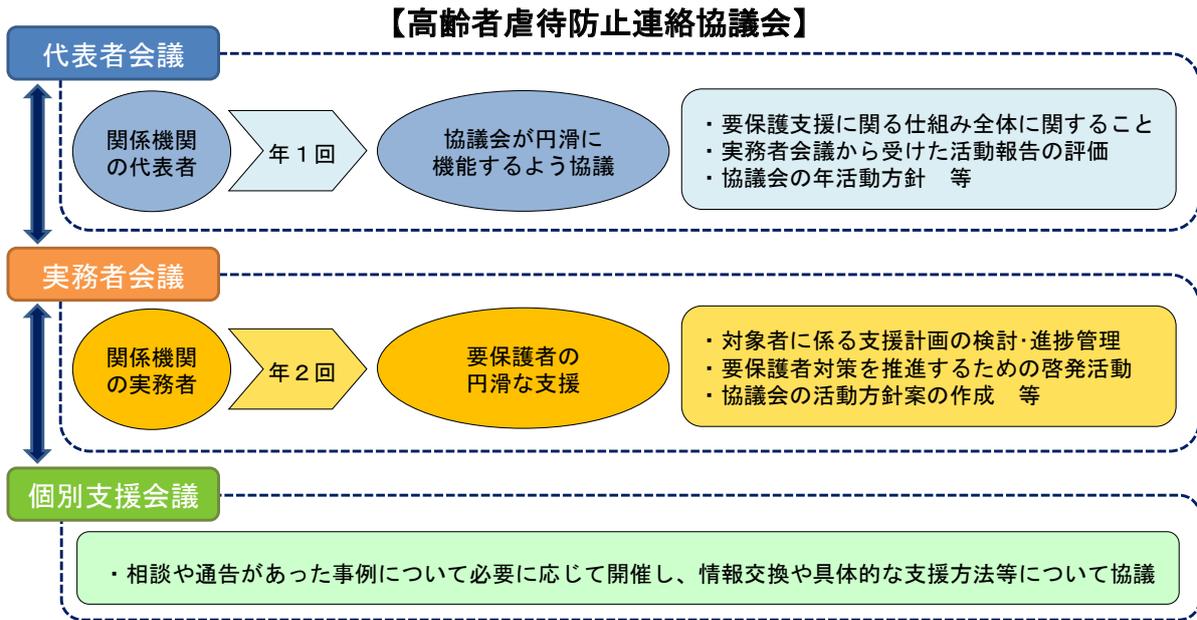
支える事業

事業名	事業内容
高齢者虐待防止連絡協議会	代表者会・実務者会議・個別支援会議の3層構造において、支援の進行管理を行うとともに関係機関の役割を明らかにし、虐待の防止や対応の充実を図ります。
権利擁護事業	高齢者の人権尊重のため、関係機関と連携し、成年後見制度利用の支援や福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助事業につなげます。 また、高齢者虐待相談窓口として、関係機関と連携しながら、相談・指導・助言等を行います。
成年後見制度利用促進を図る中核機関整備	権利擁護における地域連携ネットワークの中核を担い、成年後見制度利用促進を図るため、既存機関の機能を活かしながら、相談・広報・制度利用促進（マッチング）・後見人等支援等の機能がより充実するよう整備します。



指標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
成年後見制度の周知度 内容を知っている人の割合（実態把握調査）	第1号：28.7% 第2号：34.4% 認定者：16.9%	増加





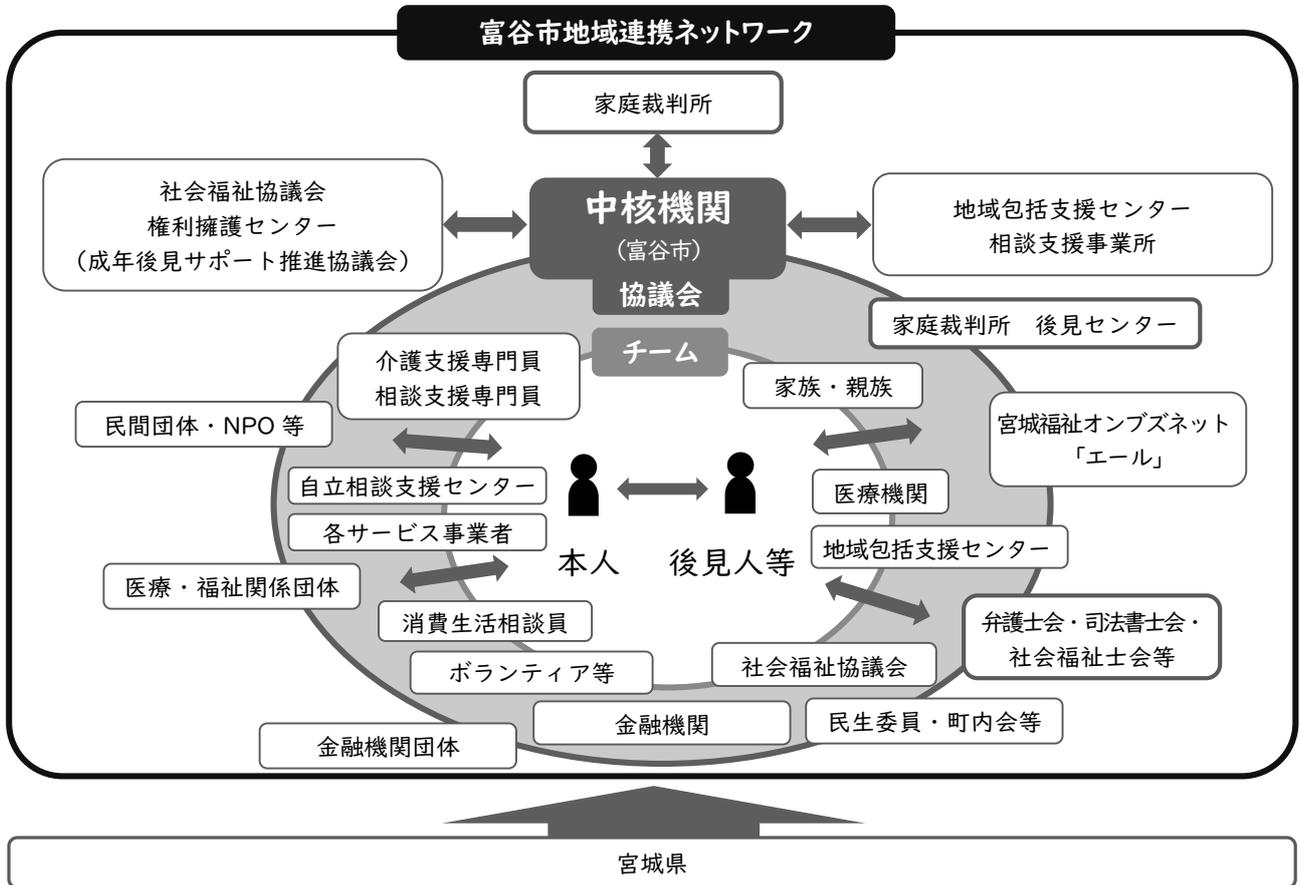
■成年後見制度の利用促進に向けた地域連携ネットワークイメージ

《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《中核機関の機能》

- 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果



「チーム」では、本人の家族・親族や福祉・医療・地域等の関係者と後見人がともに、本人の日常的な見守りや個別課題の解決に取り組みます。また「協議会」では、法律・福祉等の専門職と地域・金融機関団体等の関係者が連携体制を構築し、『チーム』をサポートするとともに、地域課題の解決に向けて、協議を行います。



4 地域包括支援事業の推進

施策 1 地域包括支援センターの機能強化

現状・課題

高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていくことができるよう、地域の身近な相談機関である地域包括支援センターの役割が、今後ますます重要となってきます。平成30年10月に富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センターを開設し、市内の生活圏域すべてに圏域単位の地域包括支援センターを設置しました。

このことに伴い、保健福祉総合支援センターを、

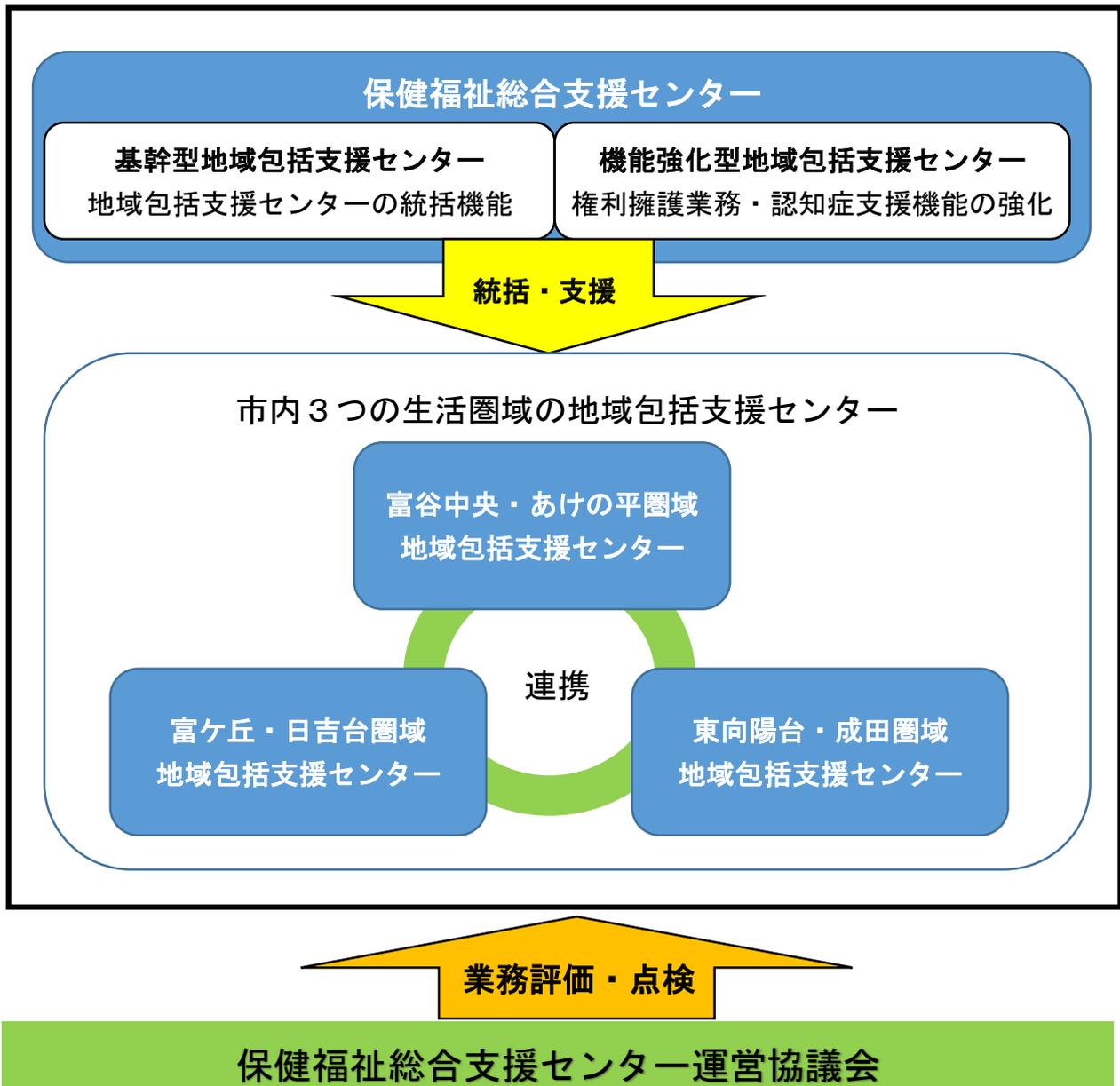
- ①各圏域地域包括支援センターの支援と統括を行う「基幹型」
- ②権利擁護業務と認知症支援の機能を強化し、各圏域地域包括支援センターを支援する「機能強化型」

の2つの機能を備える基幹型・機能強化型地域包括支援センターとしました。各圏域地域包括支援センターと保健福祉総合支援センターの連携を強化し、重層的な支援を行います。

高齢化人口の増加に伴う相談と、複雑・多様化している問題に迅速かつ的確に対応していくために、地域包括支援センターの社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種がそれぞれの専門性を活かした適切な支援が行えるよう、さらなるスキルアップが必要となります。また、関係機関との連携を強化し、対応していく技術力が求められます。

【相談件数】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保健福祉総合支援センター	4,680件	10,582件	8,636件
富ヶ丘・日吉台圏域 地域包括支援センター	1,540件	2,973件	3,550件
東向陽台・成田圏域 地域包括支援センター	781件	3,331件	5,571件
富谷中央・あけの平圏域 地域包括支援センター	—	1,717件 ※平成30年10月開設	3,582件
合 計	7,001件	18,603件	21,339件



今後の取組

- ・市や地域包括支援センターは、複雑・多様化する問題を抱えた方の支援を、他職種や各関係機関と連携し行います。また、より住民に近い相談窓口として、その周知・啓発に努めます。
- ・保健福祉総合支援センターは、基幹型・機能強化型地域包括支援センターとして各圏域地域包括支援センターを統括、必要な支援を実施し、適切な支援体制の拡充を図ります。
- ・各圏域地域包括支援センターがその機能を適切に発揮していくため、保健福祉総合支援センター運営協議会でその運営の評価・点検を行い、適切な事業運営が行えるようにします。



支える事業

事業名	事業内容
総合相談事業	保健福祉総合支援センター及び各圏域地域包括支援センターは、様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、重層的かつ切れ目ない支援を行います。
基幹型・機能強化型地域包括支援センターの運営	保健福祉総合支援センターは基幹型・機能強化型地域包括支援センターとして、各圏域地域包括支援センターとの連携とともに、さらなる支援体制の充実を図ります。
地域包括支援センターの運営と評価・点検	3つの生活圏域を3か所の地域包括支援センターで対応し、相談等の包括的支援事業を進めていきます。 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会では、各圏域地域包括支援センターが適正な運営をしているかを評価・点検します。

指 標

指標名		現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
相談件数	保健福祉総合支援センター	8,636件	9,000件
	富ヶ丘・日吉台圏域 地域包括支援センター	3,550件	5,000件
	東向陽台・成田圏域 地域包括支援センター	5,571件	7,000件
	富谷中央・あけの平圏域 地域包括支援センター	3,582件	5,000件



施策 2

生活支援サービス体制の活性化

現状・課題

高齢者の生活支援・介護予防サービスの推進のため、多様な日常生活の支援体制の充実・強化と、高齢者の社会参加の促進を一体的に図っていくことが必要です。

社会資源の開発やボランティアなど生活支援の担い手の養成等を行い、生活支援体制整備を行うため「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を各圏域地域包括支援センターに配置し、富谷市地域包括ケア方針に基づき高齢者の福祉の増進を図ることを目的として協議体を設置しています。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に地域の課題を抽出・把握し、その課題の解決に向け住民と協働して地域包括支援ネットワークの構築を進め、地域特性や実情に応じた支え合いの体制を構築していくことが必要です。また、ボランティアセンター及びセンターを運営する社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成や活動のコーディネートを行う必要があります。

今後の取組

- ・各圏域地域包括支援センターの生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、地域における課題を抽出・把握し、その課題解決のために住民同士の支え合いネットワークの構築に努め、生活支援サービスの体制整備を図ります。
- ・市は地域包括支援センターと連携し、市全体の支え合いの構築を推進していきます。

支える事業

事業名	事業内容
生活支援コーディネーターの配置	地域の課題を抽出し、その課題解決のための体制構築を図るため、各圏域地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置します。

指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)の配置	6人	8人
生活支援サービスの創出	—	3事業



施策 3 地域ケア会議の推進

現状・課題

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた会議です。

個別ケースの検討・課題解決のための「地域ケア個別会議」、個別会議の蓄積により明らかとなった地域課題検討のための「地域ケア全体会議」、各圏域地域包括支援センターからの提言を受け施策形成を行うための「地域ケア推進会議（保健福祉総合支援センター運営協議会）」の階層的構造で検討を実施し、地域の高齢者支援の充実と整備を図ります。

また、個人の持つ力を最大限に活かし、より自立した生活が送れるように支援する「自立支援型個別ケア会議」を実施し、支援者の自立支援に資するケアマネジメント能力の向上が必要です。

今後の取組

- ・ 個別事例の課題を蓄積することにより地域課題を明らかにし、それらを積み重ねることで市全体の課題を抽出し、実情に応じた課題解決に向けて対策を協議していきます。
- ・ 自立支援型個別ケア会議の積み重ねにより、高齢者の自立支援を図るとともに、支援者のケアマネジメントの質の向上を図ります。

支える事業

事業名	事業内容
地域ケア会議の開催	個別のケース検討を行い、それらを通して地域課題を抽出・検討し、課題解決に向けた話し合いを行います。
自立支援型個別ケア会議	高齢者の自立支援を図るとともに、支援者の自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を図ります。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
地域ケア会議の開催回数	6回/年	12回/年
自立支援型個別ケア会議	—	6回/年



施策 4 在宅医療・介護の連携強化

現状・課題

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療・介護連携推進事業の取組が求められています。

医療・介護連携推進のため、平成30年度より東向陽台・成田圏域の医療・介護事業者を中心に「とみや南部健康福祉ネットワーク 笑結び（えんむすび）」を立ち上げ、顔の見える関係構築や情報交換等を行い、ネットワークづくりを行ってきました。今後は、その活動を拡大し、さらなる連携推進を図る必要があります。

医療・介護の連携は、サービスを提供する機関が市外にも及ぶため、広域での取組も必要となります。このため、平成29年度より、黒川地区医師会・宮城県等の協力を得て、黒川地区地域医療対策委員会に医療・介護連携の連携のための「地域包括ケア専門部会」を立ち上げ、情報共有支援のツールとなる「多職種連携連絡票」及び「基本情報提供シート」を作成し、その普及・啓発に努めています。今後、さらに課題分析を行い、医療・介護連携の取組推進を図ります。

また、コロナ禍においても医療・介護の連携を推進できるよう、IT等の活用を取り入れた医療介護の在り方を検討する必要があります。

今後の取組

- ・医師会をはじめとした市内の医療機関や介護保険事業所等との連携体制の構築のため在宅医療・介護連携推進事業の取組を継続、強化していきます。また、広域での連携推進のため黒川地区町村との連携を図ります。
- ・とみや南部健康福祉ネットワーク笑結び（えんむすび）や黒川地区地域医療対策委員会地域包括ケア専門部会において、課題分析を行い、医療・介護連携のさらなる推進を図ります。
- ・医療・介護連携推進のため、とみや南部健康福祉ネットワーク笑結び（えんむすび）の活動を拡大していきます。
- ・コロナ禍における連携の在り方の検討をすすめます。



支える事業

事業名		事業内容
在宅医療・介護連携推進事業	(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	・社会資源一覧表の作成
	(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・とみや南部健康福祉ネットワーク <small>えんむす</small> 笑結び ・黒川地区地域医療対策委員会地域包括ケア専門部会
	(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築	・医療機関及び看護小規模多機能型居宅介護等との連携
	(エ) 在宅医療・介護連携者の情報の共有支援	・黒川地区地域医療対策委員会地域包括ケア専門部会 作成「多職種連携連絡票」「基本情報提供シート」の普及啓発、管理
	(オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	・地域包括支援センターでの相談支援
	(カ) 医療・介護関係者の研修	・とみや南部健康福祉ネットワーク <small>えんむす</small> 笑結び ・ケアマネ・ケアスタッフ研修定例会 ・黒川地区地域医療対策委員会地域包括ケア専門部会
	(キ) 地域住民への普及啓発	・地域包括支援センターでの啓発活動 ・各種事業での啓発活動 ・「高齢者のためのケアパス」による啓発活動
	(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	・黒川地区地域医療対策委員会地域包括ケア専門部会

指標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
在宅医療・介護連携推進事業全事業の実施 (8事業)	8事業	8事業の推進



施策 5

介護支援専門員・介護事業者への支援

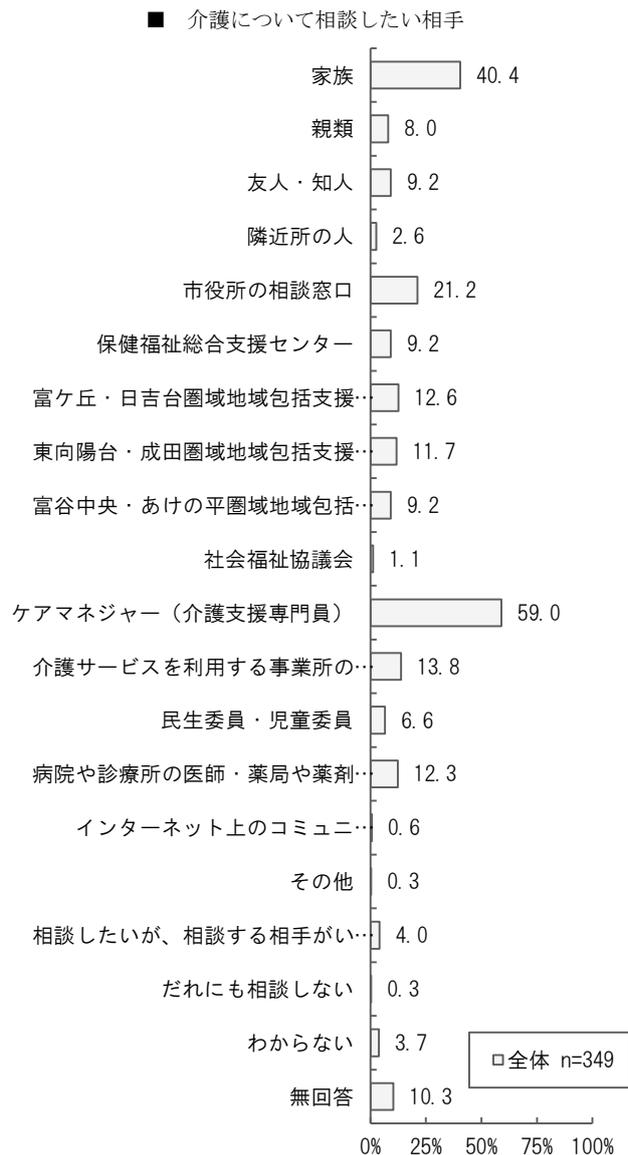
現状・課題

実態把握調査では、介護について相談したい相手として、認定者の介護者は「ケアマネジャー(介護支援専門員)」(59.0%)が最も高く、要介護者やその家族の相談先として重要な役割を担っています。一方で「相談したいが、相談する相手がない」(4.0%)となっており、ケアマネジャー(介護支援専門員)を中心とした相談体制の推進が重要です。

同調査で、介護に関する相談窓口を求めるもの(P33参照)として、「一箇所で様々なサービスの相談ができる窓口」(68.8%)が最も高いことから、相談体制については一本化を図り、支援機関等の情報連携の強化に努めながら、要介護者やその家族の相談における負担の軽減に努めることが必要になります。相談に対して迅速かつ的確な対応ができるように、ケアマネジャーの資質向上を図ることが求められます。

ケアマネジャー及びケアスタッフとの連携と資質向上を目的に、平成24年から黒川地区の市町村が合同でケアマネジャー・ケアスタッフ研修定例会を毎年開催しています。

ケアマネジャー・ケアスタッフ研修会の参加人数が減少傾向にあるため、今後の研修会のテーマ等について検討が必要です。



資料：実態把握調査(在宅介護実態調査)



【ケアマネジャー・ケアスタッフ研修定例会参加状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ケアマネジャー	211 人	160 人	152 人
ケアスタッフ	29 人	32 人	30 人
研修会数	6 回	6 回	5 回
研修テーマ	みんなで支える地域 づくり	地域包括ケアシステム の推進, リスクマ ネジメント	みんなで考える地 域づくり～認知症 支援を考える～

今後の取組

- ・要介護者の生活の質の向上や地域包括ケアシステム構築に向け、介護に資するケアマネジャー及びケアスタッフの質の向上と連携が必要なため、今後も黒川地区の地域包括支援センターと連携し事例検討等の研修会（ケアマネジャー・ケアスタッフ研修定例会）を実施し、ケアマネジャー・ケアスタッフ支援の充実を図ります。
- ・研修のテーマ等も検討し、ケアスタッフも参加しやすくしていきます。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、今後はホームページや SNS を活用しながら、ケアマネジャー及びケアスタッフが必要としている情報発信するための仕組みづくりを行っていきます。

支える事業

事業名	事業内容
ケアマネジャー・ケアスタッフ研修定例会	地域のケアマネジャー・ケアスタッフの資質向上を図る観点から、黒川地区の地域包括支援センターと連携し研修会（ケアマネジャー・ケアスタッフ研修定例会）を実施しています。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和 5 年度)
ケアマネジャー・ケアスタッフ研修定例会の開催数	5 回	6 回



5 認知症施策の推進

施策 1 認知症予防のための支援

現状・課題

令和元年6月に示された認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせることや、認知症になっても周囲や地域の理解と協力のもと、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができる社会の実現を目指すことが挙げられております。また、認知症の方と共に生きていく「共生」と、認知症になるのを遅らせ進行を緩やかにする「予防」という主軸が定められています。

これを踏まえ、市では各圏域地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置して以下のとおり活動しています。

- 1) 認知症に関する周知・啓発として、認知症サポーター養成事業や認知症の予防・知識啓発のための講座、認知症の人と家族に対する支援事業の実施。
- 2) 地域の実情に応じて、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や認知症の人を支援する関係者の連携体制を構築する取組の実施。
- 3) 市と連携を図りながら、認知症の人のニーズを地域で共有するために、認知症について語り合い、学び合える居場所づくり等の検討を推進。
- 4) 認知症初期集中支援チーム等と連携を図りながら、認知症の人やその家族が状況に応じて、必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との体制構築・連携調整を実施。
- 5) 認知症の人の精神的な負担の軽減を図るとともに、活動を通じて認知症当事者が地域を支える一員となり、社会参加の促進を図るため、認知症当事者によるピアサポート活動等を支援。

この他、各種事業においても連携しながら認知症に関する啓発活動を行い、早期発見や早期治療につなげるための取組を強化していく必要があります。

【認知症地域支援推進員の配置】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認知症地域支援推進員の数	3 人	7 人	7 人



今後の取組

- ・ 認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、各圏域地域包括支援センター等に、認知症に対する取組の企画調整等を行う認知症地域支援推進員を配置します。
- ・ 認知症の知識の普及及び認知症予防に関する啓発について、各関連事業との連携を意識しながら実施していきます。
- ・ 気軽に相談できる仕組みや居場所づくりとして「認知症カフェ」を開設し、認知症サポーターと協働しながら認知症の人やその家族を支える地域づくりを推進していきます。
- ・ 認知症サポーターのフォローアップ研修に認知症地域支援推進員が参画・協働することにより、重層的かつ継続的な認知症サポーターの活動の場の検討を進めていきます。

支える事業

事業名	事業内容
認知症地域支援推進員の活動	認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護や地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人や家族を支援する相談業務等を行います。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
認知症地域支援推進員の数	7人	9人



施策 2

認知症に関する理解促進

現状・課題

令和元年6月に示された認知症施策推進大綱では、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域に参加していくことが重要であり、認知症の人本人が自らの言葉で語り、希望をもって暮らしている姿を積極的に発信していくことが必要であると求められています。

また、実態把握調査結果では、認知症に対する支援（P30参照）として、第1号・第2号被保険者ともに「認知症患者を抱える家族に対する支援」（1号：54.0%、2号：69.0%）が最も多くなっています。また、「在宅で生活するための介護サービスの充実」（1号：36.8%、2号：31.2%）、「認知症ケアパスの普及・活用」（1号：24.7%、2号：36.7%）となっており、在宅生活を継続するための取組の充実や、状況に応じて必要なサービスが選択できるような情報整備が求められています。

本市では、認知症の人とその家族に対する支援として、地域住民の認知症への理解を深め、地域の中で認知症の人とその家族を見守り、支援していく認知症サポーターの養成講座として「認知症学びの講座」を実施しております。若い世代から高齢者まで、幅広い年代の方々に認知症を身近な病気として受け止めてもらい、地域で見守り・支援しながら共に生きていくという意識の醸成や地域づくりが必要です。

また、認知症の人やその家族が、気軽に集い相談ができる場所や機会の創出が必要とされていることから、「認知症カフェ」や「認知症の人と家族の会」を各生活圏域に毎に開設していけるよう、市と地域包括支援センターが連携しながら整備を進めていきます

平成29年に認知症ケアパスの内容を含む「高齢者のためのケアパス」を作成し、在宅生活を継続するために必要なサービスや相談窓口を集約しております。地域包括支援センターでの相談受付時に活用し、個々の段階を踏まえた長期的な視点でサービス選択ができるようなツールとなっており、適宜最新情報への更新が必要です。



【認知症学びの講座の参加状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催回数	4回	15回	15回
参加人数(延べ人数)/年	111人	243人	499人
認知症学びの講座受講者数 (平成24年度からの延べ人数)	1,720人	1,963人	2,462人

【認知症の人と家族の会の参加状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症の人と家族の会 (12回/年)	114人	108人	119人

今後の取組

- ・ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを増やします。学童域および職域での認知症学びの講座開催も充実し、幅広い世代に対して認知症の理解を促し、共に生きていくための地域づくりを目指します。
- ・ 認知症学びの講座フォローアップ研修を実施し、各圏域地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携しながら、重層的かつ継続的な認知症サポーターの活動の場の検討を進めていきます。
- ・ 各圏域地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心に「認知症カフェ」を開設し、認知症の人やその家族が気軽に相談でき、情報発信や情報交換の場として活用していただけるようにします。また、認知症の人及びその家族と、認知症サポーターや町内会など地域の方々、地域包括支援センターの専門職が相互に情報共有をすることにより、お互いを理解し合う場として継続的な運営を目指していきます。
- ・ 認知症の人と家族の会は、各生活圏域において実施し、介護経験者等のボランティアが自主的に運営を行い、介護者同士が交流できる場となるよう支援をしていきます。
- ・ 最新情報が提供できるよう、市民からの意見等を取り入れながら、随時「高齢者のためのケアパス」を更新します。



支える事業

事業名	事業内容
認知症学びの講座	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成する講座です。学童域や職域に対しても実施し、幅広い世代において認知症への理解を促し、住み慣れた地域において共生していくことを目指します。
認知症学びの講座 フォローアップ研修	認知症地域支援推進員や認知症サポーターと連携しながら、認知症の人を支える地域づくりにおいて、自分たちにできることを共に考える研修を実施します。
認知症カフェの開設	認知症地域支援推進員を中心に、各地域の特性を捉えたうえで、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場として開設します。
認知症の人と家族の会	より良い介護が行えることを目的として、認知症の人やその介護をしている家族が集まり、同じ悩みを持つ仲間と話しあいながら情報交換を行っています。
「高齢者のためのケアパス」の普及（認知症ケアパス含む）	富谷市の高齢者のための相談窓口高齢者支援の取組を掲載しています。また、認知機能の低下が見られた時からその方の進行状況にあわせ、医療介護サービスの適切なケアの流れを示した認知症ケアパスとしての機能も併せ持っています。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
認知症学びの講座受講者延べ数（累計）	2,462人	4,000人
認知症カフェの数	—	3か所
認知症の人と家族の会の数	2か所	3か所



施策 3

認知症支援体制の強化

現状・課題

平均寿命が延び、それに伴い認知症の症状を有する高齢者も多くなっていくなかで、認知症の疑いのある人に対する相談・支援体制の整備強化が必要です。

認知症もしくはその疑いのある人に対し、早期発見・早期治療につなげるための認知症専門医による「認知症専門相談」と、専門職が認知症の人とその家族を早期に支援する「認知症初期集中支援チーム」による支援を実施し、専門職の早期相談・早期支援の体制整備を強化していきます。また、黒川地区を管轄する認知症疾患センターである坂病院と、認知症疾患医療連携協議会での連携を図っていきます。

今後、認知症の症状により、目的地にたどり着けず道に迷ってしまった結果、行方不明となってしまう高齢者の増加が懸念されており、より迅速かつ効率良く行方不明高齢者が発見されるための仕組みづくりが求められています。

大和警察署が事務局となり平成12年に構築された黒川地区SOSネットワークシステムでは、行方不明者となり得る可能性のある対象者の事前登録を行い、行方不明時の捜索協力を関係機関に依頼し、早期発見に努めてきました。

必要時に迅速に利用することができるよう、地域住民に対してSOSネットワークシステムを広く周知していくとともに、警察署をはじめとする関係機関との連携を図っていく必要があります。

今後の取組

- ・認知症もしくは認知症の疑いのある本人、または家族からの相談に対し、認知症専門医による認知症専門相談で助言を行い、早期治療に結び付けるとともに、適切な介護や医療サービスの提供につながるよう支援していきます。
- ・認知症専門医や保健師、社会福祉士等の多職種による認知症初期集中支援チームの充実を図り、早期に介入することにより継続的、包括的な支援を行い、必要なサービスを受けられるよう認知症対策を強化し、より迅速な相談・支援ができるようにします。
- ・大和警察署内のSOSネットワークだけではなく、行方不明高齢者の早期発見のために、市内においても介護事業所を含めた各関係機関との協力体制を構築します。



支える事業

事業名	事業内容
認知症専門相談	認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門医による相談を気軽に受け、早期に病気を発見し、適切な医療やサービスの提供につなげるものです。
認知症初期集中支援チームによる支援	認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けるため、認知症の方やその家族に関わり、早期診断・早期対応のための支援体制を構築します。
認知症 SOS ネットワークシステム	認知症の高齢者が徘徊等で所在不明になった場合に、SOS ネットワークの事務局である大和警察署生活安全課を通じてネットワークによる捜索協力の手配をとります。郵便局、タクシー会社、放送局などの団体に構成された会員はそれぞれの持ち場で早期発見と保護に協力するものです。保護を要請する「SOS ネットワーク連絡用紙」は、年齢や容姿を含めた本人の情報を事前に提出することによって、いざという時の早めの対処が図られます。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
認知症初期集中支援チーム支援実人数	4人	8人
認知症 SOS ネットワークシステム事前登録数	28人	事前登録の増加



6 介護保険事業の推進

施策 1 介護サービス等の充実

現状・課題

本市においても少子高齢化が進行しており、高齢者人口の増加に伴い認定者も増加しています。一方で、認定率は平成27年9月末の13.7%から令和2年9月末では13.2%と徐々に減少しています。

サービス別の傾向については、認定者数の増加に伴い介護予防サービス（要支援1～2の方が利用するサービス）及び介護サービス（要介護1～5の方が利用するサービス）ともに増加傾向にあります。

介護予防サービスは、介護予防居宅サービスと介護予防地域密着型サービスに区分され、介護予防居宅サービスについては平成30年度に介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い一時的に利用者数が減少しましたが、令和元年度より増加傾向に転じており、特に通所リハビリテーション及び福祉用具貸与の利用が伸びています。

次に、介護サービスについては、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスに区分され、居宅サービス及び施設サービスの利用については緩やかな増加、地域密着型サービスについては減少傾向にあります。特に居宅サービスでは訪問入浴介護及び訪問看護の利用が増加しています。また、地域密着型サービスでは、地域密着型通所介護の利用者が減少しています。

第7期計画策定時調査では63人（介護度3以上、平成29年4月1日時点 宮城県調査）だった施設入所待機者は、48人（介護度3以上、令和2年4月1日時点 宮城県調査）まで改善されてきていますが、待機者を解消させるため、更なる取組が求められます。

【第7期の期間中に整備した施設】

区分	定員	整備年度
介護老人保険施設 富谷の郷	100人	平成30年度

【居宅（介護予防）サービス 年間受給者数の推移】 (人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H29年度	683	1,050	2,515	2,656	1,414	886	711	9,915
H30年度	466	857	2,729	2,753	1,412	948	700	9,865
R元年度	533	972	2,606	3,117	1,560	899	624	10,311



【地域密着型（介護予防）サービス 年間受給者数の推移】 (人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H29年度	0	0	430	550	487	287	220	1,974
H30年度	2	13	380	500	411	315	265	1,886
R元年度	6	19	367	448	380	292	263	1,775

【施設サービス 年間受給者数の推移】 (人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H29年度			81	356	530	833	811	2,611
H30年度			96	411	651	918	778	2,854
R元年度			106	485	725	918	871	3,105

今後の取組

- ・推計人口等から導かれる介護需要を見据え、必要な介護サービス量の推計を行いながら第8期計画の給付サービス進捗を管理するとともに、令和22（2040）年に向けた長期的な視点でサービス提供体制の構築を図っていきます。
- ・被保険者が退院後も介護施設や介護事業所等を利用することで、地域で自立した日常生活を送れるよう、宮城県と連携・協力しサービス基盤を提供していくためのリハビリテーションサービス提供体制を構築していきます。
- ・生活面で困難を抱える高齢者の住まいと生活支援を一体的に提供するため、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような施設として特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、宮城県と連携・協力し周知する体制を構築していきます。
- ・地域包括ケアシステムを支え続けるため、少子高齢化でも介護人材不足に陥らないよう、宮城県と連携・協力して介護施設等を安定して運営していくために人材確保と職員の定着のための仕組みづくりを構築していきます。
- ・地域共生社会の実現に向け、障がい者が65歳以上になっても継続して障害福祉サービス事業所を利用できるよう共生型サービスの普及に努めていきます。



支える事業

事業名	事業内容
居宅サービス	通所介護や訪問介護 [※] など自宅でできるサービスや施設に通うサービス等で、在宅により受けるサービスです。
地域密着型サービス	グループホームや小規模多機能型居宅介護など住み慣れた地域で生活を支えるため提供されるサービスで、原則として市の被保険者のみが利用できるサービスです。
施設サービス	特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所して、日常生活の介助などを受けるサービスです。
リハビリテーションサービス提供体制	宮城県の医療部門及び介護保険部門と連携・協力し、退院後の介護施設や介護事業所利用者を把握し、必要サービス量を充足するための体制を構築します。
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の周知	宮城県の高齢者部門と連携・協力し、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について周知していきます。
人材確保と職員の定着のための仕組みづくり	宮城県の介護保険部門と連携・協力し、介護施設等を安定して運営していくために人材確保と職員の定着を行っていきます。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
施設入所待機者数（介護度3以上）	48人	減少
県や関係機関と連携したリハビリテーションサービス提供体制	—	構築
県や関係機関と連携した特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の周知	—	構築
県や関係機関と連携した人材確保と職員の定着のための仕組みづくり	—	構築

※施設入所待機者：宮城県による介護保険施設入所希望者調査より（令和2年4月1日時点）



施策 2

介護保険サービスの地域ケアマネジメントの推進

現状・課題

保険者の役割機能の強化として、地域密着型サービス及び居宅介護(介護予防)支援事業所の実地指導と介護給付費適正化事業を行っています。実地指導は、事業所が提供するサービスの内容及び介護報酬^注の請求について、サービスの質の確保及び保険給付等の適正化を図るため実施しています。また、地域密着型サービス事業所では、市職員を含めた構成委員で成る運営推進会議を実施することになっており、保健福祉総合支援センターの職員が参加しております。この運営推進会議の目的は、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業者による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれた拠点にすることで、サービスの質の確保を図ることとしています。

介護給付適正化においては、主要5事業とされる要介護認定の適性化・ケアプラン^注の点検・住宅改修等の点検・縦覧点検及び医療情報との突合・介護給付費通知を実施しています。

適切な実地指導が行えるよう積極的に国や県が開催する研修会に参加し、従事する職員のスキルを高めていく必要があります。また、地域密着型サービス事業所での運営推進会議においてサービスの質を確保するため、事業所や設置されている地域の現状を把握し、適切な意見を述べていく必要があります。

介護給付適性化事業に関しては、宮城県の計画で位置付けられた重点項目との整合性を図りながら、適切な実施が求められています。

【実施件数】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定事業所の年間実地指導数	1事業所	3事業所	3事業所



今後の取組

- ・地域密着型サービス事業所及び居宅介護（介護予防）支援事業所の実地指導を適切に実施して行くとともに、従事する職員のスキルアップのため研修会等に参加していきます。
- ・運営推進会議については、これまでどおり市職員も委員として参加し、利用者の生活の質の向上に努めます。また、全ての地域密着型サービス事業所において、運営推進会議により、円滑な事業の推進が行われるよう指導していきます。
- ・介護給付費適正化事業は、宮城県の計画で位置付けられた重点項目との整合性を図り、引き続き適正化事業に取り組み、事業所よりケアプランの提出を求めさらなる利用者に対する適切なサービスの確保に向けて、事業所への給付適正化を効果的に実施します。

支える事業

事業名	事業内容
指定事業所の 実地指導・監査	指定サービス事業者等に対して内容並びに介護給付 ^注 等に係る費用の請求に関し、法令等に対する適合状況等について、必要な助言及び指導または是正の措置を講ずることによりサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施します。
地域密着型サービス 事業所の運営推進会議 への参加	地域密着型サービス事業所が、地域に開かれたサービス提供のため、外部の要望、助言等を踏まえてサービスの向上を図り、地域との連携、交流、情報交換を目的として定期的を開催する運営推進会議へ参加します。
介護給付費適正化事業	持続可能な介護保険制度の構築、介護保険制度の信頼性を高めていくために保険者が給付の点検・ケアプランのチェック等を行います。

指 標

指標名	現 状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
指定事業所の年間実地指導数	3事業所	4事業所以上



施策 3 災害や感染症への備え

現状・課題

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護保険施設及び介護保険事業所における災害や感染症への備えに関して、関係部局と連携して整備していくことが求められています。

なお、市内の介護保険施設については、宮城県の防災計画における「洪水浸水想定区域」または「土砂災害警戒区域」に該当している施設はなく、現状では施設ごとに避難行動計画策定の必要はありませんが、災害発生に備えて物資の確保等を中心に体制整備が必要となります。

今後の取組

- ・介護保険施設及び介護保険事業所に対して、防災や感染症対策に関する周知啓発、研修、訓練の実施が行えるよう宮城県及び市防災安全課と連携し支援体制の構築をしていきます。
- ・介護保険施設及び介護保険事業所における、災害や感染症の発生時の備えとして必要な物資の備蓄・調達・輸送体制等が可能となる仕組みづくりを検討します。

支える事業

事業名	事業内容
災害や感染症に係る体制整備	市防災安全課と連携を図るとともに、宮城県の防災担当部局及び介護保険担当部局と連携し、市内の介護保険施設及び介護保険事業所に対する周知啓発、研修、訓練等を行います。 また、介護保険施設及び介護保険事業所が災害や感染症に対応するために必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の確立等を行うための仕組みづくりについて、関係機関と支援方法等を検討します。

指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標指数 (令和5年度)
災害や感染症に係る体制整備	—	構築



第2 各施策の目標・指標総括

本計画では、計画の最終年度となる令和5年度までに達成すべき目標指数を設定しています。

施策名	指標名	現 状 令和元年度	目標指数 令和5年度
体系1 心と体の元気づくりの推進			
1. 介護予防・日常生活支援 総合事業の推進	筋トレ型通所サービスの利用者実数	187人	260人
	生活支援型訪問サービスの利用者実数	39人	47人
	サロン型通所サービスの参加者数	25人	37人
2. 心と体の元気づくりの拠 点としての福祉健康セン ター事業の推進	健康推進事業の参加者数(延べ人数)	1,115人	1,200人
3. 高齢者の閉じこもり予 防・交流の場の推進	ゆとりすとクラブ・サロンの実人数 (参加者+サポーター)	958人	1,060人
	ゆとりすとクラブ・サロン数	22か所	25か所
4. 高齢者の活動支援の推進	元気・元気高齢者応援事業「とうみやの杜園芸クラブ」の参加延べ人数	523人	590人
	老人クラブの会員数(60歳以上の加入率)	721人 (5.4%)	会員数の増
体系2 共に支える地域づくり			
1. 高齢者を支える仕組みづ くり	サポーター養成基礎研修の受講者数	—	60人
	地域サポーターの活動者数	354人	370人
	運動サポーターの活動者数	40人	45人
	生活支援員の活動者数	30人	35人
2. 地域コミュニティづくり 支援	地区敬老祝い事業の総参加者数	2,343人	増加
	どんぐりの森活動数	24か所	25か所
3. 地域活動と居場所づくり の推進	街かどカフェの数	4か所	5か所
4. 地域を支える関係機関と の連携強化	地域の社会資源・ボランティア団体などの把握・発信の仕組み	—	構築
5. 災害に強い地域づくりの 推進	避難行動要支援者名簿の更新	858人	必要な方の 登録と更新
	個別計画(避難支援プラン)策定	182人	適正な計画作成
	福祉避難所での受け入れ可能数(黒川地区の施設)	施設70床	施設80床
体系3 安心できる在宅生活のための環境づくりの推進			
1. 高齢者世帯への支援	虹いろ会食サロン事業の参加者数	97人	110人
	緊急通報システム事業の新規利用者数	6人	9人
2. 介護する家族への支援	介護者教室・交流事業の参加延べ人数	—	30人
	元気回復ショートステイ事業対象者に対する事業利用率	22.6%	25%
3. 高齢者の外出支援	高齢者・障がい者外出支援乗車証の交付率	40.3%	50.0%
4. 多様な住まいの確保	住まいの情報発信の仕組み	—	構築
5. 緊急時の居場所確保	在宅高齢者家族介護者緊急支援ショートステイ事業委託施設数	22施設	23施設
6. 自立した生活のための情 報発信	買い物情報発信の仕組み	—	構築
7. 高齢者の虐待防止強化や 成年後見制度及び権利擁 護の推進	成年後見制度の周知度 内容を知っている人の割合(実態把握調査)	第1号: 28.7% 第2号: 34.4% 認定者: 16.9%	増加



施策名	指標名	現 状 令和元年度	目標指数 令和5年度	
体系4 地域包括支援事業の推進				
1. 地域包括支援センターの機能強化	相談件数	保健福祉総合支援センター	8,636件	9,000件
		富ヶ丘・日吉台圏域地域包括支援センター	3,550件	5,000件
		東向陽台・成田圏域地域包括支援センター	5,571件	7,000件
		富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センター	3,582件	5,000件
2. 生活支援サービス体制の活性化	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置	6人	8人	
	生活支援サービスの創出	—	3事業	
3. 地域ケア会議の推進	地域ケア会議の開催回数	6回/年	12回/年	
	自立支援型個別ケア会議	—	6回/年	
4. 在宅医療・介護の連携強化	在宅医療・介護連携推進事業全事業の実施（8事業）	8事業	8事業の推進	
5. 介護支援専門員・介護事業者への支援	ケアマネジャー・ケアスタッフ研修定例会の開催数	5回	6回	
体系5 認知症施策の推進				
1. 認知症予防のための支援	認知症地域支援推進員の数	7人	9人	
2. 認知症に関する理解促進	認知症学びの講座受講者延べ数（累計）	2,462人	4,000人	
	認知症カフェの数	—	3か所	
	認知症の人と家族の会の数	2か所	3か所	
3. 認知症支援体制の強化	認知症初期集中支援チーム支援実人数	4人	8人	
	認知症SOSネットワークシステム事前登録数	28人	事前登録の増加	
体系6 介護保険事業の推進				
1. 介護サービス等の充実	施設入所待機者数（介護度3以上）	48人	減少	
	県や関係機関と連携したリハビリテーションサービス提供体制	—	構築	
	県や関係機関と連携した特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の周知	—	構築	
	県や関係機関と連携した人材確保と職員の定着のための仕組みづくり	—	構築	
2. 介護保険サービスの地域ケアマネジメントの推進	指定事業所の年間実地指導数	3事業所	4事業所以上	
3. 災害や感染症への備え	災害や感染症に係る体制整備	—	構築	



第4章 介護保険事業費の 見込みと保険料





第1 サービス見込量の算定方法

本計画の改正点を踏まえながら、厚生労働省の「見える化システム」により、これまでの介護保険の各サービス実績を利用者数及び利用頻度を分析し、令和3年から令和5年度までの将来推計人口に基づく要支援・要介護認定者の推計人数に応じて第8期計画のサービス量を見込みました。

【第8期計画における主な改正点】

区 分	第7期計画 平成30年度～ 令和2年度	第8期計画 令和3年度～ 令和5年度
介護サービスに係る介護報酬	0.54%上昇	0.7%上昇
【高額介護サービス費の所得区分の見直し】 医療保険の高額療養費制度の負担限度額に揃え、「現役並み所得者」の所得区分を細分化します。	年収（本人のみの場合） 383万円以上 世帯上限 月44,400円 その他の条件は※1を参照	年収（本人のみの場合） 383万円～770万円の方 世帯上限 月44,400円（据え置き）
		年収（本人のみの場合） 770万円～1,160万円の方 世帯上限 月93,000円
		年収（本人のみの場合） 1,160万円以上の方 世帯上限 月140,100円
【特定入所者介護サービス費の見直し】 (1) 利用者負担段階の第3段階を、合計所得金額及び課税・非課税年金収入金額に応じて2分化する	第3段階 住民税非課税世帯で合計所得金額+課税・非課税年金収入金額が80万円以上	第3段階① 住民税非課税世帯で合計所得金額+課税・非課税年金収入金額が80万円～120万円
		第3段階② 住民税非課税世帯で合計所得金額+課税・非課税年金収入金額が120万円以上 自己負担額を2.2万程度上乗せ
(2) 預貯金額等の基準要件を変更する。	上限は一律 単身世帯 1,000万円 夫婦 2,000万円	上限 第2段階 650万円 第3段階① 550万円 第3段階② 500万円

※1 世帯内の第一号被保険者の課税所得が145万円であり、かつ第一号被保険者が1人のみの場合は年収383万円以上、世帯内に他の第一号被保険者がいる場合には年収合計520万円以上

○総合事業のサービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業を利用していた要支援者又は基本チェックリストに該当した事業対象者が、区分変更等により要介護となった場合でも引き続き同じサービスを利用することができるようになります。



第2 介護給付費等の見込み

1 介護（予防）サービスの利用者の推移と見込み

令和3年度から令和5年度における介護（予防）サービスの利用については、平成30年度から令和2年度の実績等をもとに、それぞれ次表のとおり見込みました。

【介護予防サービス^注の利用者数の推移と見込み（単位：人）】

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護 ^注	7	9	9	10	10	12
③介護予防訪問 リハビリテーション	6	4	5	6	7	7
④介護予防居宅療養管理指導 ^注	4	3	4	4	4	4
⑤介護予防通所 リハビリテーション	42	56	67	69	73	77
⑥介護予防短期入所生活介護	2	3	1	3	3	3
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者 生活介護	2	3	7	9	9	9
⑨介護予防福祉用具貸与	68	83	100	102	107	112
⑩特定介護予防福祉用具販売	1	1	2	2	2	2
⑪介護予防住宅改修	2	2	2	2	2	2
小計（①～⑪）	134	164	197	207	217	228
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防小規模多機能型 居宅介護	1	2	3	3	3	3
②介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	1	1	1
小計（①～②）	1	2	5	4	4	4
(3) 介護予防支援	104	119	132	136	142	144
合計【(1)～(3)】	239	285	334	347	363	376



【介護サービス利用者数の推移と見込み（単位：人）】

サービス種類	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	116	106	90	106	108	109
②訪問入浴介護	19	21	21	24	24	26
③訪問看護	57	66	69	74	80	87
④訪問リハビリテーション	23	22	24	26	28	31
⑤居宅療養管理指導	97	105	110	111	122	131
⑥通所介護	346	348	308	359	386	412
⑦通所リハビリテーション	139	155	161	171	185	198
⑧短期入所生活介護	108	105	94	113	122	130
⑨短期入所療養介護	18	19	14	25	29	31
⑩特定施設入居者生活介護 ^注	16	19	20	20	20	20
⑪福祉用具貸与	407	409	412	434	468	504
⑫特定福祉用具販売	5	6	8	8	10	11
⑬住宅改修	6	6	7	6	7	8
小計（①～⑬）	1,357	1,387	1,338	1,477	1,589	1,698
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	12	17	18	17	18	18
②小規模多機能型居宅介護	21	19	21	21	24	25
③認知症対応型共同生活介護 ^注	38	36	37	36	37	37
④地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	28	28	29	29	29	29
⑤看護小規模多機能型居宅介護	19	17	19	18	19	22
⑥地域密着型通所介護	40	32	21	35	36	39
小計（①～⑥）	158	149	145	156	163	170
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	168	172	179	190	199	208
②介護老人保健施設	71	87	92	98	104	110
③介護医療院 ^注	0	0	0	0	0	0
④介護療養型医療施設 ^注	0	0	0	0	0	0
小計（①～④）	239	259	271	288	303	318
(4) 居宅介護支援	652	675	650	681	693	702
合計【(1)～(4)】	2,406	2,470	2,404	2,602	2,748	2,888



2 介護（予防）サービスの給付費の推移と見込み

令和3年度から令和5年度における介護（予防）サービスの給付費については、平成30年度から令和2年度の実績等をもとに、それぞれ次表のとおり見込みました。

【予防給付費の推移と見込み（単位：千円）】

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	1,993	2,958	4,357	4,053	4,345	5,205
③介護予防訪問 リハビリテーション	1,079	1,326	2,032	2,114	2,573	2,573
④介護予防居宅療養管理指導	493	246	379	381	381	381
⑤介護予防通所 リハビリテーション	16,344	22,208	27,014	27,499	29,050	30,587
⑥介護予防短期入所生活介護	1,290	1,073	711	1,765	1,766	1,766
⑦介護予防短期入所療養介護	42	122	0	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者 生活介護	1,447	2,166	5,807	7,629	7,633	7,633
⑨介護予防福祉用具貸与	4,750	6,105	7,414	7,469	7,829	8,211
⑩特定介護予防福祉用具販売	281	418	630	630	630	630
⑪介護予防住宅改修	2,142	2,642	2,323	2,323	2,323	2,323
小計（①～⑪）	29,861	39,264	50,667	53,863	56,530	59,309
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防小規模多機能型 居宅介護	1,164	1,926	3,129	3,148	3,150	3,150
②介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	2,719	2,720	2,720
小計（①～②）	1,164	1,926	3,129	5,867	5,870	5,870
(3) 介護予防支援	5,626	6,402	7,010	7,269	7,593	7,700
合 計【(1)～(3)】	36,651	47,592	60,806	66,999	69,993	72,879



【介護給付費の推移と見込み（単位：千円）】

サービス種類	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	81,529	75,720	73,367	77,955	78,919	79,313
②訪問入浴介護	14,431	17,114	20,638	15,821	15,830	17,610
③訪問看護	29,569	37,427	39,236	42,572	46,233	50,486
④訪問リハビリテーション	9,070	9,097	10,773	10,986	11,809	13,049
⑤居宅療養管理指導	12,944	13,320	14,376	14,556	16,014	17,195
⑥通所介護	336,404	335,183	335,284	363,438	393,000	421,881
⑦通所リハビリテーション	121,572	135,633	140,903	151,115	164,248	177,246
⑧短期入所生活介護	126,087	129,042	132,287	156,286	168,743	180,444
⑨短期入所療養介護	17,659	18,035	13,269	23,145	26,576	28,720
⑩特定施設入居者生活介護	33,190	39,130	40,699	42,794	42,818	42,818
⑪福祉用具貸与	63,722	67,700	69,523	73,496	79,695	86,891
⑫特定福祉用具販売	1,680	1,997	2,875	2,796	3,451	3,934
⑬住宅改修	6,545	6,842	7,316	6,872	7,488	8,633
小計（①～⑬）	854,402	886,240	900,546	981,832	1,054,824	1,128,220
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	15,195	20,918	21,525	21,450	23,525	23,525
②小規模多機能型居宅介護	53,152	43,795	46,346	49,152	56,656	59,827
③認知症対応型共同生活介護	114,404	107,897	113,319	110,998	113,946	113,946
④地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	95,275	99,755	105,699	99,434	99,489	99,489
⑤看護小規模多機能型居宅介護	55,898	52,552	56,406	56,008	59,405	70,045
⑥地域密着型通所介護	38,156	29,995	25,130	35,259	35,917	40,202
小計（①～⑥）	372,080	354,912	368,425	372,301	388,938	407,034
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	504,667	527,564	556,103	593,410	621,792	649,891
②介護老人保健施設	229,257	285,024	308,733	330,827	351,799	372,588
③介護医療院	0	0	0	0	0	0
④介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
小計（①～④）	733,924	812,588	864,836	924,237	973,591	1,022,479
(4) 居宅介護支援	111,338	115,343	110,832	116,784	118,710	120,083
合 計【(1)～(4)】	2,071,744	2,169,083	2,244,639	2,395,154	2,536,063	2,677,816



3 地域支援事業の推移と見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防訪問介護サービス費等の前年実績等から算出しています。包括的支援事業・任意事業費については、地域包括支援センター運営費や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等の包括的支援事業と給付等費用適正化、家族介護支援事業等の任意事業の前年実績等から算出しています。

【地域支援事業給付費の推移と見込み（単位：千円）】

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1)介護予防・日常生活支援総合事業費	62,938	66,804	74,780	76,687	77,924	79,195
(2)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	61,133	67,320	69,348	92,577	93,196	94,162
(3)包括的支援事業（社会保障充実分）	2,615	2,905	3,461	3,677	3,774	3,774
合計	126,686	137,029	147,589	172,941	174,894	177,131

【介護給付・地域支援事業の全体像】

介護給付（要介護 1～5）
介護予防給付（要支援 1～2）
地域支援事業（65歳以上の方）
(1)介護予防・日常生活支援総合事業費 ○ 介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○ 一般介護予防事業
(2)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 ○ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） ・介護予防ケアマネジメント ・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・ケアマネジメント支援 ・地域ケア会議の充実 ○ 任意事業 ・介護給付費適正化事業 ・家族介護支援事業 ・その他の事業
(3)包括的支援事業（社会保障充実分） ○ 在宅医療・介護連携推進事業 ○ 認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業 ・認知症地域支援・ケア向上事業 等 ○ 生活支援体制整備事業 ・コーディネーターの配置 ・協議体の設置 等



第3 介護保険事業費の推計

介護保険制度における第1号被保険者が負担する保険料は、3年間の介護保険事業運営期間を通じて財政の均衡が保たれるように設定されており、3年に一度、全国一斉に改定されることとなります。(介護保険法第129条)

本市においても、今般の制度改正を踏まえ、介護保険事業計画におけるサービスの見込量などに基づく給付水準の見直しを行い、令和3年度から令和5年度における第1号被保険者の保険料の改定を行いました。

第7期計画期間における介護サービスの実績や高齢者人口推計等をもとに、国から示された基準・規則を踏まえて試算した結果、計画期間内では、8,877,905,161円の介護保険事業費が必要と見込まれました。

また、地域支援事業費については、介護予防事業や生活支援サービス、包括的支援事業に関する費用となります。

【第8期介護計画における介護保険事業費（給付費）の推計（単位：円）】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
①総給付費	2,462,153,000	2,606,056,000	2,750,695,000	7,818,904,000
②特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (③-④)	107,046,543	100,607,603	102,621,725	310,275,871
③特定入所者介護サービス費等給付額	125,539,610	129,126,456	131,723,828	386,389,894
④特定入所者介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	18,493,067	28,518,853	29,102,103	76,114,023
⑤高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (⑥-⑦)	61,081,997	62,250,215	63,502,373	186,834,585
⑥高額介護サービス費等給付額	62,203,907	63,981,162	65,268,138	191,453,207
⑦高額介護サービス費等の見直し に伴う財政影響額	1,121,910	1,730,947	1,765,765	4,618,622
⑧高額医療合算 介護サービス費等給付額	9,658,491	10,083,464	10,286,292	30,028,247
⑨審査支払手数料	2,240,820	2,304,840	2,351,220	6,896,880
小 計 (標準給付費) (①+②+⑤+⑧+⑨)	2,642,180,851	2,781,302,122	2,929,456,610	8,352,939,583
地域支援事業費	172,941,281	174,893,989	177,130,308	524,965,578
合計	2,815,122,132	2,956,196,111	3,106,586,918	8,877,905,161

第4 介護給付費等の財源

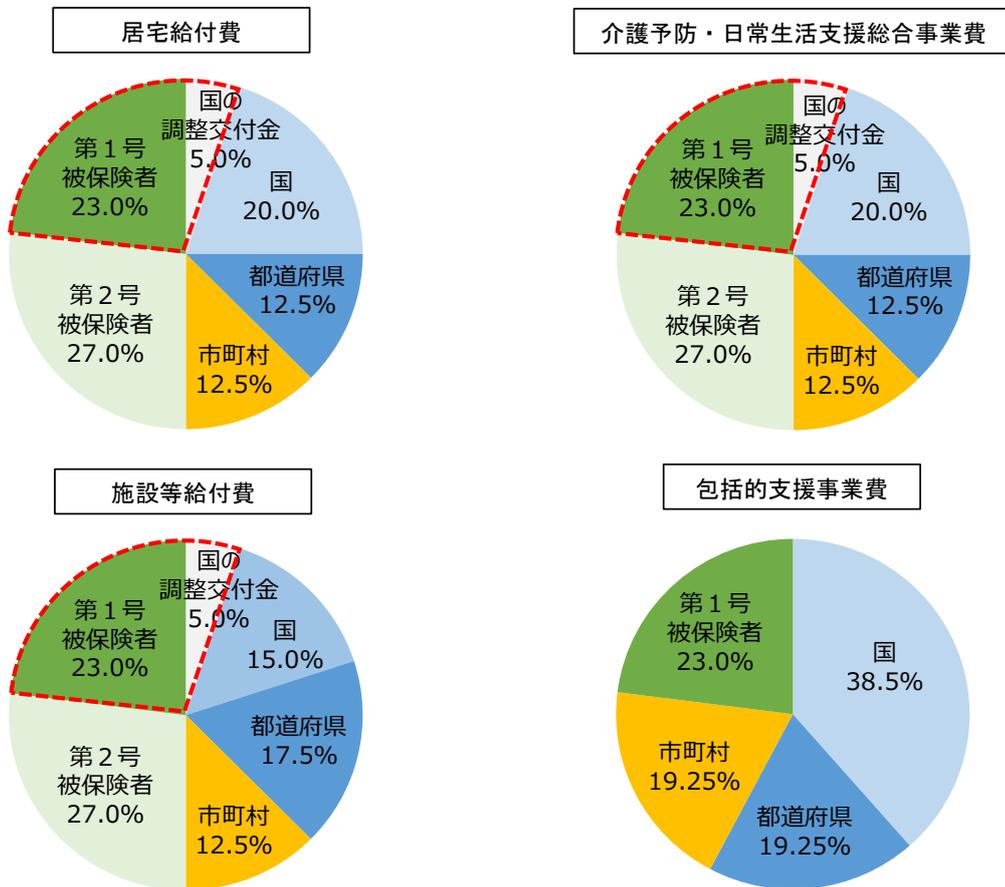
介護保険を利用した場合、費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）を利用者が負担し、残りの9割（給付費）は介護保険財源により賄われることになっています。

この介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。

この公費分は、国、宮城県、富谷市がそれぞれ分担して負担し、保険料は、第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。

【標準的な介護保険財源内訳（負担区分）】

富谷市は、 が第1号被保険者の負担（国の調整交付金0%）



※上記図は一般的な割合を示しています。

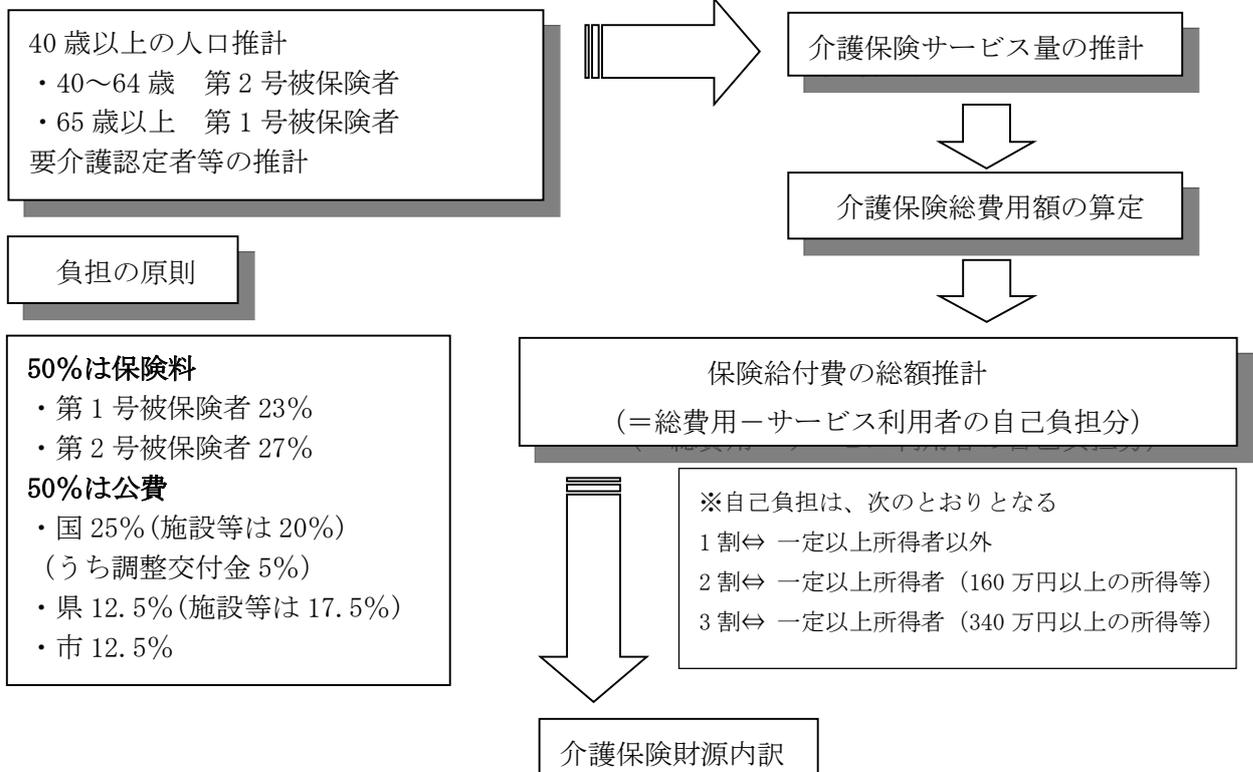
※調整交付金とは、自治体毎に異なり、介護認定を受けやすい75歳以上人口や所得段階別の人口割合の、全国平均との格差により生じる保険料準備額の格差調整のために交付されるものです。

※富谷市では、調整交付金は0%となり第1号被保険者の負担となります。

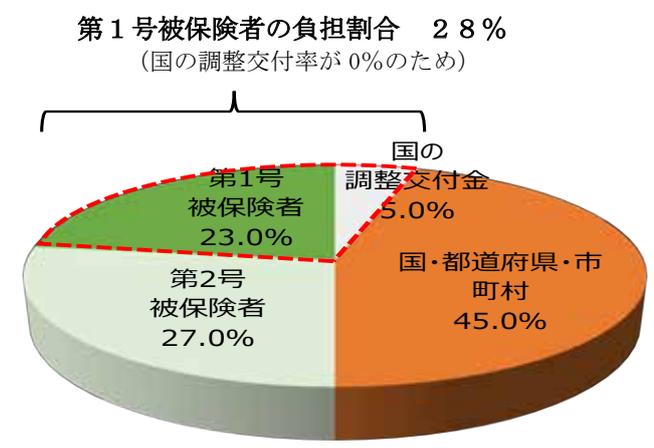


第5 第1号被保険者の保険料

1 第1号被保険者の保険料の算定フロー



- 保険料への影響要素**
- ・ 保険料負担割合
 - ・ 予定保険料徴収率
 - ・ 調整交付金交付割合
 - ・ 所得段階層保険料
 - ・ 準備基金活用額
 - ・ 介護施設等整備など



【月額保険料の算出方法】

$$\frac{\text{保険給付費等の総額 (3年間)} \times \left(\text{第1号保険料率 (23\%)} + (\text{5\%}-\text{調整交付率}) \right)}{\text{第1号被保険者数 (3年間の延べ人数)}} \div 12 \text{月}$$

※本市は調整交付率 0%



介護保険に係る財源の1/2は公費（負担の目安：国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%）で、残りの1/2は保険料でまかなわれます。第1号被保険者（65歳以上の方）は23.0%、第2号被保険者（40歳～64歳の方）は27.0%の負担となります。

第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画で支出及び収入状況を見込み調整された保険料率になります。

第1号被保険者の保険料は、本人や世帯の課税状況などをもとに、高齢者の負担能力に応じた所得段階別の定額で設定されます。第6期計画より保険料段階を12段階で設定しておりました。第8期計画も引き続き12段階制とし、なおかつ応能負担を考慮し、高額所得者に対しては第7期計画と同様の調整割合としました。

令和3年度から令和5年度における第1号被保険者の保険料の基準月額（第5段階の保険料を月額に換算したもの）を算出しました。

第1号被保険者の保険料基準額（月額）は 5,750円 になりました。

○介護給付費準備基金積立金より約7,000万円を活用し、5,923円から5,750円とし、被保険者の保険料負担軽減となるよう、第7期計画の保険料と同額に据え置きます。



2 第7期計画との比較表

第7期計画の平成30年度から令和2年度までの第1号被保険者の介護保険料の基準月額（第5段階の保険料）は第6期計画（5,590円）に対し約3%上昇の5,750円でした。

第8期計画については、介護報酬の上昇等により約1%程度の介護給付費の上昇が見込まれますが、第1号被保険者数の増加に加え、介護給付費準備基金を活用することにより月額5,750円を維持します。

【第7期計画と第8期計画の比較表】

区 分	第7期計画 平成30年度～ 令和2年度 (A)	第8期計画 令和3年度～ 令和5年度 (B)	比 較 B/A
保険給付費 (サービスの利用)	8,563 百万円	8,878 百万円	1.04 倍
第1号被保険者数 (保険料負担の担い手)	32,093 人	34,806 人	1.08 倍
被保険者一人あたり 保険給付費	266 千円	255 千円	0.96 倍
第1号保険料の 基準月額	5,750 円	5,750 円	1.00 倍



3 第1号被保険者の保険料と所得段階区分

令和3年度から令和5年度までの所得段階別の人数、調整割合と保険料額（月額・年額）は、以下のとおりとなります。

【令和3年度～令和5年度までの所得段階別人数】

(単位：人)

段階	対象になる方	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方	1,231	1,265	1,298	3,794
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円を超え、120万円以下の方	689	708	726	2,123
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円を超える方	644	661	679	1,984
第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方	1,943	1,995	2,049	5,987
第5段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円を超える方	1,695	1,740	1,786	5,221
第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満の方	1,830	1,880	1,929	5,639
第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上 210万円未満の方	1,536	1,578	1,620	4,734
第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上 320万円未満の方	926	951	977	2,854
第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上 400万円未満の方	361	371	381	1,113
第10段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 400万円以上 700万円未満の方	282	290	298	870
第11段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 700万円以上 1,000万円未満の方	68	70	71	209
第12段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000万円以上の方	90	93	95	278
	合計	11,295	11,602	11,909	34,806



【所得段階別保険料額】

区分	国		富谷市				
	段階	調整割合	段階	対象になる方	調整割合	月額保険料	年額保険料
基準額より軽減される方	第1段階	0.50	第1段階	・生活保護受給者	※		
				・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方	(0.50)	(2,875円)	(34,500円)
				・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方	0.30	1,725円	20,700円
	第2段階	0.75	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円を超え、120万円以下の方	※		
				(0.65)	(3,738円)	(44,900円)	
				0.40	2,300円	27,600円	
	第3段階	0.75	第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円を超える方	※		
				(0.75)	(4,313円)	(51,800円)	
				0.70	4,025円	48,300円	
	第4段階	0.90	第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方			
				0.85	4,888円	58,700円	
基準額	第5段階	1.00	第5段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円を超える方	1.00	5,750円	69,000円
基準額より増額される方	第6段階	1.20	第6段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満の方	1.20	6,900円	82,800円
	第7段階	1.30	第7段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	1.30	7,475円	89,700円
	第8段階	1.50	第8段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	1.50	8,625円	103,500円
	第9段階	1.70	第9段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上400万円未満の方	1.65	9,488円	113,900円
			第10段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 400万円以上700万円未満の方	1.85	10,638円	127,700円
			第11段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 700万円以上1,000万円未満の方	2.00	11,500円	138,000円
			第12段階	・本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000万円以上の方	2.25	12,938円	155,300円

○年額保険料については、100円未満切り上げ

※第1段階から第3段階の対象者に対しては、基準額の調整割合に対し、公費による引き下げにより負担を軽減します

※公的年金及び給与収入のある場合は、特例により10万円が控除されます。





第5章 計画の推進に向けて





第1 サービスの提供体制

1 介護サービスの適正化

(1) 適正な認定調査実施体制の確保

介護認定に際し、認定調査員一人ひとりに対し適正な認定が行えるよう随時研修や指導等を通じて、適正な認定調査を実施するための技術向上などに努めます。

(2) ケアプランの点検・ケアマネジメントの適正化支援

ケアプラン点検、ケアマネ・ケアスタッフ定例研修会を通じてケアマネジャーへの支援を行い、本人が介護サービスや保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用するために欠かせない適正なケアマネジメントを推進します。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修工事申請や福祉用具購入申請時に利用者の状態やニーズに対して適切に給付されるようケアプランの点検を行います。

(4) 医療情報との突合及び縦覧点検

医療情報と介護給付情報の突合とサービス事業所への給付内容の確認を国民健康保険団体連合会（国保連合会）へ委託して行います。

さらに、複数月にわたる給付内容の縦覧点検、サービス事業所への給付内容の確認を国保連合会へ委託し、医療と介護の重複請求の排除及び算定誤りの早期発見を行い給付の適正化に努めます。

(5) 介護給付費通知

介護サービス利用者に対し、介護給付費通知書を送付することにより、利用者が事業者からの請求が適正か、誤りや不明な点等はないか、また自ら受けているサービス内容を改めて確認することにより、給付の適正化に努めます。

(6) 給付実績の活用

国保連合会の適性化システムにより出力される帳票の活用や、介護給付適正化支援総合パッケージソフトによる給付実績情報と認定情報の突合により、不適切な給付情報を抽出し、実態把握に際してはケアプランの提出等により確認を行い介護サービスやケアマネジメントの質の向上、適切なサービスの確保に努めます。



2 居宅支援・サービス事業者等への支援

サービスの質の確保とともに、利用者に対する適切なサービスの提供が重要な課題となっており、事業所への研修の実施、情報提供など適切なサービス提供のため事業者支援を充実します。

また、高齢者の尊厳が保持され、良質なサービスが提供されるようケアマネジャーへの支援に努めます。

さらに、宮城県において実施する介護現場のリーダーの育成や中堅介護職員研修のほか、人材育成が困難な小規模事業者の介護職員に対する研修を通じ、介護職員のキャリア形成を支援することから、市としても研修の周知等連携を強化し事業者支援に努めます。

3 所得段階別の配慮

社会福祉法人による利用者負担軽減制度の運用や補足給付（食費・居住費）、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の改正による軽減制度を基本とし、介護保険法にも定められており市独自の減免措置は行いません。

また、保険料設定については、所得段階の多段階化を行い、一部公費負担により低所得者へ配慮した保険料設定を行っています。



第2 地域が支える人材育成・意識の啓発

1 地域の人材の育成と協働

地域包括ケアシステムを深化・推進するにあたり、社会福祉協議会を中心に、各圏域地域包括支援センターやシルバー人材センター等の関係支援機関と連携しながら、市民の方々が参加しやすい環境づくりや研修を実施し、地域サポーター等の人材育成に努めます。

さらに、福祉関係団体や市内の様々な技術・知識をお持ちの方をはじめとする地域の方々と連携・協力しながら地域活動を推進します。

2 住民意識の啓発

今後も質の高い福祉サービスを目指し、多様な媒体により広報・啓発に努めるとともに、気軽に福祉の学習・体験や交流のできる機会を有効に活用し、高齢者保健福祉に対する住民の理解と意識の啓発を図ります。

3 保健福祉・介護保険などの情報の提供

保健福祉事業や介護保険サービスの利用者が適切な事業者、必要なサービスが選択できるように、様々な情報が利用者にスムーズに提供されるよう、地域包括支援センターでの案内や広報はもちろんのこと、インターネット等の情報網を有効に活用します。

また、介護認定のための窓口申請の際や電話相談に対して、その状況に応じた適切な情報の提供に努めます。

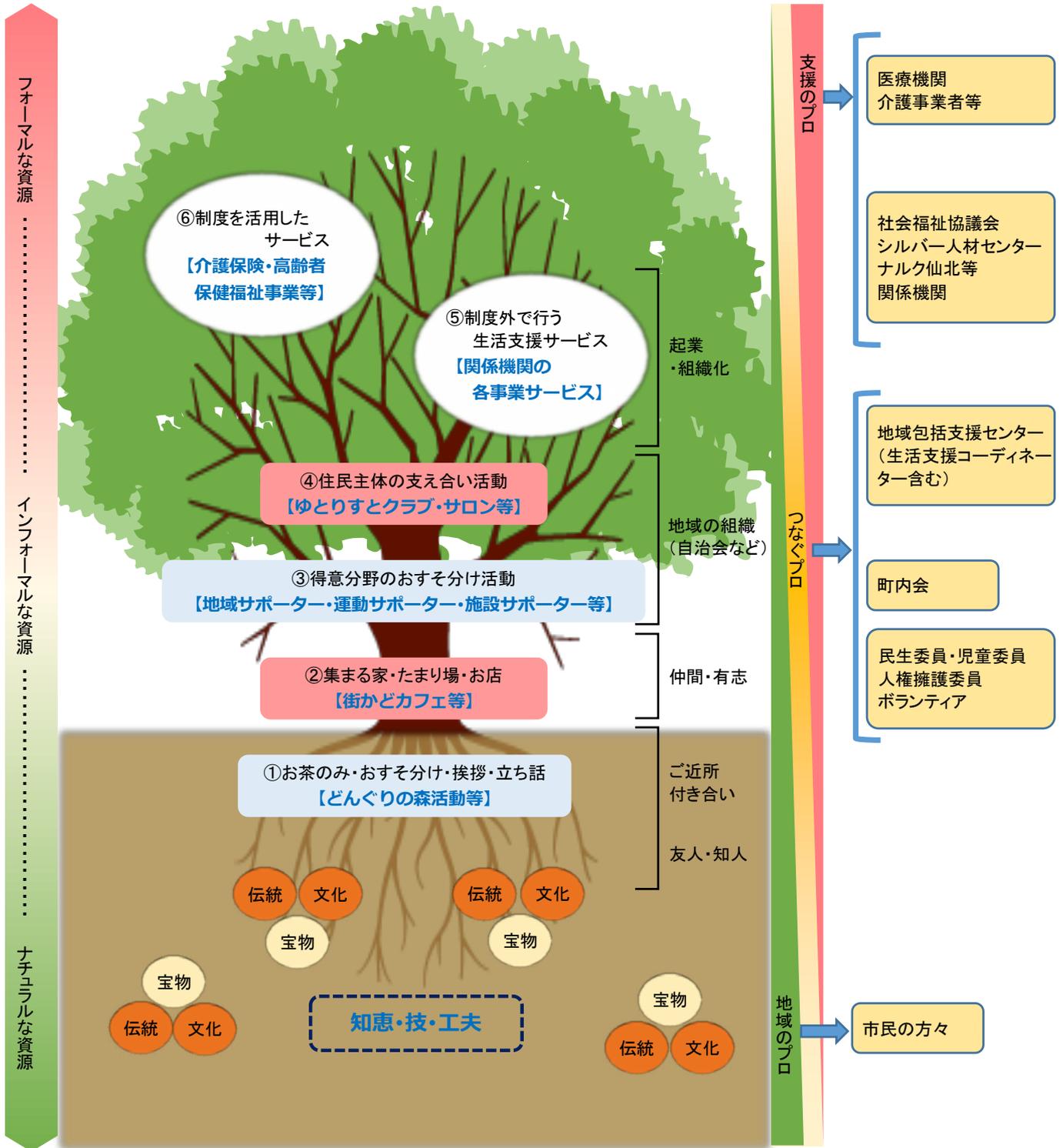
さらに、様々な市民参加型の事業を通して、積極的に市民の方々に情報を提供し、本市の保健福祉施策に対する共通認識を高めていきます。

サービス事業所等の関係機関へも、最新の保健福祉・介護保険関連の情報提供に努め、横断的な連携を目指します。



【富谷市における地域づくりの木】

資源も人もつながりを切らない①～⑥の“支え合いのネットワーク”





第3 事業の健全な運営管理・計画の弾力的な運用

1 富谷市介護保険運営委員会

介護保険制度の健全で円滑な運用の確保を図るため、富谷市介護保険運営委員会を引き続き設置し、健全で円滑な運営を確保します。

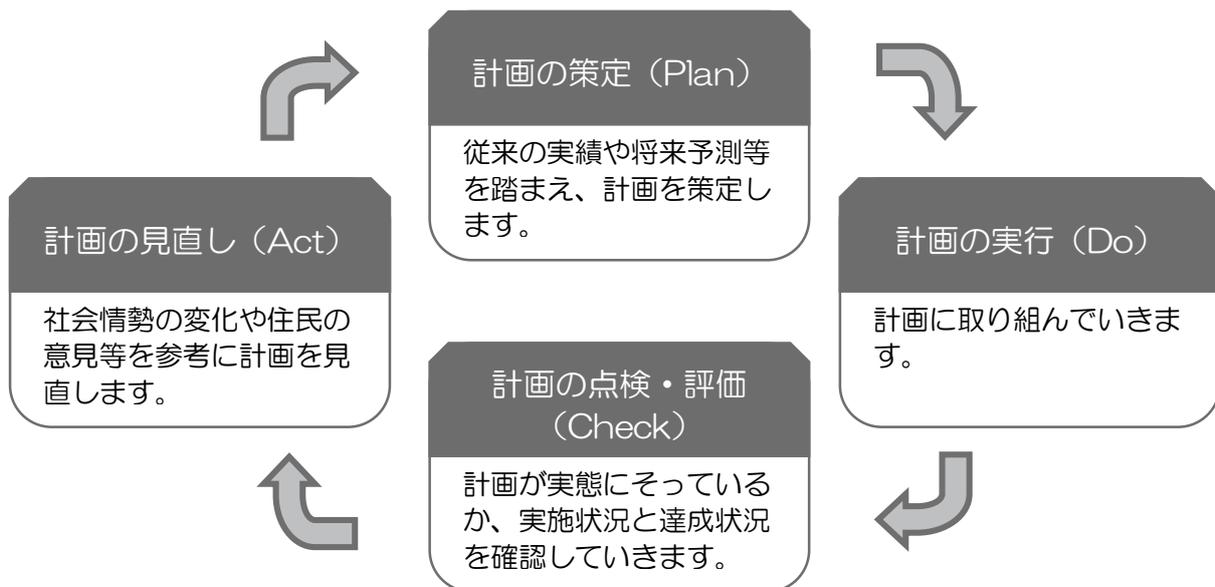
2 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会

地域包括支援センターの事業を含む地域支援事業等の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会を引き続き設置します。

3 計画の進行管理・事業評価と弾力的な運用

計画の推進にあたっては、令和3年度～令和5年度の3年間の計画期間において、少なくとも年1回の評価・点検・見直しを行うとともに、今後の社会情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて弾力的な運用を行います。

【計画におけるPDCAサイクルのプロセス】







1 富谷市介護保険運営委員会規則

平成12年9月29日

規則第13号

改正 平成21年12月17日規則第19号

平成28年9月26日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、富谷市介護保険条例（平成12年富谷町条例第1号）第13条の規定に基づき、富谷市介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平21規則19・一部改正）

(委員の構成)

第2条 委員会を組織する委員は、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内をもって構成する。

- (1) 被保険者 9人
- (2) 介護に関する学識又は経験を有する者 5人
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 4人

（平28規則13・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長の指名する者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平28規則13・一部改正）

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平28規則13・一部改正）

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（平28規則13・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第19号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第13号）

この規則は、平成28年10月10日から施行する。



2 富谷市保健福祉総合支援センター条例

平成16年9月21日

条例第13号

改正 平成18年3月8日条例第8号

平成24年3月22日条例第8号

平成28年6月14日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、保健福祉総合支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の保健福祉の総合的な相談に応じ、及び必要な指導を行い、もって市民の保健福祉の増進に資するため、保健福祉総合支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷市保健福祉総合支援センター	富谷市富谷桜田1番1

(業務)

第3条 センターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の相談及び支援に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条に規定する要介護等認定に関すること。
- (3) 法第115条の22第1項の指定を受けた指定介護予防支援事業に関すること。
- (4) 法第115条の45に規定する地域支援事業に関すること。
- (5) 法第115条の46に規定する地域包括支援センターの事業に関すること。
- (6) 法第115条の48に規定する会議に関すること。
- (7) 保健福祉活動の支援に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(平18条例8・平24条例8・平28条例30・一部改正)

(職員)

第4条 センターに、所長及び必要な職員を置く。

(手数料)

第5条 市長は、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者が、センターから法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けたときは、当該指定介護予防支援に要した費用を当該居宅要支援被保険者から手数料として徴収する。

2 前項の指定介護予防支援に要した費用の額は、法第58条第2項の規定により算定した額を限度とした額とする。

(平18条例8・一部改正)

(保健福祉総合支援センター運営協議会)

第6条 センターにおいて行う地域包括支援センターの事業の適正かつ円滑な運営を図るため、富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 10 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 11 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平18条例8・追加、平24条例8・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例8・旧第6条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。
(富谷町介護支援センター条例の廃止)
- 2 富谷町介護支援センター条例（平成11年富谷町条例第6号）は、廃止する。
附 則（平成18年条例第8号）
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
 - 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年富谷町条例第34号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成24年条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第4号及び同条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。



3 富谷市介護保険運営委員会委員名簿

※敬称省略

任期：平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	那須 正行	日吉台前行政区長	委員長
2	学識経験者	佐々木 久美子	宮城大学看護学群看護学類 教授	
3	学識経験者	志水 田鶴子	仙台白百合女子大学 心理福祉学科 准教授	
4	学識経験者	中谷 良子	介護老人保健施設 リーズ理事長	
5	学識経験者	渡邊 裕志	医療法人社団 脳健会 仙台リハビリテーション病院 院長	
6	介護サービス従事者	杉本 綾子	特別養護老人ホーム杜の風 施設長	
7	介護サービス従事者	千石 愛	特別養護老人ホーム成田の里 施設長	
8	介護サービス従事者	山内 貴	特別養護老人ホームアルシュ富谷 施設長	
9	介護サービス従事者	斎藤 翔	富谷市福祉健康センター 管理者	
10	被保険者	藤島 史男	老人クラブ	副委員長
11	被保険者	平岡 政子	行政区長	
12	被保険者	大和 道功	民生委員児童委員	
13	被保険者	佐藤 一夫	元民生委員児童委員	
14	被保険者	永野 憲子	主任児童委員	
15	被保険者	佐藤 恵子	シルバー人材センター	
16	被保険者	玉川 ゆき子	三ノ関ゆとりすとクラブ	
17	被保険者	増田 恵美子	Narita マルシェ 代表	
18	被保険者	菅原 義則	傾聴の会	

4 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会名簿

任期：平成30年4月1日から令和3年3月31日まで

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	佐藤 光精	佐藤病院院長	副会長
2	学識経験者	横道 弘直	公立黒川病院地域医療センター長	
3	学識経験者	大森 純子	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻地域ケアシステム看護学分野 教授	
4	介護サービス事業者及び職能団体	高橋 永郎	一般社団法人A i サポート福祉会副理事長	会長
5	介護サービス事業者及び職能団体	小野 久恵	有限会社あおい代表取締役	
6	介護サービス事業者及び職能団体	佐々木 弘俊	有限会社ケアオフィス代表取締役	
7	相談事業等関係者	武田 友好	NPO法人一万人市民委員会 宮城県民の会調査員	
8	相談事業等関係者	佐々 利春	富谷市社会福祉協議会事務局次長	
9	被保険者	武弓 恵扶子	第1号被保険者	
10	被保険者	工藤 光男	第1号被保険者	

5 策定の経過

開催年月日	委員会名	内容
平成30年8月2日	平成30年度 第1回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 平成29年度介護給付実績について (2) 平成29年度介護保険料調定額・収納額・収納率の推移について (3) 平成29年度高齢者保健福祉事業実績および平成30年度高齢者保健福祉事業について (4) その他
平成30年11月6日	平成30年度 第2回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 富谷中央・あけの平圏域地域包括支援センターの開設について (2) 平成30年度上半期 介護給付実績について (3) その他
平成31年3月19日	平成30年度 第3回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 第7期介護保険事業計画 進捗状況について (2) 平成30年度 介護保険事業・高齢者福祉事業実績及び平成31年度事業計画について (3) その他
令和元年7月4日	令和元年度 第1回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 平成30年度介護給付実績について (2) 平成30年度介護保険料調定額・収納額・収納率の推移について (3) 平成30年度高齢者保健福祉事業実績および平成30年度高齢者保健福祉事業について (4) その他
令和元年10月24日	令和元年度 第2回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画実態把握調査について (2) 実態把握調査のスケジュールについて
令和元年12月19日	令和元年度 第3回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 令和元年度上半期介護保険給付実績等について (2) 富谷市高齢者保険福祉事業計画・第8期介護保険事業計画実態把握調査票について (3) その他
令和2年3月31日 ※新型コロナウイルス感染拡大防止により郵送対応	令和元年度 第4回富谷市 介護保険運営委員会	富谷市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告
令和2年7月30日	令和2年度 第1回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 令和元年度事業実績 (2) 富谷市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について (3) その他
令和2年10月27日	令和2年度 第2回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 第7期介護保険計画の達成度について (2) 富谷市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について (3) その他
令和2年12月14日	令和2年度 第3回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 令和2年度上半期介護保険給付実績等について (2) 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について (3) その他
令和3年1月15日～ 令和3年2月3日	パブリック・コメントの実施	1名より7件のご意見をいただきました。
令和3年2月8日	令和2年度 第4回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 富谷市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について (2) その他



用語解説

○ あ行

SOS ネットワークシステム

認知症高齢者が徘徊等で所在不明になった場合に、事務局になっている警察署を通じてネットワークによる捜索協力を手配する仕組み。郵便局、タクシー会社、放送局などの団体に構成された会員はそれぞれの持ち場で早期発見と保護に協力するもの。

○ か行

介護医療院

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「平成29年改正法」という）により、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護療養型医療施設からの新たな転換先の介護保険施設。

介護給付

要介護（要介護1～5）の認定を受けた利用者（被保険者）が利用できるサービスとその利用料を保険料・税金から補助（支給）すること（保険給付）をいう。原則、利用料の7～9割が補助され、残りの1～3割が利用者の自己負担となる。

介護報酬

事業者が利用者（要支援・要介護認定者）に介護保険サービスを提供した場合にその対価として事業者を支払われるサービス費用のこと。

介護保険事業計画

介護保険の保険給付を円滑に実施するために地方自治体が策定する計画のこと。「市町村介護保険事業計画」と「都道府県介護保険事業支援計画」があり、介護保険法によって3年ごとの策定が義務付けられている。

介護保険施設

介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老

人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の4種類がある。

介護予防

介護を要する状態になることを予防すること、または状態の悪化を予防すること。

介護予防サービス

介護予防サービスとは、要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援状態になっても状態の悪化を防ぐことに重点をおいたサービス。要介護認定・要支援認定で「要支援1」「要支援2」に認定された人が利用するサービスに相当する。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正により創設されたサービスで、市区町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者を対象として、利用者の状態像や意向に応じて、介護予防、生活支援（給食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。

介護療養型医療施設

介護保険法による施設サービスの一つで、要介護者のうち長期の療養を必要とする要介護者に対し、医学的な管理のもとに、介護やその他の世話、機能訓練、療養上の管理・看護などを行うことを目的とする施設。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険法による施設サービスの一つで、要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。特別養護老人ホームとは、老人福祉法による名称。

介護老人保健施設

介護保険法による施設サービスの一つで、要介護者について、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせたサービスで、通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護、訪問看護を受けることができる地域密着型サービス。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問して、医学的



な管理や指導を行うサービス。介護保険のサービスメニューの一つ。

グループホーム

認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら、専門スタッフによる身体介護や機能訓練などが受けられる施設のこと。

介護スタッフのサポートを受けながら、5～9人のユニット単位で互いに役割を分担しながら、共同で自立した生活を送ることで、症状の改善を図る。

ケアハウス

老人福祉法に規定する軽費老人ホームの一種。60歳以上または、配偶者どちらかが60歳以上の人で、身体機能の低下または高齢者のため独立して生活するには不安がある人が自立した生活を継続できるよう構造や設備の面で工夫された施設。プライバシーや自立した生活を尊重した構造となっており、各種相談、食事、入浴のサービスの提供のほか、緊急時の対応機能も備えている。

ケアプラン

利用者個々のニーズに合わせた介護保険制度内外の適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が、ケアマネジメントという手法を用い、利用者・家族と相談しながら作成するサービスの利用計画のこと。ケアプランは、①利用者のニーズの把握、②援助目標の明確化、③具体的なサービスの種類と役割分担の決定、といった段階を経て作成され、公的なサービスだけでなく、インフォーマルな社会資源をも活用して作成される。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護支援専門員の通称で、介護保険法に基づき、要介護者や要支援者、家族からの相談に応じて要介護者等が心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、支援する職種。サービス事業者などとの連絡調整を行い、要介護者等のケアプランを作成する業務を担う。

ケアマネジメント

さまざまな保健福祉サービスを必要とする人に対し、その人の相談にのり、最適なプランをたてて計画的に自立や機能維持、在宅生活を支えていくことをいう。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明すること。権利擁護の一つとして、成年後見制度がある。



高齢者保健福祉計画/高齢者福祉計画

3年ごとに高齢者に関する各施策の総合的な推進を図るために老人福祉法に基づき策定するもの。介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置付けられ、介護保険事業計画と整合性をもって作成することが必要で、計画期間は同一とし、一体的に策定するものとされている。

○ さ行

在宅介護

病気・障がいや高齢のために生活を自立して行うことができない人が、自分の生活の場である家庭において介護を受けること。またはその人に対して家庭で介護を提供すること。家庭は利用者の持つ多面的なニーズに対応しやすく、ノーマライゼーションの観点からも重要な介護の場である。

市民後見人

親族以外の市民による後見人のことで、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識を持ち、適切に後見人業務にあたることができる方の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任するものである。

社会福祉協議会

社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。

小規模多機能型居宅介護

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、要介護者の心身の状況や置かれている環境に応じ、また、自らの選択に基づいて、居宅にサービス事業者が訪問し、またはサービス拠点に通所や短期間宿泊してもらい、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。

ショートステイ

介護保険法による居宅サービスの一つで、要介護者または要支援者について、施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

身上保護

民法第858条に基づき、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況



に配慮して、医療や住居、介護等の契約行為の履行が適正に行われているか確認するなどがあり、実際の介護等の行為の事実行為は含まないことをいう。

生活支援員

市開催の講座を修了した地域の方々と、平成29年4月から本市で開始された介護予防・日常生活支援総合事業の中の「生活支援型訪問サービス事業」の担い手となってもらい、利用者の相談や家事支援等、生活支援計画に基づき定期的な生活支援を行う。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援の充実を図るため、ボランティアへの声かけや高齢者のニーズとボランティア等のマッチングを行う。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人）を保護・支援するための制度。家庭裁判所が成年後見人を選ぶ法定後見制度と自らがあらかじめ成年後見人を選んでおく任意後見制度がある。成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行うことや、本人が自分で法律行為をするときに同意により、行為が成立する。また、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消す等により、本人を保護・支援する。

○ た行

第1層協議体・第2層協議体

地域支援事業における高齢者への多様な日常生活上の支援体制の充実・強化に向け、市区町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。市町村区域の第1層と、日常生活圏域の第2層がある。

第1号被保険者

市町村の区域に住所を有する65歳以上の高齢者の方。

第2号被保険者

市町村の区域に住所を有する医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方。



地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。なお、「地域包括ケア」は、平成20年6月19日に開催された第7回社会保障国民会議報告《社会保障国民会議第二分科会（サービス保障（医療・介護・福祉）中間とりまとめ）における記述では「(略)医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で用意されていることが必要であり、同時に、サービスがバラバラに提供されるのではなく、包括的・継続的に提供できるような地域での体制（地域包括ケア）づくりが必要である。」とある。

地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした事業。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、各区市町村に設置される。

地域ケア会議

地域における介護・福祉・医療など、高齢者に対する支援に従事する多様な主体による会議のこと。多職種の協働によって、地域支援ネットワークの構築を図るとともに、地域課題の把握やそれに伴うケアマネジメント支援の確立などを行う。

地域密着型サービス

住み慣れた自宅や地域で可能な限り生活を続けられるように、地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で提供される介護保険制度上のサービス区分。地域密着型サービスは、原則として、居住している市町村内でのみサービスの利用が可能。

超高齢社会

世界保健機構（WHO）が定義している、65歳以上の高齢者が占める割合が21%を超えた社会。同様に、7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と定義している。

特定施設入居者生活介護

介護保険法によるサービスの一つで、要介護者または要支援者について、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居させ、当該施設において



入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

どんぐりの森活動

東日本大震災で経験した地域の助け合い活動が発端となり、その取り組みを地域や行政が応援し、活動の輪を広げていく目的で、四方八方に転がり芽吹く「どんぐりの種」に思いを重ね、「どんぐりの森活動」と命名した地域の活動。

○ な行

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて区内を区分したものの。

認知症

色々な原因で脳の細胞の働きが失われたり、働きが悪くなったためにさまざまな障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）を指す。認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞が脱落する「変性疾患」と呼ばれる病気であり、アルツハイマー病、前頭側頭型認知症、レビー小体型認知症などがこの「変性疾患」にあたる。続いて多いのが、脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その結果その部分の神経細胞の働きが失われたり、神経のネットワークが壊れてしまう血管性認知症である。

認知症ケアパス

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症を発症したときから、生活をする上で色々な支障が出てくる中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのようなサービスを受ければよいのかを標準的に示したものの。

認知症サポーター

認知症に対する正しい理解や認知症の人に対する接し方を学び地域のさまざまな場面においてそれを実践する担い手のこと。

認知症対応型共同生活介護

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

ノーマライゼーション

子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、お互いが特別に区別されることなく、共に社会生活ができることをいう。

○ は行

訪問介護

介護保険法による居宅サービスの一つで、要介護者または要支援者について、その居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助。

訪問介護員

介護保険制度において、訪問介護や夜間対応型訪問介護などのサービスを提供する者。ホームヘルパーとも呼ばれる。介護福祉士の資格をもつ者や、都道府県知事または都道府県知事の指定する者の行う研修（介護職員初任者研修など）を受け、研修を修了した証明書の交付を受けた者が従事する。

訪問看護

介護保険法による居宅サービスの一つで、要介護者または要支援者について、その居宅において、看護師等により行われる療養上の世話または必要な診療の補助。

避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、その円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を必要とする方。

福祉避難所

一般の避難所では生活に支障を来す要支援者に対して、一定の配慮がなされた避難所のこと。対象者は、高齢者、障がい者、病弱者など、特別な配慮を必要とする方である。



○ ま行

街かどカフェ

サポーター等の地域の方が主体となって運営し、高齢者を中心とした地域の人たちが気軽に出入りし、出会える「地域の井戸端」「地域の居場所」の場を提供。

民生委員児童委員

民生委員法に基づき、各市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。介護保険制度下では、制度利用に関する相談や申請の代行、ケアマネジャー等と連携した利用後のフォローなどの役割を担っている。

○ や行

ゆとりすとクラブ・サロン

身近な地区の会館や公民館等で、地域サポーターの支援のもと、お茶飲みやレクリエーションなどを行うことにより、高齢者の閉じこもり予防や生きがいをづくりにつなげる事業。平成6年に鷹乃杜ゆとりすとクラブが第1号で発足し、現在23ヶ所の地区で開催している。

要介護認定者

介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、介護が必要な状態であることの認定を受けた者。訪問調査に基づくコンピュータ判定、主治医の意見等をもとに介護認定審査会で審査し、要介護状態区分（改正介護保険制度では、要支援1・2、要介護1～5）の判定が行われる。

要支援

要介護状態まではいかないものの、6か月にわたり継続して、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態（要介護状態となるおそれがある状態）で要支援1・2に判定が分かれる。



予防給付

介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。

○ ら行

老老介護

家族の事情などにより、高齢者が高齢者の介護を行わなければならない状態のこと。体力的または精神的な問題から、共倒れとなる危険性もあり、高齢社会における問題にもなっている。介護保険制度と制度下のサービスが、このような介護負担の軽減を図るものとなることが求められる。

富谷市高齢者保健福祉計画

第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

発行日／令和3年3月

編集・発行／富谷市 保健福祉部 長寿福祉課

住 所／〒981-3392

宮城県富谷市富谷坂松田30番地

電 話 022-358-0513 (直通) F A X 022-358-9915

